

島おきなわ

2023年
4月号

No.468



◎連載ピックアップ

リレー
Relay
Essay

エッセイ

「輝く里山・里海・笑顔あふれる島人」
～原風景と幸せが満ちた島 いへや～

伊平屋村長 名嘉 律夫

この人
に
聞
く
今昔 106

元那覇市議会議員
宮城 武

◆沖縄県の離島医療のあゆみ vol.29

へき地医療は人材の確保

公益社団法人地域医療振興協会 崎原 永作
沖縄地域医療支援センター長

◆連載 琉球歴史研究家
賀数仁然の「はいさい沖縄」

～シン・儀間真常～

◆おきなわ气象台だより

経験したことのない大雨、に備える

沖縄气象台長 藤川 典久

※詳しい掲載内容は、裏面の目次でご確認ください。

～伊平屋島の念頭平松～ 伊平屋村

表紙の写真：国指定天然記念物のリュウキュウマツ



伊平屋村には平成28年に国指定天然記念物に指定されたリュウキュウマツ「念頭平松」があります。樹齢はおよそ280年とされ、高さ1.2mの幹回りが445cm（胸高直径141.7cm）、枝は幹から東に15.6m、西に12.5m、北に11.8m、南に11.7mのやや楕円形に伸びている大木です。樹高は約8mあり、全体の形状は傘を広げたような姿をしています。伊平屋村に伝わる古歌である大田名節（うふだなぶし）の一節に、念頭平松の枝振りの美しさが歌われるなど古くから地元住民に親しまれています。

昭和初期にはすでに名木として知られており、昭和33年に県指定天然記念物に指定されたほか、「新・日本の名松100選」（昭和58年）、「新・日本名木100選」（平成2年）、「おきなわ名木百選」（平成14年）に認定されており、その優美さは今もなお、多くの人々の心を魅了し続けています。

表紙写真・文（伊平屋村 総務課）

自治おきなわ 2023年4月号／No.468

contents 《目次》

◆ リレーエッセイ	
— 「輝く里山・里海・笑顔あふれる島人」	
～ 原風景と幸せが満ちた島 いへや～	
伊平屋村長 名嘉 律夫	1
◆ この人に聞く vol.106	
元那覇市議会議員 宮城 武	2
◆ 沖縄県の離島医療のあゆみ vol.29	
— へき地医療は人材の確保 —	
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作	7
◆ 琉球歴史研究家 賀数仁然の「はいさい沖縄」	
— シン・儀間真常 —	11
◆ おきなわ気象台日より	
— 経験したことのない大雨、に備える —	
沖縄気象台長 藤川 典久	12
◆ 第199回沖縄県町村会定期総会開く	15
◆ 令和4年度「地域医療従事者」表彰式	17
◆ 令和4年度市町村長研修会	19
◆ 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会	20
◆ 令和3年度市町村決算の概要	24
◆ 令和5年度研修計画（自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー）	37
◆ ゆたしく通信	74
◆ 要請	76
◆ 会務の動き	80
◆ 町村長選挙の結果	82
◆ 市町村一覧	83

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。

リレー Relay Essay エッセイ



「輝く里山・里海・笑顔あふれる島人」

～ 原風景と幸せが満ちた島 いへや ～

伊平屋村長 なか 名嘉 りつお 律夫

伊平屋村は、沖縄県最北端の有人島で、東シナ海洋上に浮かぶ離島村です。北緯 27 度 2 分、統計 7 度 58 分に位置し、那覇市から北北西 117km、フェリー発着の今帰仁村運天港より 41.1km の距離にあり、伊平屋島（面積 20.66km²と野甫島 1.08km²の 2 つの島より構成され地名、前泊、我喜屋、島尻、野甫の 5 つの字からなり、人口は 1,126 人となっています。島には 200m 級の山々が連なり山の麓には田畑が広がり、春先には山の新緑や稲の収穫期である 7 月頃には黄金色の田園風景を眺めることができます。また、四方を美しい珊瑚礁のリーフに囲まれたコバルトブルーの海に浮かぶ島は、北緯 27 度線が島を横切り、観光拠点として位置づけられた米崎海岸は砂嘴と呼ばれる沿岸流により運ばれた漂砂が長い年月を経て静水域で堆積して形成された沖縄県では貴重な地形であり、また、海の透明度は世界に誇っており野甫大橋から見る景色は絶景である。

そのような豊かな自然環境を活かし、農業では、稲作、サトウキビが基幹作物であり県内では第二の米所としても知られており、水産業ではモズク養殖が盛んに行われ、透明度の高い伊平屋の海で育ったモズクは太く、とても食べ応えがあり全国でも定評があります。

伊平屋島は、古生代にさかのぼる島の生い立ちや万葉の世界に通ずる天照大御神伝説（クマヤ洞窟由来）があり、また先祖崇拜や万の神々（ウタキ）崇拜等の祭司を司る祝女の存在は、県内有数の神の島としても知られ、第 1 尚氏の曾祖父屋蔵大主が住んでいた地であることもあり、歴史文化、神話とも深い繋がりがあります。

さらに新日本銘木 100 選に選定された巨大な枝振りが美しい年頭平松は島のシンボルとして、久米島の五枝のマツとともに、沖縄の 2 大名松として平成 28 年 3 月 1 日に国指定天然記念物に指定されています。

また、世界でも類を見ない本村の一大イベント、ムーンライトマラソンは、星の声援、月の伴走をテーマに県内外から多くのジョガーがエントリーし、夕暮れから夜にかけて行われるマラソン大会です。暑さが苦手な初心者や日差しが気になる女性も気軽に参加でき、特に、ハーフマラソンコース参加者の半数は女性ランナーとなってお

り女性に人気の大会でもあります。大会の前夜祭では村の伝統芸能や現代組踊り演武等が行われ、大会当日の後夜祭には島内外からのゲストによるライブコンサート等マラソン以外にも魅力たっぷりの大会となっております。

さて、伊平屋島へのアクセス手段はフェリーのみであり、午前と午後の 2 便、前泊港と運天港を往復運航していますが、所要時間が 1 時間 20 分と長時間要するため、移動の際には、沖縄本島での宿泊を余儀なくされることも少なくありません。また県外からのアクセスが悪く夏場の台風時期や荒天時には欠航することも多く観光産業等への影郷が甚大であるため、海上交通に加えて空港の早期整備が強く望まれております。

観光産業の振興に関しては、地域の魅力に共感し、観光だけでなく、テレワークや、ワーケーション、多拠点移住といった多様な動機を持つ人々が来訪し、長期滞在を含めて沖縄の島々に滞在する質の向上を促進すべき局面にあります。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大と社会経済危機の発生は、東京一局集中型の国土構造、人や施設が密集する従来の都市づくりや生活環境に対する疑問や疑念を生み、安全と安心、心の豊かさや充足感をより重視する価値観のライフスタイルが広がるきっかけになったとも捉えられています。このような環境の変化を踏まえ、利便性や効率性を優先した大都市での生活よりも、心のゆとりを持つことができる生活を求める気運が高まり、離島を含む全国各地への移住を望む人々が増加することも考えられます。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした働き方や生活のニューノーマルは、場所にとらわれない考えを浸透させる一方、大都市一極集中の災害リスクへの不安等も再認識させられました。本県の離島においても観光産業における「各地域が一定の量を求めながら質の向上」への転換、テレワーク・ワーケーションの推進、多拠点移住や地方への移住、定住の促進など「新しい生活様式、ニューノーマルに対応した新たな離島振興への変革を図って行くことが求められます。こうした背景から、伊平屋村においても、ポストコロナに向けた地域活性化方策を探ることが求められています。

この人に 聞く

沖繩市町村
今昔 106

元那覇市議会議員
みやぎ 宮城 たけし 武



昭和8年8月9日生まれ。那覇市出身。

昭和24年首里高等学校退学。同年、政府立那覇モータプールに採用され、國場組を経て、昭和35年沖縄自由民主党事務局入社。沖縄自由民主党では事務局長を務められた。その後、那覇市議会議員を3期務められ、現在、共和化工株式会社顧問。

自治おきなわの『この人にきく』は、戦後沖縄の地方自治の第一線で活躍した方々からお話をお聞きしております。語られるのは個人史ですが、それを通して自治や自治体、延いては沖縄の歴史や社会が見えてきます。

今回は、元那覇市議会議員の宮城武さんにお聞きしております。宮城さんは、激動期の沖縄で自由民主党の事務局長などをつとめ、保守政界の裏も表も見てきた方です。



取材風景

— 前回大田政作さんについてお聞きしました。大田さんは、早稲田大学在学中に高等文官試験（高級官僚の採用試験）に合格した秀才で、琉球政府の第3代行政主席に就任しましたが、身内の自由民主党の中から反乱もあり、1964年（昭和39年）辞職しました。その翌年参議院選挙の全国区に立候補したのですね。

宮城 自由民主党の公認候補になりました。大田さんが参院選に出るので一緒に来てくれ、というので、沖縄自民党の事務局長を辞めて私も東京に出ました。家を借りて半年間東京にいました。

— 参議院選挙は、安里積千代さん（社会大衆党委員長、立法院議員、衆議院議員を歴任）も立候補したのですね。

宮城 最初は沖縄県人会は大田でだいたいまと

まっていたのですが、安里さんも出るということで票が割れることになりました。沖縄からは大田一人という前提で、自民党は公認したのですが、二人になったものだから、大田は当選の見込みないということになり付けた組織も外されてしまいました。被差別部落解放の同和という組織があるでしょう、これ全部大田に付いてたんですよ。秋田大助という方、衆議院の副議長など務めた有力者でしたが、この人が指揮して組織的に支援してくれたんです。それで僕ら、各県ごとにあいさつ回りも済んでいたんですが、支援組織が全部外されました。それでも22万票を集めました。落選でした。30万か40万票ぐらいで当選ではなかったかな。

— 話は元にもどりますが、第一次沖縄自由民主党の結党が1959年（昭和34年）、第二次沖縄自由民主党が1967年（昭和42年）です。大田さんが主席を務めたのが、1959年から1964年（昭和39年）でちょうどこのころです。大田さんは、1959年の保守合同で結成された第一次沖縄自由民主党の初代総裁です。「日本」の戦後保守政権を担ったのが自由民主党です。党名を同じにしたのは本土の自由民主党と繋がりたいという意味もありましたかね。

宮城 同じ保守としての根幹はあるわけですがね、党名で言えば沖縄民主党の時代もあります。



聞き手 前津先生

沖縄の政界の本当の勢力は僕らは人間の名前で覚えています。松岡派とかですね、松岡政保さん（実業家、第4代行政主席、沖縄電力社長など歴任）が米軍支配の中で一番力を持っていたのは、英語ができるものからです。あの人が力を持って政治家グループを作っていた。それからもう一方は誰かと言うと當間重剛さん（那覇市長、第2代行政主席、上訴裁判所首席判事など歴任）を中心としたグループ、この二つが沖縄政治勢力のポイントなんです。當間重剛さんに属した方は、大体伝統的に日本教育を受けた人、あんまり金に左右されない人が多いんですよ。松岡さんの所は米軍との関係があったから、じゃんじゃん物が入るんで、そのためにいったという人が多いですね、それが合併したのが第一次沖縄自由民主党です。これは難しい事があったと思うんですが、沖縄の保守政界の成り立ちは大体そんなものです。

— 松岡派と當間派が合同して第一次沖縄自由民主党ができるんですね。二つのグループが一緒になってギクシャクはしませんでしたか。

宮城 対立はいつもありましたよ。もっとも時間が経過すると対立は薄まってきましたが。しかし政界はまた新興勢力が出て来ますからね、色々。

— 新興勢力というと

宮城 現在の現職の連中が作るわけですよ、今自由民主党の沖縄側の組織というのは、系統的なのが無いんですよ、もう今の国会議員が県連会長やりきれないんですから、とにかく異常です、今は。だから下地幹郎氏のように自民党を飛び出すのが出て来る。下地が自民党の中でずっとやっていたら今時は総理候補に名前がでるぐらいの力がある人なんですよ。



聞き手 仲地先生

— 全体を統率できるカリスマ的な人がいないということですね。

宮城 そうです、西銘順治みたいなのがいないんですよ。

國場議員は自民党の国防部長やっているんだから今中枢ですよ。先にBSフジのプライムニュースに出演したようですが、儀間光男さん（市会議員、県議会議員、浦添市長、参議院議員など歴任）がね、「國場幸之助これは素晴らしいぞ」って言うんですよ、「えっ何だよ」って聞いたら、「国防に対する討論会があったが、これは育ってるぞ」と、僕に言っていましたね。

— 復帰前、宮城さんが事務局長のころ自由民主党の事務局はどのくらい人がいたんですか。

宮城 事務局は何名ぐらいだったかなあ、5、6名ぐらいじゃないですかね。宮里辰彦さんがデパートリウボウ作った時にビルの一室借りてそこに事務所持っていました。

— 宮城さんの履歴書によると、宮城さんは最初事務局員として入って、1968年（昭和43年）頃から事務局長。大田政作さんの時代です。宮城さんが仕えた大田政作さんはどういう方でしたか。

宮城 大田さんは早稲田大学在学中に高等文官試験の行政科と司法科の両方合格の秀才です。おほまのぶもと大濱信泉さん（元早稲田大学総長）から聞いたんですが、大学に残ってくれという話もあったようですがね、大田さんは行政官僚になりたくてそれで伊江男爵（伊江朝助（元貴族院議員））に相談に行ったらいいんですよ。郷里の事したいそのためには官僚になってやりたい、と言ったら伊江男爵から行政となると人脈が無いと駄目だと、だから司法で生きた方が良くよとアドバイスされたらしいんですよ。司法だったら実力でいけるという事で、裁判官になったという話は聞いたんですがね。大田政作は、どこにでも通用するわけですよ、試験通っていますから、昔の高等文官ですから。戦後熊本で弁護士をしていました。当間重剛さんが、時の工務交通局長をしていた新里善福さん（国頭村長、立法院議員、琉球電信電話公社総裁など歴任）をつかって琉球政府の副主席に来るように説得に行かすわけです。

— 当間重剛さんは、琉球復興のため人材を集めようとしたのですね。この頃から宮城さんは自由民主党の裏も表も分かる立場だったわけですね。宮城さんは最近主席公選選挙のとき、72万ドルという大金が、中央の自民党から提供されたという衝撃的な証言をしております。

それまで高等弁務官による任命だった行政主席を住民の直接選挙で選ぶこととなります。革新共闘会議ができて、革新側は屋良朝苗さん（沖縄教職員会会長、第5代行政主席、県知事を歴任）、保守側は西銘順治さんが候補でした。

宮城 主席公選は1968年（昭和43年）ですね。その時の選挙で僕は選対本部で指揮取っており

ます。吉元栄真さん（沖縄自民党副総裁）が、自民党の福田赳夫幹事長と面談し、70万ドルの選挙資金提供を約束する場にも立ち会いました。正確には72万ドルかもしれませんが、私の記憶では口頭では70万ドルと話していました。

このことはアメリカの公文書にも載っているようですが、当時の自民党職員で沖縄担当だった金尚（きんしょう）という人が、週刊文春で暴露しています。その週刊誌を僕も見たものだから、暴露された以上はもうある話はしようやと言う事で、70万ドルの件を表に出したということです。金尚は民主党（1998年）ができたときに民主党に鞍替えします。

— 選挙資金の援助が円ではなく、ドルで話し合われているんですね。

宮城 主席公選のころは沖縄はまだドルなんですよ。日本は今のようにならざるを得ないんです。1ドルは360円で固定されている固定相場なんですよ。日本は輸出するのがないのでドルが足りないんです。そういう難しい時代です。一方、沖縄はドルじゃないとお金が使えない。日本国内では円でお金はいくらでも集まるが、それをドルに換えなければならない。これはアメリカ通さないとどうにもならないんですよ。アメリカ人の商工会議所、日本にいてドルで商売している人もたくさんいる。そういう人々を使いまして、円をドルに交換して沖縄に入ると、その入れる時の銀行をアメックスにするかどうかという問題もありました。そういう風にアメリカの銀行を使ってドルを沖縄に入れるわけです。

— 原資というか、元々の70万ドルのお金はどこから。

宮城 企業からです。各業界に福田さんの名前で宜しくと集めるわけです。

— この70万ドルは実際に沖縄に入って来たんですね。

宮城 一回では入ってきてないですよ。何回かに分けて入ってくるんです。受け皿は自由民主党。この70万ドルは、主席公選の時の選挙資金です。



取材風景

— 主席公選の話に戻りますが、革新は教職員会長の屋良朝苗さん、保守は那覇市長の西銘順治さんが候補になります。このとき相手陣営の方から宮城さんに、「西銘は出すな、今回は屋良が勝つ」と言ってきた、という裏話が最近報道されました。

宮城 これはね、僕は福地廣昭（元沖縄教職員組合書記長、元沖縄人権協会理事長）に呼ばれて言われましたよ。福地さん亡くなりましたね。辺土名高校の僕の先輩ですよ、それで僕らよく会って話し合っていたんですよ。福地廣昭とか平良清安（元県議）とか。それで西銘が知事公選の候補になってきた時に、福地は僕に「西銘は絶対勝てないから降ろした方がいい」と言ったんですよ、「西銘は非常に大事な政治家だから傷は付けるな」と言うんですよ。僕は、「今さら、立候補やらない方がいいと言える立場に無い」と答えたら、「じゃ俺が行く」という話になった。その後ほんとうに行ったかどうかは分からないが。

福地さんは、教職員会の政経部長かなんかで、選挙対策本部長みたいなことをやりました。非常に幅の広い人でした。

— 主席公選は日本の施政権の外にある琉球の選挙ですが、日本の安保体制に大きな影響を与えるもので、与野党とも総力をあげて支援体制を組みました。その一つが72万ドルの選挙資金の供与だったのです。選挙の結果は、革新の屋良朝苗が23万7千票、保守の西銘順治が20万6千票、投票率が89%と戦後最高を記録して、関心の高さを示しています。

今回は、主席公選と同時期に行われた立法院議員選挙、国政参加選挙などについてお聞きしたいと思います。

(聞き手:仲地 博、前津 榮健)





沖縄県の 離島医療の真あゆみ

vol.29

公益社団法人地域医療振興協会
沖縄地域医療支援センター長

さき はら えい さく
崎原 永作



へき地医療は人材の確保

寒さも少しづつ和らいできて、日本列島に桜の季節がやってきました。春は新しい門出のときです。皆様、いかがおすごでしょうか。沖縄県町村会事務局の依頼により本県の離島医療についてご報告させていただいております。公益社団法人地域医療振興協会沖縄地域医療支援センターの崎原です。今回も与那国からご報告させていただきます。

平成14年に沖縄県へき地医療支援機構を立ち上げてから、20年になります。これまでの活動を振り返ってみますと、支援機構が最も力を注いだのが、へき地の医師の確保でした。

医師確保の現状

沖縄県から委託を受け行なっている「ゆいまーるプロジェクト」はこれまで多数のへき地・離島医療に興味のある医師を離島・へき地に送り込んできましたが、へき地に行ってもらう前に、必ず面談をすることにしていました。直接お会いして、その先生が離島との相性が良さそうか、離島診療所の医師として活躍できる技量を備えているのか、不安に思っていること、離島・離島医療の情報提供など、出来るだけ丁寧に意見交換をするのですが、たった一回きりの面談で離島・へき地との相性を押しはかるのは難しく、中にはうまくいかなかった事例も多々ありました。



ある産婦人科クリニックの 院長先生のお話し

ゆいまーるプロジェクトに他県で産婦人科を開業している先生が登録してきました。長年クリニックをやってきたが、若い頃からの夢であった離島医療に貢献したいので、クリニックを閉めて沖縄に移

住するとのことでした。その当時、県立病院は産婦人科医が不足していましたので、早速病院事業局にその情報を伝えたところ、是非ということだったので、県立病院に勤務することを前提に沖縄の医療の情報を伝える事やその先生の要望に沿った条件整備など、きめ細かく電話でのやりとりを何度も行い、入職に向けた手続きが順調に進み、いよいよ週明けの月曜日に病院事業局から県立病院の産婦人科医が確保出来たことを県民に向けて発表することになっていた金曜日、県庁で昼食後に何の気なしに備え付けのテレビを見ていたら、臨時ニュースが流れてきました。安倍総理の肝入りで、国の緊急医師確保対策として、医師不足地域に対する緊急臨時的医師派遣システムによる派遣が決まり、その第一弾の医師団が安倍首相を中心に写っていました。昨今の医師不足による医療崩壊に国もいよいよ動き出したかと思ひながら、画面を眺めていると、安倍首相と並んで会見をしている医師団の団長の顔に視線が釘付けになりました。その医療団の団長はどう見ても、県立病院の産婦人科に勤務する予定の先生、その人でした。全く訳がわからないまま、急いで電話をかけました。「先生、国の緊急医師派遣の臨時ニュースを見ましたが、一体どういう事ですか？ 先生が県立病院に赴任することを週明けに沖縄県民に発表する調整をしたばかりだったじゃないですか？」電話の向こうからは、途切れ途切れに、大学の先輩から電話があったこと。国が緊急派遣のための医師を探しているので行って欲しくないかと頼まれたこと。特に安倍総理から大変期待しているとお言葉を頂いたこと。やっと聞き取れる小さな声が聞こえてきました。

いくら先輩から頼まれて、時の首相に期待されているとは言っても、すでに沖縄の県立病院に来ることがほぼ決まっている時点で、それはいいのではないかと問い詰めると。「安倍総理が…。安倍

総理が…。を繰り返すだけで会話にならず、全く埒があきません。ガッカリして電話を切り、この話は無かったことになりました。いくら安倍首相の肝煎りの政策だからと言って、先約をキャンセルさせてまで、横取りするなんて、国は強引な事をするものなんだと呆れた次第。

もう一人の産婦人科医のお話し

県立病院で産婦人科医を確保できない状態が続いていました。ある産婦人科医が県立病院で勤めても良いと手を挙げてくれました。ところが、公務員の定年を少し超えていたため、県立病院では正職員として雇うことができないということになりました。沖縄を支援したいというせつかくの思いが実を結ぶ事なく残念な結果になるどころでしたが、当時労働者派遣事業者であった沖縄地域医療支援センターがその先生を雇って、地域医療振興協会から県立病院に派遣することで県立病院で勤務できることになり、後任の先生が来られるまでの数年間勤め上げられました。

短い一生のお話し

ある年、離島診療所の医師をゆいまーのホームページで募集したところ、全国各地から5名の先生の手が上がりました。急いで面談スケジュールを立てて、沖縄を出発しました。最初に訪れたのは瀬戸内海に面した県でした。事前に送って貰っていた履歴書から少々ご年配の方で、離島勤務は正直難しいのではないかとこの印象を持ちながら、指定されたカフェで待っていると、七十がらみのご夫婦が店内に入って来られました。お話を聞きますと、長年瀬戸内の離島医療を実践されていた方で、数年前に脊柱管狭窄症によるひどい腰痛のため診療が続けられなくなり、離島医療から身をひいたとのこ

とでした。ところが、去年、思い切って手術を受けたところ、腰痛がほとんどなくなったので、もう一度ライフワークである離島医療に戻りたいとの思いが湧き出てきて、ゆいまーるに応募したとの事でした。少し、年齢はいつているものの、長年離島医療を実践されたベテランである事は頼もしく感じられました。その先生と話をして、離島医療に対する強い思いを感じることができたことと、一緒に来られていた奥様の「主人に医師人生の最後の活躍の場を与えてください。お願いします。主人は体が動く限り一生勤め上げる覚悟でいます。」という強いお願いを断りきれず、「そこまで仰るのでしたら、ご主人は離島医療のベテランですし、お願いしたいと思います。」と答えてしまいました。残りの四人には丁寧にお断りの連絡をさせていただきました。以上の経緯で赴任が決まり、ご夫婦で島に移住して頂き、無事に診療が始まりました。ところが、ほっとしたのも束の間、赴任して2～3週間ほど経った頃、奥様から変な電話が支援センターに入りました。奥様が家の庭に出ていると、いつでも見張られているような視線を感じるとのこと。視線を感じて振り返ると、そこには近所の人が出て、こちらが気づいたとわかれると、挨拶することもなく、不自然に目を逸らして素知らぬ顔をするので、感じが悪いを通り越して、不気味に感じるというのです。「島の人は恥ずかしがり屋なので、本当は仲良くなりたいけど、話を切り出せないだけかもしれませんよ。新しいお医者さん夫婦に興味津々なんですよ。一度挨拶するようになると、頼りになるご近所さんになりますよ。」などと宥めても全く聞かずに、「センターから近所の人に監視しないでとってください」の一点張り。近所の人に監視しないように強く申し入れると約束して、なんとかその場は治りましたが、赴任してすぐのトラブルに、これから先が思いやられるな～と不安を感じました。そして、その不安は赴任一ヶ月目で現実のものとなりました。先生から

電話があり、妻の体調が悪いので、島を出たいと言うのです。あわてて、島に飛んで話を聞くことになりました。なんでも、妻はこの島と相性が悪いようで、島に来てから極端に体調が悪くなっているため、これ以上島におけないから、地元に戻したいが、自分も一人では何かと不便なので、辞めさせてもらいたい。と言うのです。「ちょっと待ってください。先生がいなくなったら、この島は医者のない島になりますよ。医療空白になっていいんですか?」と詰め寄ると、妻はもう地元に戻すことになりましたが、私はもう一ヶ月は続けますとの答えでした。面談の時、あんなに力強く、体が続く限り一生勤め上げると宣言した“一生”はたった二ヶ月間で短い生涯を閉じてしまいました。診療所の指定管理に入る時、住民の方と地域医療振興協会が引き受けたからには2度と無医島にはしませんと約束していたので、絶対に無医島にするわけにはいきません。6月から翌年の3月までの10ヶ月間は私が引き継いで住民の皆様との約束を反故にせずに乗り切ることができました。

地域医療は役場のため?住民のため?

村立の診療所で医師を探していました。私どもの沖縄地域医療支援センターに村長が見えられて、医師確保に力を貸して頂きたいとお願いされました。村も独自のルートで医師を探しているが、全く見つからない状況でした。依頼を受けて、医師確保に向けて作業を開始したところ、福岡の病院で勤務している内科の医師が見つかりました。早速、福岡に出向いて面談を行い、へき地医療に相性の良さそうな、誠実な先生であることがわかりました。本人は今回の診療所勤務に大いに乗り気で、ご家族の賛同が得られれば、このマッチングは成立するだろうと期待が膨らみました。奥様と一緒に面談も穏やかな雰囲気が進み、奥様から最終

的に移住に前向きな返事を頂くことができました。最初に連絡を入れてから、今回の返事が頂くまで実に半年の期間を要していました。家族の合意をいただいたことから、沖縄に戻って直ちに村役場に連絡をしました。すると、担当課長の反応がなんとなくおかしいのです。これは何かのつぴきならぬ事情が発生したかと思い、「村長に電話を代わってほしい」と担当課長に話しました。しばらくして、村長の大きな声を受話器から聞こえてきました。「崎原先生、医師確保にご尽力いただきありがとうございます。お陰様で新しい医師を確保することができました。」私はまだ福岡の先生の話は伝えていなかったのですが、別の先生が決まったのだと悟りました。「いつごろ決まったんですか？」この問いの答えは「二ヶ月ほど前に見つけて、村にきて頂いて、診療所も見てもらいました。住民説明会も済ませました。」と言うものでした。確かに、地域医療振興協会といえども、医師確保を100%保証することはできないので、医師確保にはあらゆるルートを使うのは当然のことだと思います。ですが、医師確保に目処がついた時点で、村はその情報を沖縄地域医療支援センターに伝えるべきだったのでは？二ヶ月前は福岡の先生はまだ決断していなかったのですが、その時点で診療所の医師が決まると伝えていれば、今回はご縁がなく残念でした、誰も傷つくことなく終わっていたはず。村長さんも医師が確保できてさぞや嬉しかったと思います。一刻も早くこの朗報を住民の皆様に発表されたのでしょうか。そこで住民説明会も早々と開催されたのでしょうか。それにしても、ひと言センターに伝えてほしかった。一大事であった。半年間の時間をかけて、やっと移住を決意した家族の移住先がなくなってしまいました。急いで福岡の先生に連絡をとったところ、「もう、今の病院を辞めちゃいました。」の返事で万事休す。困って、地域医療振興協会の理事長に電話をしてこれまでの経過

を話したところ、最初の一言が予想外なものでした。「ともかく、住民にとって医師確保ができてよかったじゃないか。」でした。そして「全国にある協会の病院で今回交渉した同等の条件で採用することを相手方に提案してみたら」と続けた。そうなんだ。医師確保ができたことは住民にとって大変喜ばしいことなのだ。まずはその事を素直に喜ぼう。気を取り直して、先方に理事長の提案を話したところ、半年かけて地域医療と地域医療振興協会の話をじっくり話してきたからか、「僕は地域医療振興協会の施設で働きたいと思っていますが、今回のドタキャンで妻はショックを受けているので難しいと思います。もう一度聞いてみます。」との事でした。数日後、連絡が来て、やはり移住まで決意したのに反故にされたのは許せない、協会の提案を呑む気になれないという結論でした。後日確認したところ、先生は元の病院に戻れたとの事。ほっと胸を撫で下ろしました。今回、交渉した当事者として、情報を共有してくれなかった村役場には憤りを感じてしまい、理事長のように“住民にとって医師確保ができてよかった”とあの時点でまったく思えなかった自分がかっかりしてしまいました。地域医療は常に住民のためにこそあるという原点を常に忘れないようにと心に誓いつつ日常業務に戻りました。その誓いが本物かどうかは、いつの頃か、同じ村からの医師確保の依頼があったとき、わだかまりなく「はい。喜んで!」と村役場に答えることができるかどうかで判明するでしょう。



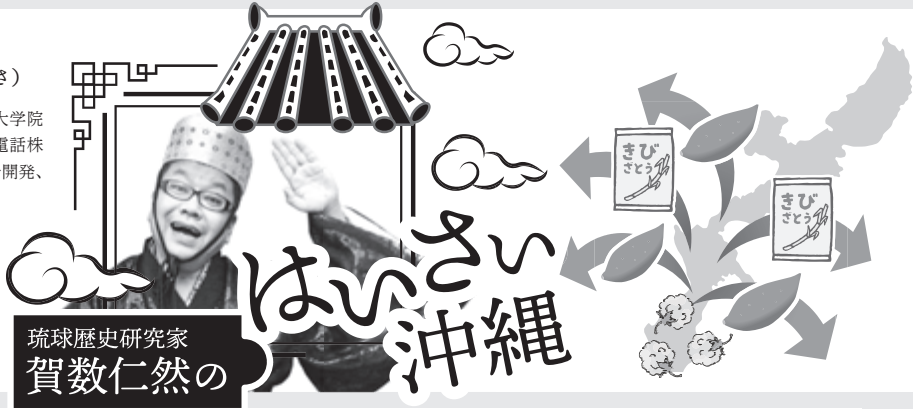


沖縄の偉人といえば?…儀間真常は外せないですね。何をした人でしたっけ、そう。イモと砂糖が有名ですね。“産業の恩人”ともいわれる、儀間真常ですが、彼をプロファイリングすることで、現代を見つめてみましょう。儀間真常は1557年、真和志間切垣花村（現在の那覇市垣花町）に生まれました。1605年、野国総管が中国から持ちかえった蕃薯（ハンス）と呼ばれる

命からすると、そろそろ人生を終える段階です。しかし、いいことだけではありません。イモの普及から4年です。3千人の薩摩島津軍の琉球侵攻がありました。尚寧王の側近でもあった儀間は、囚われの身となり、薩摩に連行されます。ところが儀間がここで目を付けたのが木綿でした。帰国が許されると、種を持ちかえり、琉球で木綿産業を興します。国が滅亡し、自身も処刑されるかも知れない時期に、ネクスト琉球を思案していたわけです。「三村節」という歌があります。「小禄、豊見城、垣花、三村〜♪」と布を織る話が出てきますが、三村は儀間真常が、琉球帰国後に試験栽培をしていたと考えられる土地です。こ

賀数 仁然 (かかずひとさ)

昭和44年那覇市生まれ。早稲田大学大学院人間科学研究科修了後、沖縄セルラー電話株式会社に勤務し、キャラクター「auシカ」を開発、社長賞を受賞する。
その後、2009年から歴史ツアー企画、観光ガイド業をスタート。琉球王国の歴史文化とエンターテインメントの融合をテーマに琉球・沖縄の歴史文化を様々なメディアを通して発信中。



琉球歴史研究家 賀数仁然の

植物がありました。土地がやせていても育つので飢饉に強い。台風にも強い、なにしろ甘くて、美味しく栄養価も高い。さらに日持ちする。ご存知サツマイモ。以後、日本にも広がりました。日本各地で餓死者が激減します。新しいことに注目し、飢える人々のために、垣花で実験し、普及に努めた。今でいう、イノベーションであり、社会事業であり、スタートアップですね。ちなみに、サツマイモの原産地は南米。コロンブスの新大陸発見から百年くらいで、琉球に伝わったこととなります。まさに、人類がグローバル経済へ入っていく時代です。そして、ここで注目したいのは、儀間真常の年齢です。なんと48歳。当時の寿

の時、54歳。そして有名な新型の製糖技術導入に至っては1623年、なんと66歳。このバイタリティ!砂糖は、当時、鎖国へ向かう日本で大人気となります。木綿と砂糖。世界では18世紀後半に花開くグローバル2つの商品。敗戦ショックから、これらで立ち直ろうと、17世紀に奮闘していたのが儀間真常なのです。





おきなわ気象台だより

経験したことの無い大雨、に備える

沖縄気象台長

ふじ かわ のり ひさ
藤川 典久



“〇〇県内では、昨夜から猛烈な雨が降り続いて、これまでに経験したことの無い大雨となっており、各地で土砂崩れや河川の氾濫が相次いでいます。“近年、このようなニュースが毎年のように流れてきます。これを聞いた時、「〇〇県、大変なことが起きているなあ。大きな被害が出なければいいなあ。」と思いつつも、どこか他人事になっていませんか?次に経験するのはあなたの町かもしれないのに。

経験したことの「ない」という表現は、一般的には、子供のころからその土地に住んでいる人の記憶にないという状況で使われますので、少なくとも、この60～80年間は観測されなかった現象ということになります。一方、全国の気象台では明治初期から観測が開始されており、那覇でも1890年からの観測記録がありますので、一部戦中、戦後に観測が途切れた期間もありますが、130年ほどの歴史のなかで観測した記録を上回ると、那覇の観測記録として経験したことの「ない」大雨ということになります。

那覇が経験したことの「ある」最大の大雨は、1959年（昭和34年）に観測されています。1959年は、気象庁がこれまで名称を付けた10個の台風のうち、伊勢湾台風および宮古島台風（英名サラ）が甚大な被害をもたらした強い台風のあたり年ですが、那覇の大雨も台風第18号（英名シャーロット）によってもたらされ、10月16日

の日降水量が468.9mmに達しました。沖縄本島の南海上をゆっくりと北東進した台風第18号は、沖縄本島全域に大雨をもたらし、特に本島北部では600mm近い降水量となって、各地で土砂災害が発生し、46名が犠牲になりました（沖縄県災害史より）。

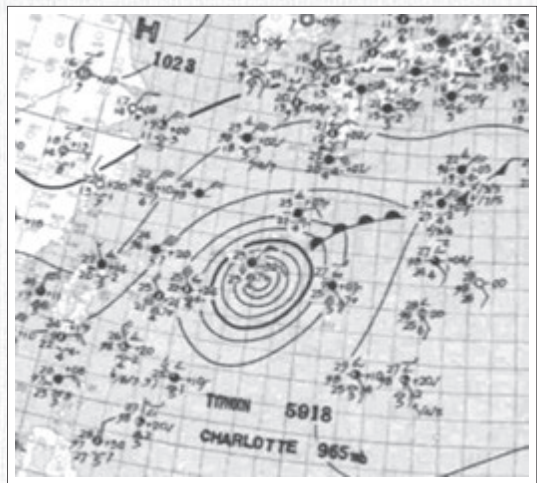


図1 1959年10月16日21時の天気図

今後、日降水量が468.9mmを上回れば、それは経験したことの「ない」大雨となるのですが、防災対策を考える上では、何年に一度の大雨だとどれくらいの降水量となり、そうなるかどうかのような災害が発生するのか、という想定が必要となってきます。気象庁では、その数値を客観的に導く極値統計という手法を用いて、100年や200年に一度の大雨が何mmくらいになるのか（確率降水量と呼んでいます）を推定して、ホームページで公開しています。それによると、那覇の200

年に一度の大雨は420～440mmとなっていて、1959年に経験した大雨は、200年に一度を若干上回るくらいの大雨だったといえます。

それでは、440mmに備えておけば、200年の一度しか災害に見舞われないのでしょうか？これには、昨年起こったとしても、今年も起こる確率はいつもと同じ1/200という確率論的な話は当然あるのですが、極値統計手法の限界の問題も含まれています。例えば、2000年に東海豪雨と呼ばれている大雨に見舞われた名古屋では、日降水量428mmを観測しましたが、1890～1999年までのデータを用いた極値統計からは、数万年に一度だと推定されており、このように極端に長期間の再現期間となる大雨は全国で少なからず観測されています。結論だけ述べますが、数百年に一度の降水量を推定するには、100年ちょっとのデータでは少なすぎるといことになります。

一方、国土交通省では、近年の激甚化する災害への対処の一環として、1000年に一度の降水量を「想定しうる最大規模の降雨」として、洪水浸水シミュレーションの実施を推進しています。ここでの1000年に一度の想定は、単純な確率降水量ではなく、ある仮定のもとで少し複雑な手順で河川の流域平均値として求めたもので、沖縄県では概ね日降水量1100mmとなっています。この想定を用いて、県内の水位周知河川を中心に想定最大規模の洪水浸水想定図が作成され、各自治体のハザードマップに活かされ、事前防災に役立てられています。なお、実際に大雨に見舞われている場合には、気象庁ホームページで閲覧できる、地図上に洪水、浸水や土砂災害の危険度を色別表示したキキクルの出番となります。図2のように、各自治体のハザードマップに記載され

ている土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域も、危険度と同じ画面で見ることができますので、ぜひご活用ください。

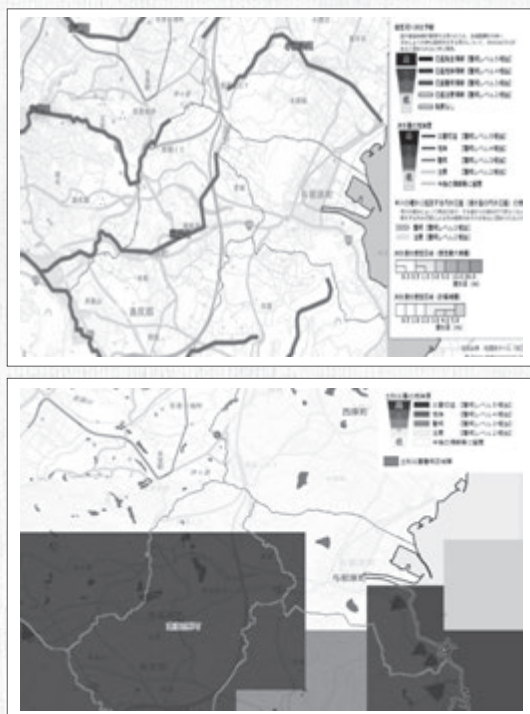


図2 キキクルの表示例
上:洪水キキクルと洪水浸水想定区域
下:土砂キキクルと土砂災害警戒区域

さて、想定する降水量がどんどん増えてきましたが、話はここで終わりません。大気には、温度が上昇すると、その大気を含むことができる水蒸気、すなわち雨の元が増えるという性質があります（その性質は、夏と冬では夏の方が大雨が降りやすいということでも体感できますね）。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、現在すでに大雨の強度が19世紀後半と比べて6.7%増加しており、今後の気温上昇が4℃に達した場合は30.2%増加する（現在の1.22倍）と報告しています（図3）。単純に計算すれば、1100mmの1.22倍＝1342mmとなり、将来、この値に備えなくてはならないとすれば大変ですので、

2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みが喫緊の課題です。

先日、沖縄気象台では、先を読むための気候変動ガイド～沖縄に暮らすなら知っておきたい、気候の今とこれから～と題した気候講演会を開催しました。NHK エンタープライズ堅達氏から「気候危機を食い止めるために脱炭素革命への挑戦」と題した貴重な基調講演をいただき、沖縄気象台長から防災と絡めた気候の話をさせていただいたのち、沖縄県初の脱炭素先行地域として選定された与那原町の前城政策調整監から「与那原町の地域脱炭素への取り組み」の講演がありました。この模様を、Youtubeにて令和5年7月31日まで公開していますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

<https://www.youtube.com/watch?v=aoYkjPeBqUA>

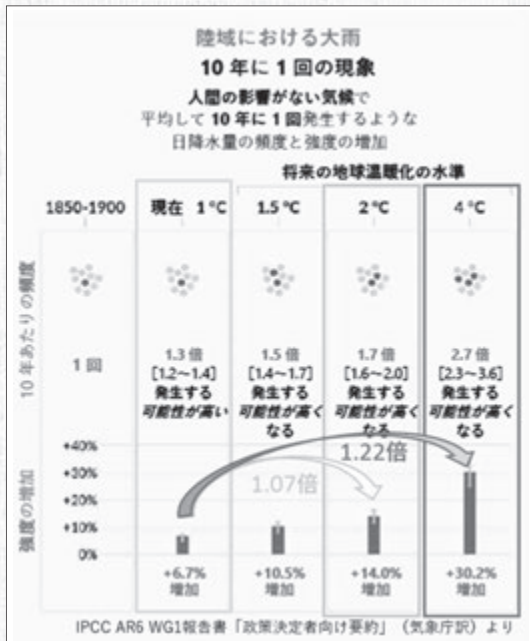


図3 地球温暖化による大雨の変化の予測





第199回 沖縄県町村会定期総会開く

沖縄県町村会第199回定期総会が、去る2月16日（水）沖縄県市町村自治会館において開催されました。

総会は、宮里会長のあいさつ後、議事に移り多くの議案等が審議されました。審議に付された議案等は次のとおりです。



- 議案第1号 令和5年度沖縄県町村会事業計画について
- 議案第2号 令和5年度沖縄県町村会一般会計予算及び特別会計予算について
- 選任第1号 沖縄県町村会監事の補欠選任について
- 報告第1号 「令和5年度沖縄振興予算の確保に関する要請について」の専決処分について
- 報告第2号 「沖縄自動車道における独自料金及び割引制度の継続について（要請）」の専決処分について
- 報告第3号 「沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について」の専決処分について
- 報告第4号 「令和5年度沖縄振興特定事業推進費について」の専決処分について
- 報告第5号 「令和5年度沖縄振興特定事業推進費の増額について（要望）」の専決処分について
- 報告第6号 「沖縄県町村会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について」の専決処分について
- 報告第7号 「燃料費高騰等に伴う電気料金の上昇に係る沖縄県の構造的不利性を踏まえた対策について」の専決処分について

併せて、全国町村会自治功労者表彰伝達式が行われました。全国町村会自治功労者表彰は、全国町村会表彰規程第3条の規定に基づき、定められた各規準に該当し、都道府県町村会長が推せんした町村長が全国町村会理事会において表彰されます。令和4年度は、仲間一金武町長、伊良皆光夫多良間村長、故島袋秀幸前伊江村長が表彰されており、表彰状と記念品が授与されました。



左から、當眞淳副会長(宜野座村長)、仲間一金武町長、伊良皆光夫多良間村長、名城政英伊江村長、宮里哲会長(座間味村長)、浜田京介副会長(中城村長)

総会風景



令和4年度「地域医療従事者」表彰式

令和4年度「地域医療従事者」表彰式が去る2月16日（木）、沖縄県市町村自治会館において開催されました。



「地域医療従事者」表彰式は、離島、過疎地域及び本島の地域医療機関等において常駐または派遣され、日夜地域住民の健康管理と急患に対し献身的に尽力された医師及び看護師等を表彰するものです。

今年度は、伊是名村から推薦がありました名嘉和美看護師が選考委員会の決定を経て表彰を受けられました。

名嘉看護師の功績は次のとおりです。

「地域医療従事者」被表彰者



な か かず み
名嘉和美様

職種 看護師
所属 沖縄県立北部病院付属
伊是名診療所
勤務年数 25年
推薦団体 伊是名村

功績内容

伊是名村は、沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、フェリーが1日2便往復しているが、夏場の台風時期や荒天等により欠航を余儀なくされると、急患が発生した場合、自衛隊等のヘリ要請を行わなければならない、回復までの間、脆弱な島の診療所にて医師1人看護師1人体制で、できる限りの治療と看護で患者を守ってきた。

名嘉様は、日頃から住民との会話を大切にしており、健康状態が心配される人には受診するよう勧奨し、診療所までの交通手段がない方には、訪問診療

や送迎で受診のお手伝いを行ってきた。また、地域の文化や風習、生活、家庭環境、村民気質を理解し、数年で異動となる医師のサポートやさまざまな方向から適切な医療に繋ぐ役割も担ってきた。さらに、薬をもらう周期が短くなった患者には、状況確認や適切な服薬指導を行うなどのほか、独居老人や身近に親戚等がない患者の搬送時には、本人許可のうえ着替え等の荷物を準備して届けるなど、診療補助以外にも健康指導、創傷処理、調剤業務を行い常に住民の健康を最優先し、24時間365日常に地域の医療を支えてきた。

患者が必要としている支援や困りごとについても、各関係機関と連携するなど、その課題解決に向け積極的に尽力されてきたことも含めてその功績は多大である。



表彰状

令和4年度市町村長研修会

沖縄県市長会と沖縄県町村会による令和4年度市町村長研修会が去る令和5年1月12日(木)、ロワジュールホテル那覇3階「竜宮」において開催されました。

講師は株式会社アフタヌーンソサイエティ代表取締役清水義次氏が務められました。各市町村のまちづくりに役立つとても有意義な講演となりました。

講 師：株式会社アフタヌーンソサイエティ代表取締役 清水 義次 氏

演 題：まち再生の基本的な考え方と具体策
～現在あるものを活かしてまちの価値を高めていく～

出席者：市町村長

研 修 会 風 景



講師 清水 義次 氏



沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会

令和 5 年 1 月 30 日（月）、沖縄県知事、副知事をはじめ、各部局長等幹部職員、県内 41 市町村長が出席し、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が沖縄空手会館で開催されました。

沖縄振興会議

議案第 1 号

令和 5 年 1 月 30 日

令和 5 年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 沖縄県と市町村間の配分（案）について

令和 5 年度沖縄振興特別推進交付金 390 億円の沖縄県と市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

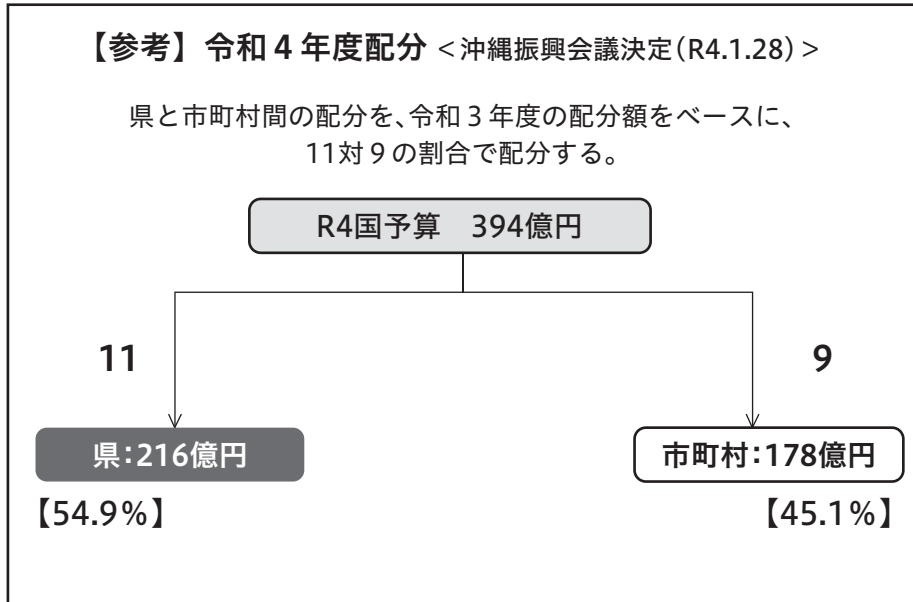
- 1 沖縄県と市町村間の配分については、11 対 9 の割合で配分する考え方に基づき、県分 214 億円、市町村分 176 億円とする。
- 2 県と市町村間の配分額は、事業の進捗等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※ 沖縄振興特別推進交付金の予算確保に向けた国への要請等については、県と市町村が協働して取り組む。

令和5年度沖縄振興特別推進交付金の 県と市町村間の配分(案)

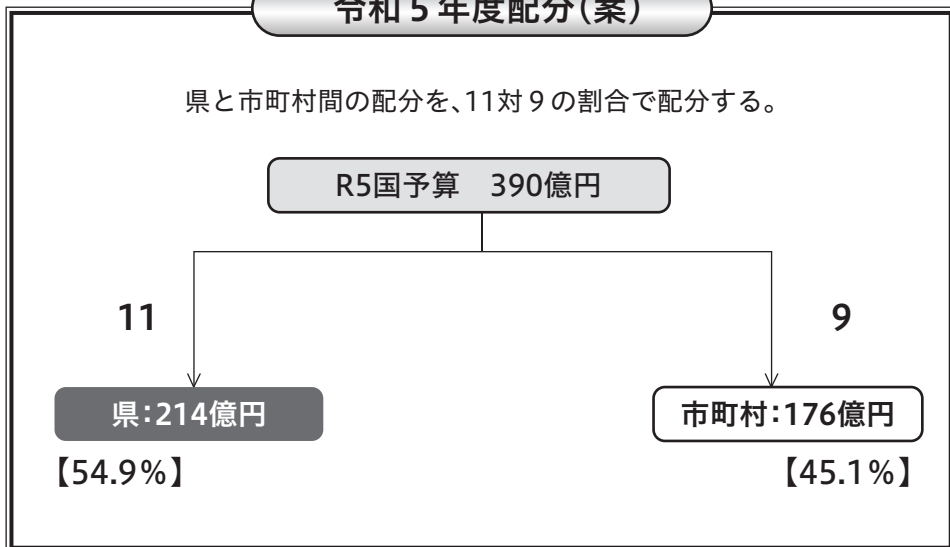
【参考】令和4年度配分 <沖縄振興会議決定(R4.1.28)>

県と市町村間の配分を、令和3年度の配分額をベースに、
11対9の割合で配分する。



令和5年度配分(案)

県と市町村間の配分を、11対9の割合で配分する。



議案第1号

令和5年1月30日

令和5年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 市町村間の配分（案）について

令和5年度沖縄振興特別推進交付金の市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

1 特別枠について

令和5年度の特別枠の配分については、基本枠の確保を優先して、実施を見送ることとする。

2 基本枠の配分方法

基本枠176億円について、41億円を均等割として各市町村に配分し、135億円をこれまでと同じ配分方法（各種指標）を用いて別添1のとおり配分する。

3 市町村間の配分額変更について

市町村間の配分額は、事業の進捗状況等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

令和5年度基本枠配分表(案)

総枠 176 均等割 41 基本指標十配分指標 135

別添1
(単位:億円)

団体名	均等割(A)		基本指標(85%)					配分指標(15%)					基本指標十配分指標(B)		基本枠配分額(C)=(A)+(B)		増減額(C-D)	
	配分額	割合	人口(95%)	面積(5%)	計	財政力加算(60%)	離島等加算(15%)	人口減少加算(15%)	高齢者人口加算(5%)	年少人口加算(5%)	計	配分額	割合	配分額	割合	配分額		割合
那覇市	1.0	1.8%	21.6%	0.9%	20.7%	0.3%	0.0%	0.3%	2.4%	2.2%	0.5%	23.79	17.6%	24.79	14.1%	△ 0.35		
石川市	1.0	0.9%	6.8%	0.0%	6.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.6%	7.61	5.6%	8.61	4.9%	△ 0.73		
津市	1.0	3.2%	3.2%	10.0%	3.6%	2.1%	6.1%	0.0%	1.9%	2.6%	2.4%	4.61	3.4%	5.61	3.2%	△ 0.07		
名護市	1.0	0.9%	7.9%	0.0%	7.5%	0.4%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.5%	8.74	6.5%	9.74	5.5%	△ 0.13		
糸島市	1.0	4.3%	4.3%	9.2%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	5.56	4.1%	6.56	3.7%	△ 0.08		
沖繩県	1.0	2.0%	4.2%	2.0%	4.1%	1.0%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%	0.8%	4.81	3.6%	5.81	3.3%	△ 0.07		
豊後市	1.0	2.2%	9.4%	0.9%	9.4%	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%	0.7%	10.88	8.1%	11.88	6.8%	△ 0.16		
宮崎市	1.0	4.4%	8.5%	0.8%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.5%	4.99	3.7%	5.99	3.4%	△ 0.07		
宮崎市	1.0	3.8%	8.3%	2.1%	8.3%	3.3%	6.1%	0.0%	2.1%	2.5%	1.5%	9.83	7.3%	10.83	6.2%	△ 0.14		
宮崎市	1.0	8.9%	3.9%	3.0%	3.9%	3.7%	0.0%	0.0%	2.6%	2.4%	3.2%	5.09	3.8%	6.09	3.5%	△ 0.11		
宮崎市	1.0	2.2%	3.0%	2.2%	3.0%	3.3%	0.0%	0.0%	3.5%	2.6%	2.3%	3.85	2.9%	4.85	2.8%	△ 0.06		
宮崎市	1.0	8.5%	0.7%	8.5%	0.7%	3.7%	0.0%	0.0%	3.2%	1.9%	3.4%	1.51	1.1%	2.51	1.4%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.2%	0.2%	2.8%	0.3%	2.2%	0.0%	1.9%	3.5%	1.7%	1.9%	0.77	0.6%	2.00	1.0%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.6%	0.6%	3.6%	0.3%	3.5%	0.0%	5.3%	3.5%	1.8%	3.3%	1.00	0.7%	2.00	1.1%	△ 0.01		
大分県	1.0	1.7%	0.7%	1.7%	0.7%	3.5%	0.0%	1.9%	3.2%	2.2%	2.7%	1.30	1.0%	2.30	1.3%	△ 0.02		
大分県	1.0	2.4%	0.9%	2.4%	0.9%	3.4%	0.0%	4.7%	3.7%	2.1%	3.0%	1.67	1.2%	2.67	1.5%	△ 0.02		
大分県	1.0	0.7%	0.7%	2.2%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	0.7%	1.08	0.8%	2.08	1.2%	△ 0.02		
大分県	1.0	1.4%	0.4%	1.4%	0.4%	3.5%	0.0%	0.0%	2.4%	2.9%	2.3%	0.99	0.7%	1.99	1.1%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.7%	0.7%	1.7%	0.8%	3.3%	0.0%	1.1%	2.6%	2.6%	2.4%	1.39	1.0%	2.39	1.4%	△ 0.02		
大分県	1.0	0.3%	0.3%	1.0%	0.3%	3.8%	0.0%	6.3%	3.3%	2.2%	4.4%	1.25	0.9%	2.25	1.3%	△ 0.01		
大分県	1.0	1.5%	0.2%	1.5%	0.2%	2.7%	0.8%	0.0%	2.1%	2.6%	0.7%	3.29	2.4%	4.29	2.4%	△ 0.05		
大分県	1.0	0.9%	0.9%	0.7%	0.9%	0.8%	0.0%	1.1%	2.3%	2.5%	0.9%	1.22	0.9%	2.22	1.3%	△ 0.01		
大分県	1.0	1.9%	0.6%	1.9%	0.6%	0.4%	0.0%	0.2%	2.0%	2.6%	0.5%	2.23	1.6%	3.23	1.8%	△ 0.03		
大分県	1.0	1.2%	0.5%	1.2%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%	0.6%	1.49	1.1%	2.49	1.4%	△ 0.02		
大分県	1.0	1.5%	0.7%	1.5%	0.7%	0.8%	0.0%	0.0%	1.8%	2.7%	0.7%	1.82	1.4%	2.82	1.6%	△ 0.02		
大分県	1.0	2.4%	0.2%	2.4%	0.2%	0.7%	0.0%	0.0%	2.1%	2.4%	0.6%	2.77	2.1%	3.77	2.1%	△ 0.04		
大分県	1.0	1.3%	0.2%	1.3%	0.2%	2.1%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	1.5%	1.78	1.3%	2.78	1.6%	△ 0.02		
大分県	1.0	2.8%	0.5%	2.8%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	3.0%	0.7%	3.17	2.3%	4.17	2.4%	△ 0.04		
大分県	1.0	0.0%	0.0%	0.8%	0.1%	3.9%	6.1%	2.7%	1.9%	2.9%	3.9%	0.89	0.7%	1.89	1.1%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%	3.9%	6.1%	8.2%	2.0%	2.7%	3.8%	0.88	0.6%	1.88	1.1%	△ 0.15		
大分県	1.0	0.0%	0.3%	0.1%	0.3%	0.1%	3.9%	6.1%	10.0%	3.5%	5.0%	1.08	0.8%	2.08	1.2%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	3.9%	6.1%	6.1%	3.9%	1.2%	5.2%	1.09	0.8%	2.09	1.2%	△ 0.00		
大分県	1.0	1.3%	0.6%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	5.2%	2.0%	2.3%	4.2%	0.94	0.7%	1.94	1.1%	△ 0.00		
大分県	1.0	0.6%	0.6%	0.6%	0.1%	3.8%	6.1%	5.4%	2.0%	2.5%	4.3%	1.02	0.8%	2.02	1.1%	△ 0.00		
大分県	1.0	1.0%	0.1%	1.0%	0.1%	3.9%	6.1%	9.0%	2.8%	2.6%	4.9%	1.12	0.8%	2.12	1.2%	△ 0.01		
大分県	1.0	0.1%	0.1%	0.1%	0.7%	3.9%	6.1%	8.1%	2.9%	2.3%	4.7%	1.09	0.8%	2.09	1.2%	△ 0.01		
大分県	1.0	2.8%	0.6%	2.8%	0.6%	2.2%	6.1%	7.5%	2.8%	2.2%	4.5%	1.61	1.2%	2.61	1.5%	△ 0.01		
大分県	1.0	1.2%	0.1%	1.2%	0.1%	2.2%	0.0%	0.0%	2.1%	2.9%	1.6%	2.68	2.0%	3.68	2.1%	△ 0.04		
大分県	1.0	0.1%	0.1%	0.1%	3.9%	6.1%	6.8%	2.9%	2.9%	2.1%	4.6%	1.05	0.8%	2.05	1.2%	△ 0.00		
大分県	1.0	0.3%	14.7%	1.0%	3.8%	12.2%	12.2%	4.4%	2.2%	2.7%	4.4%	2.03	1.5%	3.03	1.7%	△ 0.03		
大分県	1.0	1.3%	0.2%	1.3%	0.2%	3.8%	6.1%	4.4%	2.0%	2.7%	4.1%	1.03	0.8%	2.03	1.2%	△ 0.00		
都府市計	11.0	42.8%	77.4%	17.0%	75.6%	17.0%	12.3%	0.3%	23.3%	28.2%	14.6%	89.76	66.5%	100.76	57.3%	△ 1.36		
町村計	30.0	57.2%	22.6%	83.0%	24.4%	83.0%	87.7%	99.7%	76.7%	71.8%	85.4%	45.24	33.5%	75.24	42.8%	△ 0.64		
市町村計	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	135.00	100.0%	176.00	100.0%	△ 2.00		

(注)百万円未満の金額は端数調整した。

令和3年度市町村決算の概要（普通会計）

沖縄県企画部市町村課

1. 決算規模

令和3年度の市町村の普通会計決算額は、

歳入総額： 953,396 百万円（R2：1,034,218 百万円、差額△ 80,822 百万円、△ 7.8 %増）

歳出総額： 907,492 百万円（R2：995,559 百万円、差額△ 88,067 百万円、△ 8.8 %増）
となっている。

歳入総額は、前年度比 80,822 百万円減（△ 7.8%）の 953,396 百万円となった。主な減少内訳として、国庫支出金、地方債、都道府県支出金の減少が主な要因である。

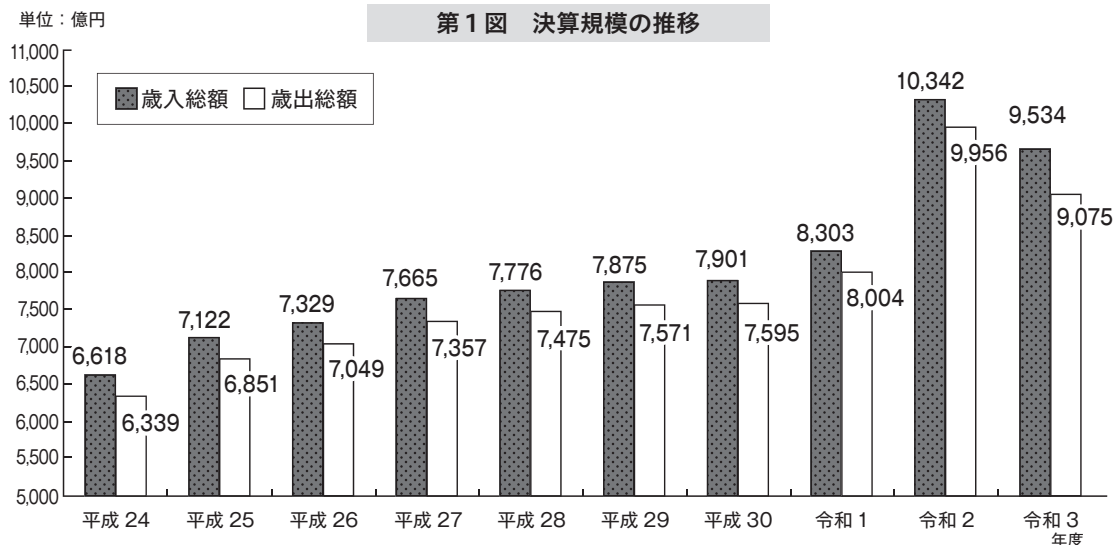
歳出総額は、前年度比 88,067 百万円減（△ 8.8%）の 907,492 百万円となった。主な増加内訳として、補助費等及び普通建設事業費の減少が主な要因ある。

第1表 決算規模の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		増減率		増減率		増減率	
歳入	市町村計	830,323	5.1	1,034,218	24.6	953,396	△ 7.8
	都市計	598,364	4.7	752,481	25.8	688,138	△ 8.6
	町村計	231,958	6.1	281,737	21.5	265,258	△ 5.8
歳出	市町村計	800,367	5.4	995,559	24.4	907,492	△ 8.8
	都市計	578,241	4.9	724,322	25.3	655,504	△ 9.5
	町村計	222,127	6.5	271,237	22.1	251,988	△ 7.1

※市町村計には一部事務組合及び広域連合を含まない。(以下の表や文中においても同様)



2. 決算収支

- (1) 実質収支 実質収支の合計は、32,695 百万円の黒字となった。
全市町村において黒字となった。
- (2) 単年度収支 単年度収支の合計は、2,248 百万円の黒字となった。
- (3) 実質単年度収支 実質単年度収支の合計は、15,301 百万円の黒字となった。

第2表 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額						
A	752,481	688,138	281,737	265,258	1,034,218	953,396
歳出総額						
B	724,322	655,504	271,237	251,988	995,559	907,492
形式収支						
A - B C	28,160	32,634	10,499	13,270	38,659	45,904
翌年度に繰り越すべき財源						
D	5,548	10,328	2,662	2,882	8,210	13,209
実質収支						
C - D E	22,612	22,306	7,837	10,389	30,449	32,695
単年度収支						
F	7,960	△ 304	424	2,551	8,384	2,248
財政調整基金積立金						
G	10,242	13,569	6,862	8,445	17,104	22,014
繰上償還金						
H	222	1,565	0	73	222	1,638
積立金取崩し額						
I	14,091	5,882	6,035	4,716	20,125	10,598
実質単年度収支						
F + G + H - I J	4,334	8,948	1,251	6,353	5,585	15,301

3. 歳入

(1) 歳入構成比について

国庫支出金 29.3% (279,702 百万円) が最も高く、続いて地方税 19.4% (184,887 百万円)、地方交付税 16.6% (157,998 百万円)、都道府県支出金 10.9% (104,298 百万円)、地方債 6.2% (59,474 百万円) の順となった。

都市・町村別にみると、都市では国庫支出金（構成比 31.8%）が最も高く、続いて地方税（同 20.9%）、地方交付税（同 14.4%）の順となっており、町村では地方交付税（同 22.3%）、国庫支出金（同 23.2%）、地方税（同 15.5%）の順となっている。町村では都市に比べて、地方税の割合が少なく、地方交付税の割合が比較的大きい。

(2) 主な歳入項目の増減要因について

・国庫支出金（前年度比 26.9%減）

特別定額給付金事業費補助金の皆減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減により、前年度比 102,720 百万円減の 279,702 百万円となった。

・地方債（前年度比 10.1%減）

沖縄アリーナ整備事業及び宮古島市総合庁舎整備事業等の減により、前年度比 6,709 百万円減の 59,474 百万円となった。

・都道府県支出金（前年度比 4.6%減）

勝連城跡周辺文化観光拠点整備事業及び含蜜糖製糖施設近代化施設整備事業等の減により、前年度比 5,072 百万円減の 104,298 百万円となった。

・地方税（前年度比 14.5%増）

地域デジタル社会推進費の創設や再算定による追加交付など普通交付税の大幅増により、前年度比 20,034 百万円増の 157,998 百万円となった。

※国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

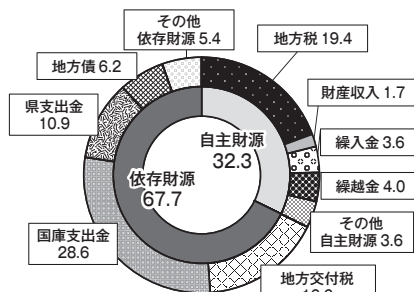
第3表 歳入決算の状況〈R3 決算額〉

(単位：百万円、%)

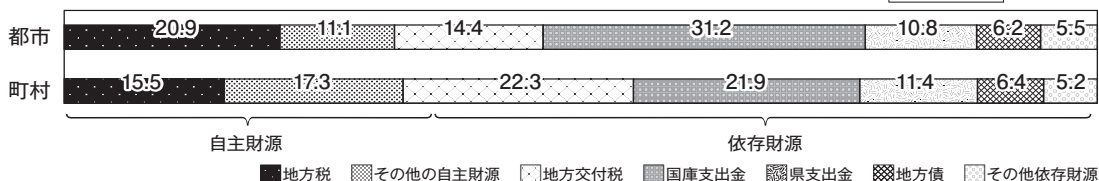
区分	都市計			町村計			市町村計			R3-R2年度 増減額
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	
自主財源	220,436	32.0	2.7	87,135	32.8	0.9	307,571	32.3	2.0	6,008
地方税	143,743	20.9	0.1	41,144	15.5	0.0	184,887	19.4	0.1	96
分担金及び負担金	2,436	0.4	△ 8.9	2,074	0.8	△ 21.9	4,510	0.5	△ 15.4	△ 819
使用料	5,501	0.8	1.6	1,995	0.8	0.7	7,496	0.8	1.4	103
手数料	2,733	0.4	1.4	1,171	0.4	△ 12.4	3,904	0.4	△ 3.2	△ 127
財産収入	6,562	1.0	△ 0.7	9,628	3.6	5.0	16,190	1.7	2.6	409
寄附金	4,619	0.7	45.2	5,151	1.9	35.8	9,769	1.0	40.0	2,793
繰入金	22,170	3.2	△ 14.8	11,741	4.4	△ 15.3	33,911	3.6	△ 15.0	△ 5,978
繰越金	27,557	4.0	42.8	10,231	3.9	7.3	37,788	4.0	31.1	8,957
諸収入	5,116	0.7	△ 1.4	4,000	1.5	19.2	9,116	1.0	6.7	574
依存財源	467,702	68.0	△ 13.0	178,123	67.2	△ 8.6	645,825	67.7	△ 11.9	△ 86,830
地方譲与税	2,889	0.4	15.4	1,100	0.4	3.0	3,989	0.4	11.7	418
利子割交付金	49	0.0	△ 16.9	13	0.0	△ 18.8	63	0.0	△ 16.0	△ 12
配当割交付金	290	0.0	64.8	78	0.0	66.0	368	0.0	65.0	145
株式等譲渡所得割交付金	351	0.1	80.0	94	0.0	80.8	445	0.0	80.2	198
地方消費税交付金	25,090	3.6	9.3	7,107	2.7	9.5	32,197	3.4	9.3	2,752
ゴルフ場利用税交付金	282	0.0	13.7	63	0.0	△ 77.5	201	0.0	△ 61.9	△ 327
自動車取得税交付金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0
自動車税環境性能割交付金	138	0.0	△ 13.2	63	0.0	△ 12.5	201	0.0	△ 13.0	△ 30
地方特例交付金	2,880	0.4	336.4	1,041	0.4	356.6	3,922	0.4	342.2	3,035
地方交付税	98,935	14.4	15.0	59,063	22.3	13.7	157,998	16.6	14.5	20,034
交通安全対策特別交付金	124	0.0	△ 6.1	38	0.0	△ 9.5	161	0.0	△ 7.5	△ 13
国庫支出金	214,470	31.2	△ 27.2	57,967	21.9	△ 27.9	272,436	28.6	△ 27.4	△ 102,678
国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,787	0.6	△ 0.1	3,479	1.3	△ 1.1	7,266	0.8	△ 0.6	△ 42
都道府県支出金	74,010	10.8	△ 2.2	30,288	11.4	△ 10.0	104,298	10.9	△ 4.6	△ 5,072
法人事業税交付金	2,040	0.3	76.0	378	0.1	114.8	2,418	0.3	81.0	1,082
地方債	42,366	6.2	△ 13.9	17,107	6.4	0.8	59,474	6.2	△ 10.1	△ 6,709
(うち臨時財政対策債)	16,426	2.4	38.2	4,948	1.9	41.8	21,374	2.2	39.0	5,996
歳入合計	688,138	100.0	△ 8.6	265,258	100.0	△ 5.8	953,396	100.0	△ 7.8	△ 80,822
うち一般財源	276,688	40.2	7.3	110,389	41.6	8.8	387,077	40.6	7.7	27,780

(注) うち一般財源は、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金(特別地方消費税交付金を含む)、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車環境性能割交付金の合計である。また、構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

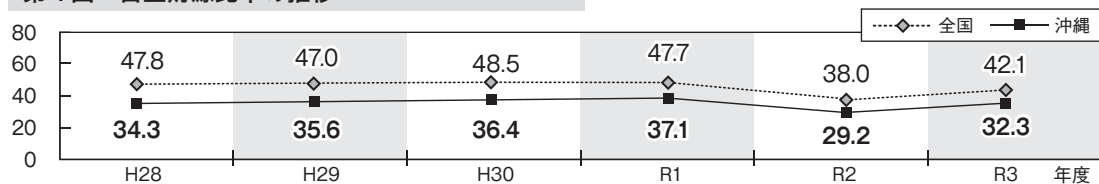
第2図 歳入決算額の構成比(市町村計)



第3図 歳入決算額の構成比(都市・町村別)



第4図 自主財源比率の推移



(注) 全国比率は市町村別決算状況調(総務省公表)より試算したものであり、一部事務組合を除き、政令指定都市、特別区、中核市、特例市を含む。

4. 歳出

(1) 目的別歳出の状況

目的別歳出の内訳を構成比で見ると、民生費が395,020百万円（構成比43.5%）で最も大きく、続いて総務費154,309百万円（同17.0%）、教育費94,805百万円（同10.4%）、土木費64,163百万円（同7.1%）、衛生費61,332百万円（同6.8%）の順となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市、町村ともに民生費の割合が最も高くなっているが、都市では社会保障関係費の増等により民生費の割合が48.7%となっており、町村の30.0%に比べ18.7ポイント高くなっている。

次に前年度比較で増減状況を見ると、総務費が、特別定額給付金事業費の皆減等により、135,206百万円（前年度比△46.7%）減。民生費が子育て世帯への臨時特別給付金事業費等の増により、47,693百万円（同13.7%）増。衛生費が、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等の増により、12,780百万円（同26.3%）増となった。

第4表 目的別歳出決算の状況（R3 決算額）

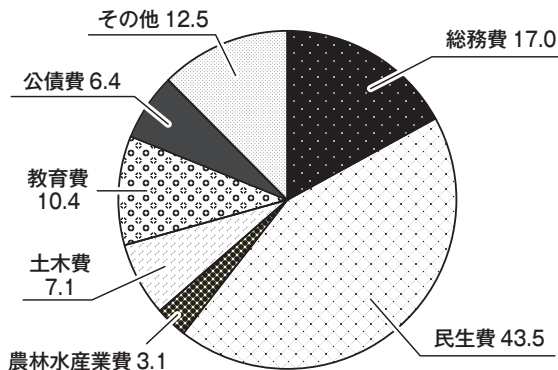
（単位：百万円、%）

区分	都市計			町村計			市町村計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議会費	3,455	0.5	0.2	2,349	0.9	0.4	5,804	0.6	0.3
総務費	93,784	14.3	△54.0	60,525	24.0	△29.2	154,309	17.0	△46.7
民生費	319,530	48.7	14.0	75,490	30.0	12.5	395,020	43.5	13.7
衛生費	43,139	6.6	37.4	18,193	7.2	6.1	61,332	6.8	26.3
労働費	859	0.1	△0.9	132	0.1	△0.8	991	0.1	△0.9
農林水産業費	13,048	2.0	△3.2	14,867	5.9	△24.3	27,915	3.1	△15.7
商工費	14,761	2.3	△35.9	9,389	3.7	4.8	24,150	2.7	△24.5
土木費	45,123	6.9	△2.8	19,040	7.6	△8.5	64,163	7.1	△4.6
消防費	12,213	1.9	△1.4	6,426	2.6	7.9	18,640	2.1	1.7
教育費	65,087	9.9	△2.8	29,718	11.8	4.4	94,805	10.4	△0.7
災害復旧費	153	0.0	47.1	353	0.1	85.8	506	0.1	72.1
公債費	43,033	6.6	5.5	15,200	6.0	2.5	58,233	6.4	4.7
諸支出金	1,319	0.2	16.8	306	0.1	31.3	1,624	0.2	19.2
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳出合計	655,504	100.0	△9.5	251,988	100.0	△7.1	907,492	100.0	△8.8

（注）構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

第5図 目的別歳出決算の構成比（市町村計）

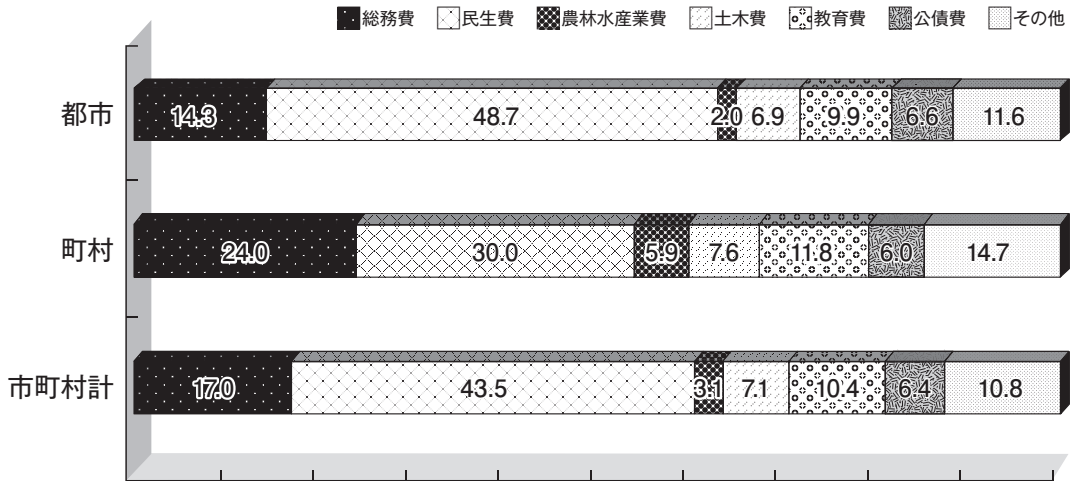
（単位：%）



（注）各項目の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第6図 目的別歳出決算構成比（都市・町村別）

（単位：％）



(2) 性質別歳出の状況

性質別歳出の状況を見ると、義務的経費が455,012百万円（構成比50.1%）、投資的経費140,010百万円（同15.4%）、その他経費312,469百万円（同34.4%）となっている。

また、前年度比較で増減状況を見ると、義務的経費が12.1%の増、投資的経費が10.6%の減、その他経費が27.8%の減となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市では扶助費の割合が36.3%と高く、義務的経費が54.7%となっており、町村の38.3%に比べて16.4ポイント高くなっている。一方、町村では投資的経費が19.2%となっており、都市の14.0%に比べて5.2ポイント高くなっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費は前年度比で3.0%増加し113,848百万円となった。主な要因は会計年度任用職員の報酬・期末手当及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る勤務手当の増等による。

扶助費は18.0%増加し282,932百万円となった。主な要因は、子育て世帯等臨時特別給付金の増等による。

公債費は4.7%増加し58,232百万円となった。主な要因は、一般会計元金繰上償還額の増等による。

その他経費は、27.8%減少し312,469百万円となっている。主な内訳として、特別定額給付金事業費の皆減等により、補助費等が64.9%減少したこと等による。

第5表 性質別歳出決算の状況 (R3 決算額)

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
義務的経費	358,477	54.7	11.9	96,535	38.3	12.8	455,012	50.1	12.1
人 件 費	77,793	11.9	2.9	36,055	14.3	3.3	113,848	12.5	3.0
扶 助 費	237,651	36.3	16.5	45,281	18.0	26.3	282,932	31.2	18.0
公 債 費	43,032	6.6	5.5	15,200	6.0	2.5	58,232	6.4	4.7
投資的経費	91,693	14.0	△ 11.9	48,317	19.2	△ 8.1	140,010	15.4	△ 10.6
普通建設事業費	91,540	14.0	△ 12.0	47,964	19.0	△ 8.4	139,505	15.4	△ 10.8
補助事業費	69,095	10.5	△ 12.7	35,978	14.3	△ 16.0	105,073	11.6	△ 13.8
単独事業費	21,614	3.3	△ 10.2	11,811	4.7	25.7	33,425	3.7	△ 0.1
国直轄負担金等	831	0.1	△ 0.6	176	0.1	18.9	1,007	0.1	2.4
災害復旧事業費	153	0.0	47.1	353	0.1	85.8	506	0.1	72.1
失業対策事業費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
その他経費	205,334	31.3	△ 31.5	107,135	42.5	△ 19.5	312,469	34.4	△ 27.8
物 件 費	74,770	11.4	6.9	37,081	14.7	0.3	111,851	12.3	4.6
維持補修費	5,354	0.8	△ 1.9	1,899	0.8	5.2	7,253	0.8	△ 0.1
補助費等	49,627	7.6	△ 69.8	30,331	12.0	△ 52.1	79,958	8.8	△ 64.9
積 立 金	30,651	4.7	60.6	22,477	8.9	48.9	53,128	5.9	55.4
投資及び出資金	35	0.0	0.0	184	0.1	-	219	0.0	16.5
貸 付 金	2,579	0.4	252.3	76	0.0	△ 82.2	2,655	0.3	128.9
繰 出 金	42,319	6.5	4.6	15,087	6.0	△ 1.0	57,405	6.3	3.1
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳 出 合 計	655,504	100.0	△ 9.5	251,988	100.0	△ 7.1	907,492	100.0	△ 8.8

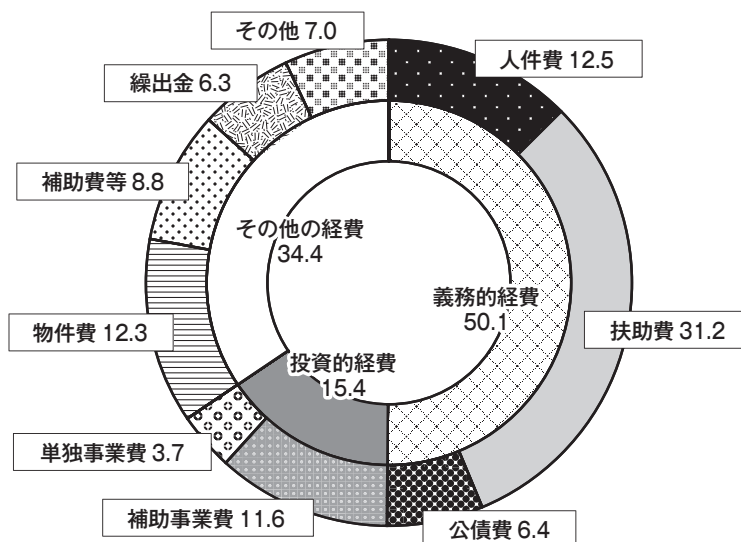
(注) 1 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注) 2 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

(注) 3 義務的経費、投資的経費及びその他経費の各々の構成比の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第7図 性質別決算額の構成比 (市町村計)

(単位:%)



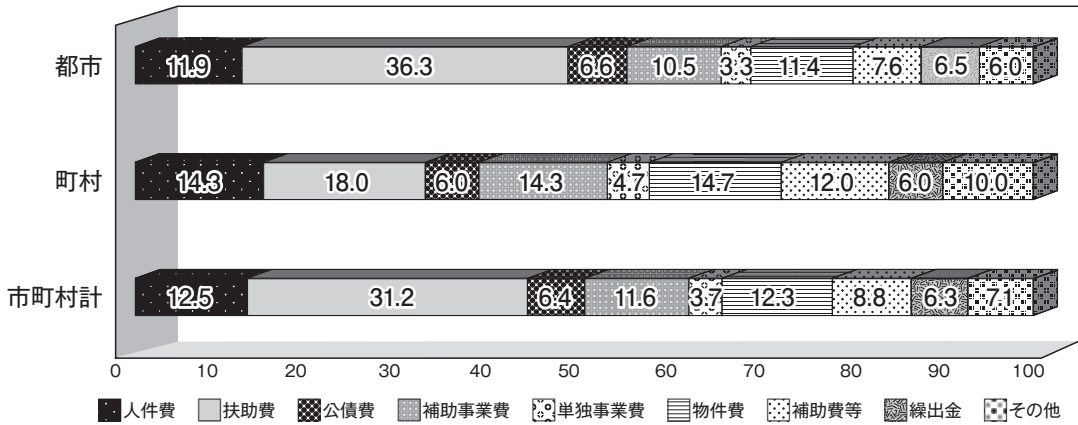
(注) 1 端数調整により各々の内訳の計が合計値と一致しない場合がある。

(注) 2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注) 3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

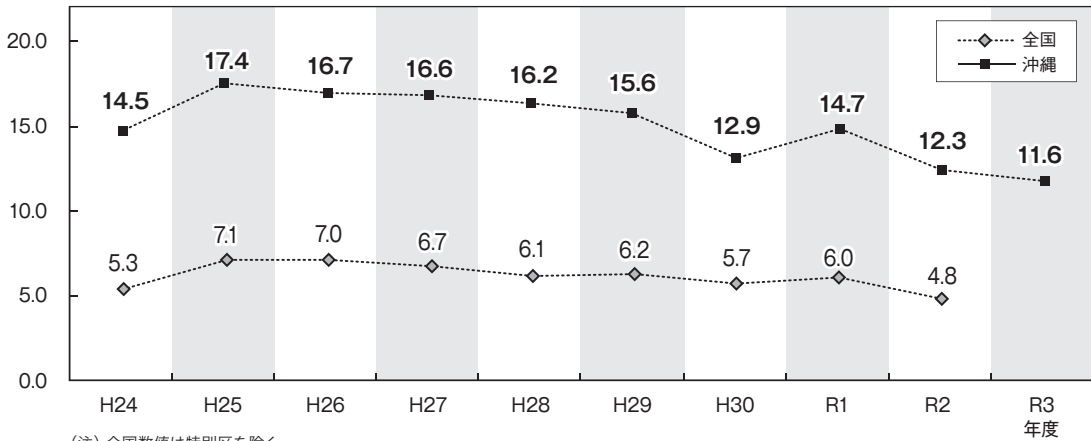
第8図 性質別歳出決算額構成比（都市・町村別）

(単位：%)



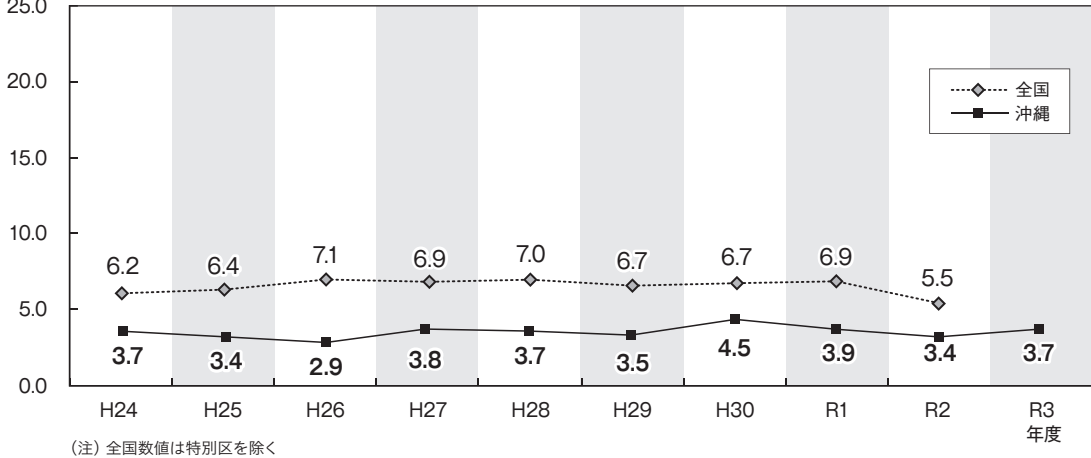
第9図 普通建設事業費(補助)の構成比の推移

構成比 (%)



第10図 普通建設事業費(単独)の構成比の推移

構成比 (%)



(3) 一般財源等の充当状況

一般財源等の総額は508,197百万円で、前年度比35,909百万円(7.6%)の増となっている。各性質別経費に対する一般財源等の充当状況(構成比)をみると、義務的経費充当分が43.8%で最も高く、うち人件費が20.0%、扶助費が12.9%、公債費が10.9%となっている。また、投資的経費充当分は4.4%で、うち普通建設事業費の補助事業費が1.6%、単独事業費が2.6%となっている。その他経費充当分は43.6%となっている。

第6表 一般財源等の充当状況

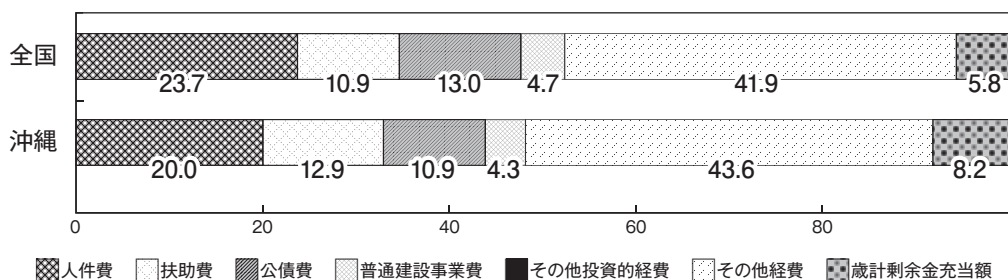
(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		左の内訳				令和2年度		増減		前年度
	決算額	構成比	都市	構成比	町村	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義務的経費	222,794	43.8	166,858	46.6	55,936	37.2	214,456	45.4	8,338	3.9	3.4
人件費	101,767	20.0	70,718	19.8	31,049	20.7	98,715	20.9	3,052	3.1	10.1
扶助費	65,480	12.9	55,306	15.5	10,173	6.8	62,827	13.3	2,653	4.2	△2.8
公債費	55,547	10.9	40,833	11.4	14,714	9.8	52,914	11.2	2,633	5.0	△0.6
投資的経費	22,145	4.4	13,701	3.8	8,444	5.6	21,753	4.6	392	1.8	△5.5
普通建設事業費	21,867	4.3	13,615	3.8	8,253	5.5	21,611	4.6	256	1.2	△5.4
補助事業費	8,322	1.6	4,283	1.2	4,039	2.7	9,842	2.1	△1,520	△15.4	△7.2
単独事業費	13,315	2.6	9,141	2.6	4,174	2.8	11,509	2.4	1,806	15.7	△3.1
国直轄負担金等	244	0.0	190	0.1	54	0.0	259	0.1	△15	△5.8	△25.8
その他投資的経費	277	0.1	86	0.0	191	0.1	143	0.0	134	93.7	△21.9
その他経費	221,509	43.6	148,755	41.6	72,754	48.4	198,000	41.9	23,509	11.9	0.6
物件費	73,887	14.5	51,883	14.5	22,004	14.6	70,131	14.8	3,756	5.4	△0.2
補助費等	53,077	10.4	34,302	9.6	18,775	12.5	51,672	10.9	1,405	2.7	26.1
積立金	43,557	8.6	25,871	7.2	17,686	11.8	25,982	5.5	17,575	67.6	△16.0
繰出金	45,358	8.9	32,889	9.2	12,470	8.3	44,252	9.4	1,106	2.5	△10.7
その他	5,630	1.1	3,810	1.1	1,820	1.2	5,963	1.3	△333	△5.6	16.2
歳出充当額計	466,457	91.8	329,323	92.0	137,134	91.2	434,209	91.9	32,248	7.4	1.6
歳計剰余金充当額	41,740	8.2	28,552	8.0	13,188	8.8	38,079	8.1	3,661	9.6	29.3
一般財源等総額	508,197	100.0	357,875	100.0	150,322	100.0	472,288	100.0	35,909	7.6	3.4

- (注)1 一般財源等とは、一般財源のほかにその用途が制約されていない収入額の合算額である。
(注)2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。
(注)3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。
(注)4 その他投資的経費欄は、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額である。
(注)5 その他経費のその他欄は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金・前年度繰上充用金の合計値である。
(注)6 構成比については、各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

第11図 令和3年度における一般財源等の充当状況(全国・沖縄)

(単位:%)



- (注)1 全国構成比は、令和2年度地方財政統計年報における「2-4-28表 一般財源充当状況の推移(構成比)」を参考値として掲載している。
(注)2 各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

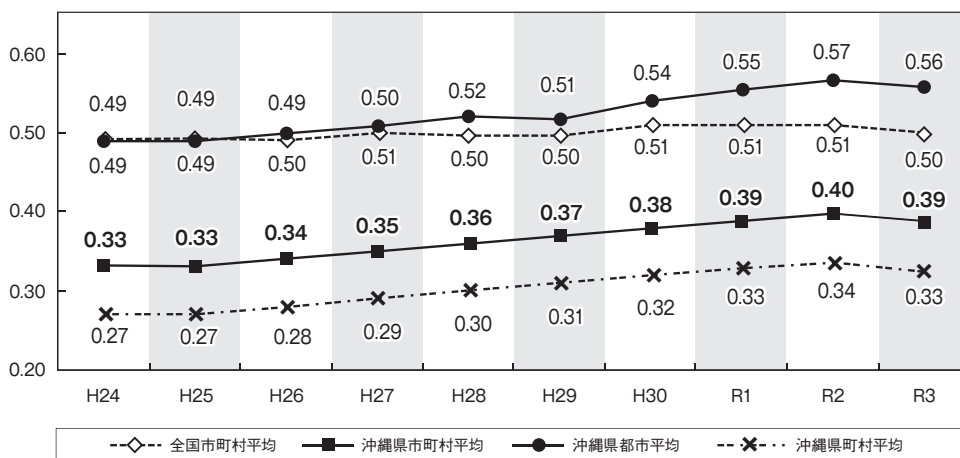
5. 主な財政指標

(1) 財政力指数の状況

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数である。本県市町村の令和3年度の財政力指数の平均は0.39で、全国平均は0.50となっている。

都市・町村別で見ると、都市0.56、町村0.33となっており、都市・町村間の格差は大きい。

第12図 財政力指数の全国比較



(注) 全国は特別区を含まない。

(2) 経常収支比率等の状況

経常収支比率は、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源等に対する、人件費、公債費、扶助費等の毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源等の割合で、財政構造の弾力性を示す指標となっている。本県市町村の経常収支比率の平均は84.5%で、前年度(88.4%)に比較し3.9ポイント減少している。

主な内訳をみると、人件費が23.5%(R2:24.8%)、扶助費が15.4%(同16.0%)、公債費が13.1%(同13.8%)となっている。なお、本県の令和3年度の経常収支比率を全国平均(R3:88.9%)と比較すると4.4ポイント下回っている。

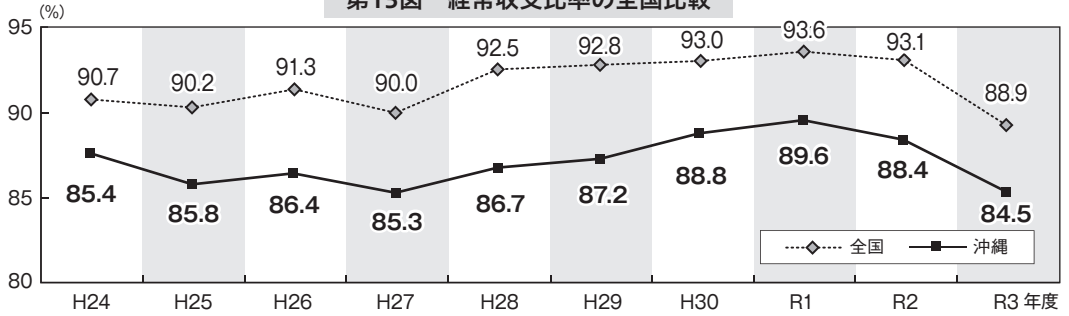
第7表 経常収支比率等の推移

(単位:%)

年度	経常収支比率	左の内訳				実質収支比率	財政力指数	公債費負担比率	実質公債費比率
		人件費	扶助費	公債費	その他				
平成24年度	87.6	26.6	12.7	15.5	32.8	5.9	0.33	13.6	10.3
平成25年度	85.8	25.5	13.2	14.8	32.3	6.6	0.33	13.5	9.8
平成26年度	86.4	24.7	13.6	15.0	33.1	6.0	0.34	13.0	9.2
平成27年度	85.3	23.4	14.2	14.4	33.3	6.6	0.35	12.6	8.7
平成28年度	86.7	23.4	14.7	14.5	34.1	6.4	0.36	12.3	8.3
平成29年度	87.2	23.1	15.4	14.4	34.2	6.6	0.37	12.2	8.0
平成30年度	88.8	23.7	16.2	14.3	34.6	6.6	0.38	12.0	7.8
令和元年度	89.6	23.6	17.2	14.1	34.8	6.3	0.39	11.7	7.5
令和2年度	88.4	24.8	16.0	13.8	33.8	8.4	0.40	11.2	7.3
令和3年度	84.5	23.5	15.4	13.1	32.5	8.5	0.39	10.9	7.0
都市	86.8	22.9	18.4	13.3	32.1	8.1	0.56	11.4	7.2
町村	78.7	24.9	7.8	12.4	33.6	9.7	0.33	9.8	6.5

(注) 財政力指数は単純平均、それ以外は加重平均による。

第13図 経常収支比率の全国比較

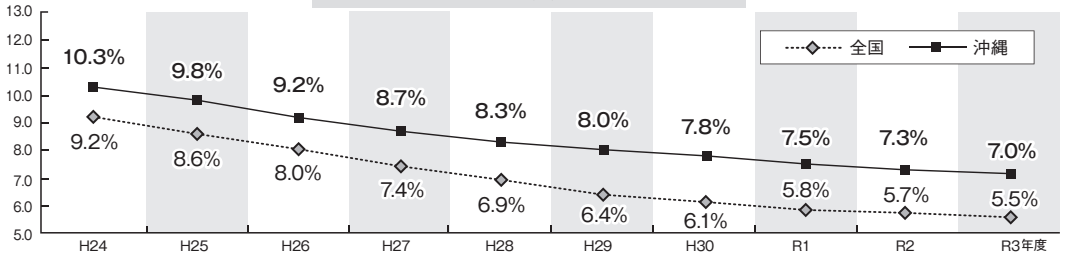


(注) 1 特別区及び、一部事務組合等を含まない。
 (注) 2 全国、沖縄ともに加重平均である。

(3) 実質公債費比率の状況

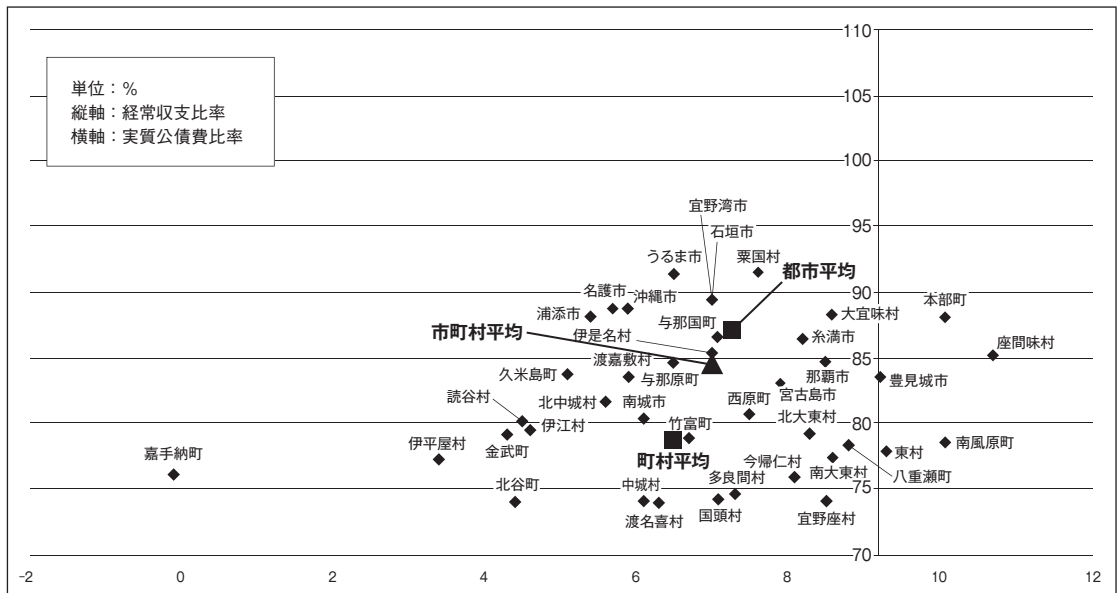
実質公債費比率は、地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度分の平均値である。地方債協議制度への移行に伴い新たに導入されたもので、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年六月二十二日法律第九十四号）」における財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けされる。令和3年度決算に基づく実質公債費比率の平均は7.0%（加重平均）となっており、前年度より0.3ポイント減少した。また、令和2年度同様比率が18%以上の団体はない。

第14図 実質公債費比率の全国比較



(注) 1 全国は、大都市、特別区、中核市及び特別市を含む。

第15図 各市町村の経常収支比率及び実質公債費比率の状況



6. 地方債現在高、債務負担行為及び積立金現在高

(1) 地方債の状況

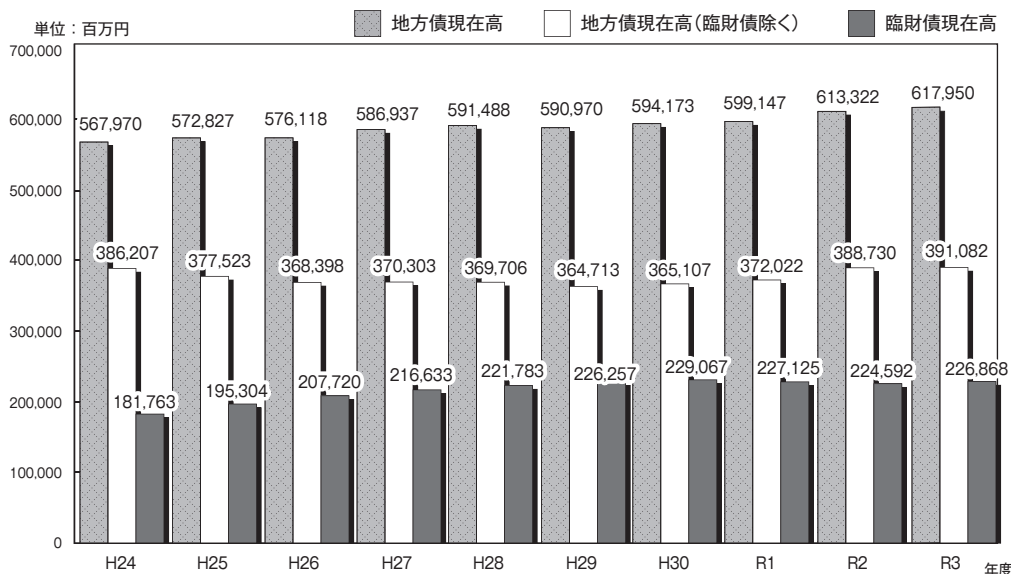
令和3年度末地方債現在高は617,950百万円で、前年度末から0.8%の増となった。また、臨時財政対策債残高は226,869百万円で、前年度末から1.0%の増となった。

第8表 地方債現在高の状況

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
地方債現在高 (A)	463,892	465,748	149,430	152,202	613,322	617,950
増減率	3.4	0.4	2.6	1.9	3.2	0.8
うち臨時財政対策債	171,122	173,402	53,470	53,466	224,592	226,868
増減率	△ 1.4	1.3	△ 3.8	△ 0.0	△ 2.0	1.0
標準財政規模 (B)	262,527	276,650	99,213	107,303	361,740	383,953
標準財政規模に対する倍率 (A) / (B)	1.767	1.684	1.506	1.418	1.695	1.609

第16図 地方債現在高の推移



(2) 債務負担行為の状況

令和3年度末における債務負担行為による翌年度以降支出予定額は129,773百万円で、前年度比で0.3%増となっている。

第9表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
翌年度以降支出予定額(A)	109,831	114,806	19,536	14,967	105,410	129,773
増減率	△ 1.3	4.5	12.6	△ 23.4	0.5	23.1
標準財政規模(B)	262,527	276,650	99,213	107,303	361,740	383,953
標準財政規模に対する割合 (A) / (B) * 100	41.8	41.5	19.7	13.9	29.1	33.8

(3) 積立金の状況

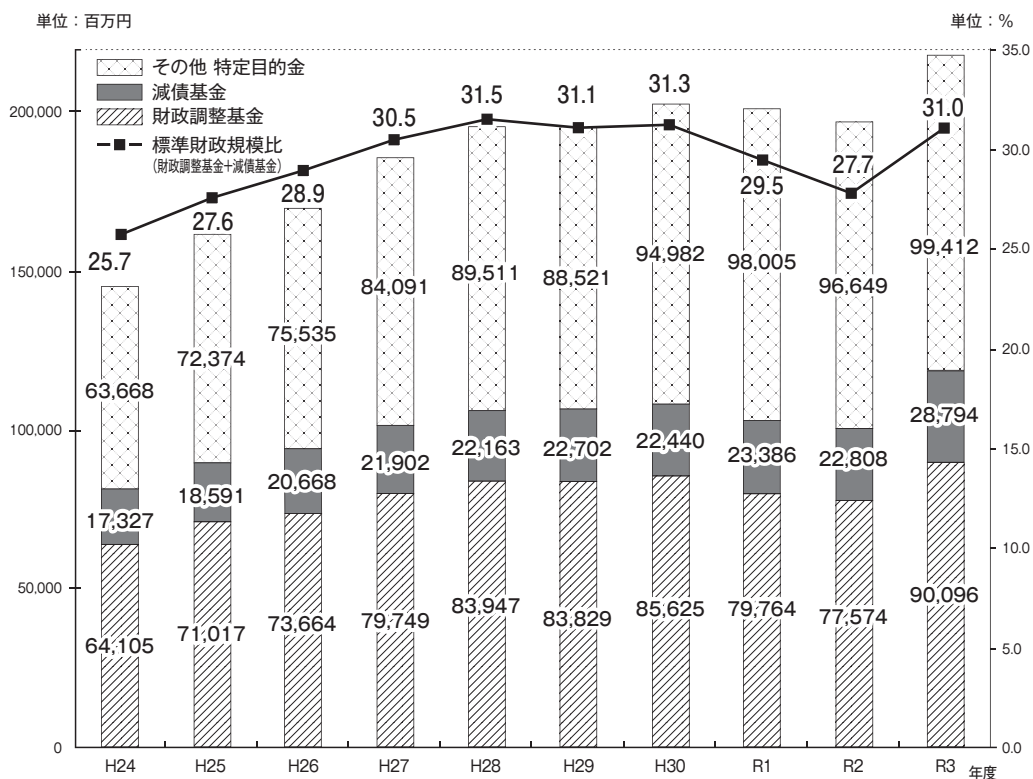
積立金の令和3年度末現在高は218,302百万円で、前年度末(197,031百万円)から10.8%の増となっている。その内訳をみると、財政調整基金が90,096百万円で、前年度比16.1%の増、減債基金が28,794百万円で26.2%の増、その他特定目的基金が99,412百万円で2.9%の増となっている。

第10表 積立金現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	都市計				町村計				市町村計			
	令和2年度末		令和3年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和2年度末		令和3年度末	
	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	
積立金現在高	107,371	△ 5.0	117,302	9.2	89,659	1.7	101,000	12.6	197,031	△ 2.1	218,302	10.8
財政調整基金	38,959	△ 7.2	47,246	21.3	38,615	2.2	42,850	11.0	77,574	△ 2.7	90,096	16.1
減債基金	17,292	△ 2.4	21,395	23.7	5,516	△ 2.8	7,398	34.1	22,808	△ 2.5	28,794	26.2
その他特定目的基金	51,120	△ 4.1	48,661	△ 4.8	45,528	1.9	50,751	11.5	96,649	△ 1.4	99,412	2.9
標準財政規模	262,527		276,650		99,213		107,303		361,740		383,953	
財政調整基金及び減債基金の標準財政規模比	21.4		24.8		44.5		46.8		27.7		31.0	

第17図 積立金現在高の推移



令和3年度 市町村別財政指標等

(単位：百万円、%)

区分	標準財政規模	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	実質収支比率	経常収支比率				
						人件費	扶助費	公債費		
1	那覇市	74,091	55,077	45,025	0.83	8.7	84.6	22.9	20.6	12.9
2	宜野湾市	21,606	17,102	10,959	0.67	6.6	89.4	21.6	19.0	12.0
3	石垣市	15,271	13,082	5,863	0.46	5.2	89.3	29.2	14.6	12.9
4	浦添市	25,225	19,222	14,635	0.81	8.8	88.1	22.9	18.5	13.0
5	名護市	18,209	15,550	6,632	0.45	10.7	88.7	24.7	14.5	10.8
6	糸満市	13,690	11,443	5,882	0.53	6.0	86.4	20.9	20.9	13.5
7	沖繩市	32,421	26,508	14,873	0.58	3.2	88.7	21.5	22.9	9.6
8	豊見城市	13,326	10,720	6,603	0.64	9.1	83.4	23.4	19.1	14.2
9	うるま市	30,589	25,969	11,777	0.48	9.8	91.3	22.9	18.6	15.7
10	宮古島市	19,777	17,363	6,234	0.36	10.5	83.0	23.8	9.4	20.5
11	南城市	12,446	10,876	3,870	0.37	10.3	80.3	19.5	13.9	15.6
12	国頭村	3,358	3,087	593	0.21	17.6	74.2	26.2	3.1	18.8
13	大宜味村	2,103	1,934	700	0.40	17.0	88.1	30.1	3.6	22.2
14	東村	1,749	1,637	212	0.15	10.7	77.8	29.3	3.7	16.3
15	今帰仁村	3,399	3,090	783	0.27	19.8	75.9	27.9	4.9	9.9
16	本部町	4,441	3,919	1,316	0.35	10.1	88.2	19.1	8.6	15.0
17	恩納村	3,818	3,080	1,828	0.60	14.2	68.8	21.1	5.5	6.9
18	宜野座村	2,568	2,302	649	0.31	2.0	74.1	27.0	6.5	8.2
19	金武町	4,041	3,507	1,285	0.38	2.1	79.1	26.0	5.9	6.6
20	伊江村	2,908	2,724	396	0.16	1.5	79.5	32.0	3.9	16.3
21	読谷村	8,570	6,973	4,187	0.62	5.4	80.1	24.0	10.6	8.0
22	嘉手納町	4,676	3,739	2,173	0.61	5.3	76.1	25.5	5.0	5.4
23	北谷町	8,058	6,035	4,748	0.82	12.2	74.0	25.1	6.6	8.0
24	北中城村	4,650	3,719	2,364	0.67	6.9	81.6	21.2	9.6	9.0
25	中城村	5,151	4,136	2,458	0.63	6.5	74.1	19.4	13.2	9.6
26	西原町	7,506	6,005	3,706	0.66	7.7	80.7	22.2	11.6	13.0
27	与那原町	4,687	3,987	1,759	0.47	9.3	84.6	21.1	14.3	11.7
28	南風原町	8,446	6,777	4,098	0.64	3.3	78.4	19.6	15.6	14.9
29	渡嘉敷村	856	814	75	0.10	16.0	83.5	39.7	1.5	16.6
30	座間味村	999	949	86	0.10	15.2	85.2	29.3	1.3	12.0
31	粟国村	746	711	62	0.10	24.8	91.5	37.1	2.3	15.2
32	渡名喜村	469	449	31	0.07	17.2	73.9	36.0	0.9	16.1
33	南大東村	1,403	1,315	175	0.15	21.8	77.4	25.7	1.2	22.1
34	北大東村	923	874	88	0.12	9.3	79.1	25.1	0.7	30.7
35	伊平屋村	1,306	1,247	108	0.10	22.6	77.2	34.4	0.0	17.7
36	伊是名村	1,452	1,382	132	0.11	9.2	85.2	37.3	2.0	19.2
37	久米島町	4,232	3,919	727	0.20	10.6	83.7	36.1	2.9	15.7
38	八重瀬町	7,743	6,694	2,816	0.43	10.9	78.3	20.1	11.6	17.1
39	多良間村	1,251	1,190	123	0.11	13.7	74.6	26.1	0.7	19.1
40	竹富町	3,985	3,724	480	0.15	13.0	78.8	31.9	2.1	18.8
41	与那国町	1,807	1,693	245	0.15	23.1	86.5	33.4	2.2	16.3
都市計		276,650	222,911	132,352	0.56	8.1	86.8	22.9	18.4	13.3
町村計		107,303	91,612	38,404	0.33	9.7	78.7	24.9	7.8	12.4
市町村計		383,953	314,523	170,756	0.39	8.5	84.5	23.5	15.4	13.1

(注) 実質収支比率、経常収支比率の都市計、町村計、市町村計の値は加重平均であり、財政力指数については単純平均である。

令和5年度 研修計画

自治大学校

市町村
アカデミー

国際文化
アカデミー

令和5年度自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーの研修計画をお知らせいたします。

自治大学校では、一般研修（幹部候補の養成等）・法制集中研修・専門研修を実施します。

市町村アカデミーでは、市町村の一般職員（中堅職員以上）を対象とした専門的かつ実務的な「専門実務課程」、市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象とした「特別課程」、研修を受講することが困難な地域の市町村職員を対象とした「巡回アカデミー」を実施します。

国際文化アカデミーでは、「海外研修」、「国際文化研修」、「公共政策技法研修」、「政策・実務研修」、「幹部職員等研修」、「市町村長・議員等研修」等に区分して、諸情勢の変化に即応、常に市町村職員のニーズに合致した研修を実施します。

令和5年度 自治大学校 研修概要

課 程		目 的	対 象	各期の 定 員	期 間 (概ね)	宿泊研修期間		推薦受付 期 間
第1部課程	幹部候補の養成		都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特別区等の課長補佐、係長又はこれらに相当する職員(要望があれば市町村職員も可)	80名	4か月半	第140期	R5.5.10 ～ 9.15	R5.2.20 ～ 2.24
						第141期	R5.10.17 ～ R6.3.1	R5.7.18 ～ 7.21
第2部課程 ※1	幹部候補の養成		市区町村(指定都市・中核市を除く)の課長補佐、係長又はこれらに相当する職員	80名	2か月半	第200期	R5.4.25 ～ 7.11	R5.2.6 ～ 2.10
						第201期	R5.6.21 ～ 9.12	R5.2.6 ～ 2.10
						第202期	R5.10.11 ～ 12.26	R5.7.24 ～ 7.28
						第203期	R5.12.6 ～ R6.3.5	R5.7.24 ～ 7.28
地方公務員女性幹部養成支援プログラム			都道府県及び市区町村の係長相当職以上の女性職員	120名	1か月	第45期	R5.9.4 ～ 9.29	R5.6.12 ～ 6.16 ※2
第1部・第2部 特別課程	幹部候補の養成	第46期				R6.1.30 ～ 2.27	R5.11.6 ～ 11.10 ※2	
第3部課程	管理職の 能力向上		都道府県及び市区町村の課長相当職以上の職員	120名	1か月	第113期	R5.7.18 ～ 8.10	R5.4.24 ～ 4.28
(法制集中研修)		幹部候補の養成	・第2部課程、 第1部・第2部 特別課程参加者 ・法制課目のみの 受講希望者		1か月	第1期	R5.6.21 ～ 7.10	R5.2.6 ～ 2.10
						第2期	R5.12.6 ～ 12.25	R5.7.24 ～ 7.28
専 門 研 修	税務専門課程 税務・徴収コース	地方税徴収等 能力の向上	都道府県及び市区町村の賦課・徴収事務の管理監督職員(税務経験年数3年以上かつ徴収事務経験年数が1年以上の者)	120名	1か月	第21期	R5.10.6 ～ 11.10	R5.7.10 ～ 7.14
	税務専門課程 会計コース ※3	税務・財務知識 の習得	都道府県及び市区町村の税務担当職員(税務事務経験年数の基準を満たす者)	50名	通信： 2か月半 宿泊： 3か月	第41期	R5.7.5 ～ 10.4	R5.1.23 ～ 1.27
	監査・内部統制 専門課程	監査事務等 実務能力の養成	都道府県及び市区町村の課長補佐、係長又はこれらに相当する職員	50名	通信： 1か月 宿泊： 1か月	第24期	R6.1.15 ～ 2.22	R5.9.25 ～ 9.29

※1 法制集中研修を含みます。

※2 法制集中研修を受講する場合には、推薦期間は当該研修の推薦期間に準じます。

※3 修了試験に合格すると、必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられます。

※4 特別研修等の詳細については、別途連絡いたします。

※5 各課程ともに、対象とされている地方公共団体を構成団体を含む一部事務組合等(一部事務組合、広域連合、市長会、町村会、市町村振興協会など)の職員も対象となります。

(別表2)

令和5年度研修期間及び推薦受付期間一覧

推薦受付期間
※最終日14:00まで

研修期間

区分	5年1月	5年2月	5年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	6年2月	6年3月	
一般研修	第140期 (定員80名)	2/20~24 ●		eラーニング (事前履修)	5/10~9/15 →	5/10~9/15 →										
	第141期 (定員80名)						7/18~21 ●		eラーニング (事前履修)	eラーニング (事前履修)		10/17~3/1 →				
	第200期 (定員80名)	2/6~10 ●		eラーニング (事前履修)	4/25~7/11 →											
	第201期 (定員80名)	2/6~10 ●			eラーニング (事前履修)	※休講5/3~7 →	6/21~9/12 →									
	第202期 (定員80名)							7/24~28 ●	eラーニング (事前履修)	eラーニング (事前履修)	10/11~12/26 →					
	第203期 (定員80名)							7/24~28 ●			eラーニング (事前履修)		12/6~3/5 →			
	第45期 (定員120名)		2/6~10 ●						eラーニング (事前履修)	9/4~29 →						
	第46期 (定員120名)															
	第3部 第113期 (定員120名)				4/24~28 ●			7/18~8/10 →								
	第1期		2/6~10 ●					6/21~7/10 →								
第2期							7/24~28 ●					12/6~25 →				
専門研修	税務・徴収コース 第21期 (定員120名)						7/10~14 ●									
	会計コース 第41期 (定員50名)	1/23~27 ●			通信研修											
	監査・内部統制専門 第24期 (定員50名)									10/6~11/10 →						
									9/25~29 ●		eラーニング(事前履修)			1/15~2/22 →		
法制集中研修																
第1期																
第2期																
第3期																
第4期																
第5期																
第6期																
第7期																
第8期																
第9期																
第10期																
第11期																
第12期																
第13期																
第14期																
第15期																
第16期																
第17期																
第18期																
第19期																
第20期																
第21期																
第22期																
第23期																
第24期																
第25期																
第26期																
第27期																
第28期																
第29期																
第30期																
第31期																
第32期																
第33期																
第34期																
第35期																
第36期																
第37期																
第38期																
第39期																
第40期																
第41期																
第42期																
第43期																
第44期																
第45期																
第46期																
第47期																
第48期																
第49期																
第50期																
第51期																
第52期																
第53期																
第54期																
第55期																
第56期																
第57期																
第58期																
第59期																
第60期																
第61期																
第62期																
第63期																
第64期																
第65期																
第66期																
第67期																
第68期																
第69期																
第70期																
第71期																
第72期																
第73期																
第74期																
第75期																
第76期																
第77期																
第78期																
第79期																
第80期																
第81期																
第82期																
第83期																
第84期																
第85期																
第86期																
第87期																
第88期																
第89期																
第90期																
第91期																
第92期																
第93期																
第94期																
第95期																
第96期																
第97期																
第98期																
第99期																
第100期																

市町村アカデミー

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

研修体系

専門実務課程

市町村の一般職の職員（中堅職員以上）を対象として、次に掲げる分野について、専門的かつ実務的な内容の研修を実施する。

- 総務
- 法務
- 人事・人材育成
- 政策企画
- デジタル化
- 財務・税務
- 福祉
- まちづくり
- 経済・観光
- 環境
- スポーツ・文化
- 防災・危機管理
- 行政委員会等

特別課程

市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。

- 市町村長特別セミナー
- 市町村議会議員特別セミナー
- 監査委員特別セミナー 等

巡回アカデミー

市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象として、広域研修機関と連携の上、当該広域研修機関が所存する地域において、両アカデミーの研修を3日間程度に凝縮した形の研修を実施する。

市町村アカデミー

研修の概要

(1) 専門実務課程 (対象者：中堅職員以上)

【市町村アカデミー】

※ (新)：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員 (人)	研修期間	日数	申込期限 区分	科目受講上の留意事項
管理職	管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	2	70	① 8月2日(水)～8月4日(金) ② 10月10日(火)～10月12日(木)	3	第3回 第6回	管理職(所屬長相当職)を対象とします。
	管理職の必須知識講座	1	50	7月12日(水)～7月14日(金)	3	第2回	在職1～2年目の管理職(所屬長相当職)を対象とします。 ※今後、管理職として活躍が期待される課長補佐等の職員も受講可能です。
総務	住民行政事務能力の向上	1	60	6月19日(月)～6月23日(金)	5	第2回	
	住民窓口サービスの向上	1	70	9月4日(月)～9月8日(金)	5	第4回	市町村の窓口等で住民と接する機会のある職員(住民行政事務、福祉関係、土木関係等の事務に従事する職員)を対象とします。
総務	広報の効果的実践	2	50	① 5月25日(木)～6月2日(金) ② 2月14日(水)～2月22日(木)	9	第1回 第9回	
	情報公開と個人情報保護	1	80	5月25日(木)～6月2日(金)	9	第2回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
法令実務A (基礎) < JIAM 共通実教科目 >	行政法その他法に関する基礎的知識、基本的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、基礎的な法務能力を身に付けます。	3	70	① 5月15日(月) ~ 5月19日(金)	5	第1回	法務事務(条例又は規則の改正事務等) については規則の改正が1年未満の職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月5日~6月9日
			70	② 7月10日(月) ~ 7月14日(金)	5	第3回	
法令実務B (応用) < JIAM 共通実教科目 >	行政法その他法に関する専門的知識、実践的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、市町村における政策実現のための応用的な法務能力を身に付けます。	1	80	① 6月27日(火) ~ 7月7日(金)	11	第2回	法務事務(条例又は規則の改正事務等) については1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A(基礎)の修了者を対象とします。 【JIAM 実施日程】 9月26日~10月6日
			40	12月11日(月) ~ 12月15日(金)	5	第7回	
訴訟と行政不服審査の実務	自治体に関わる法的紛争や予防法務、訴訟実務のポイント、行政不服審査等に関する講義、演習等により、法的危機管理能力の向上を目指します。	1	40	6月19日(月) ~ 6月23日(金)	5	第2回	法務事務を担当する職員のほか、法的紛争が生じやすい分野(建築、道路、税務、福祉等)の事務を担当する職員及び団体の事務を総覧しやすい立場の部署(総務、人事、財政、監査等)に属する職員を対象とします。
			40	6月19日(月) ~ 6月23日(金)	5	第2回	
人事・人材育成	働き方改革関連法などの法体系について理解を深めるとともに、働き方改革は福利厚生の一環ではなく経営戦略であるという認識のもと、ワークライフバランスの実現に向けた取組みに関する講義や事例紹介等により、自治体での働き方改革に必要な知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	6月19日(月) ~ 6月23日(金)	5	第2回	総務・人事部門担当職員を対象とします。
			40	10月10日(火) ~ 10月12日(木)	3	第6回	
組織のリスクマネジメント	コンプライアンス、内部統制、パブリシティ等に関する講義、演習等により、健全な組織づくりに不可欠なリスクマネジメントについて学びます。	1	60	10月23日(月) ~ 10月27日(金)	5	第6回	管理職(所属長相当職) 以外の職員を対象とします。
			40	9月11日(月) ~ 9月15日(金)	5	第5回	
人事評価制度の運用改善と活用	地方公務員制度の理論や人事評価制度の運用改善と活用、定年延長に関する講義、演習等により、人事に関する事務についての実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	7月24日(月) ~ 7月28日(金)	5	第3回	今後、管理職(所属長相当職)として活躍が期待される課長補佐等の職員を対象とします。
			40	7月24日(月) ~ 7月28日(金)	5	第3回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
人事・人材育成	職場のリーダー養成講座	1	60	1月22日(月)～1月26日(金)	5	第8回	今後、係長等として活躍が期待される中堅職員を対象とします。
	職員研修の企画と実践	1	40	8月17日(木)～8月25日(金)	9	第4回	
政策企画	(新)ナッジ等を活用した政策イノベーション	1	30	9月11日(月)～9月15日(金)	5	第5回	企画に関する事務を担当する職員やナッジ等を業務に活用したい職員を対象とします。
	政策企画	1	70	1月30日(火)～2月7日(水)	9	第9回	
	政策の最先端	1	50	5月17日(水)～5月19日(金)	3	第2回	企画に関する事務を担当する職員を対象とします。
	少子化社会への対応	1	40	12月11日(月)～12月15日(金)	5	第7回	企画に関する事務を担当する職員を対象とします。
	事業推進のためのデータ活用	1	60	2月26日(月)～3月1日(金)	5	第9回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
デジタル化	行政のデジタル化の推進	2	60	6月5日(月)～6月9日(金)	5	第2回	
	教育現場のDX	1	40	12月11日(月)～12月15日(金)	5	第7回	教育委員会事務局職員のほか、学校現場の教職員も対象とします。
ICTによる情報政策 <地方公共団体情報システム機構と共催>	マイナンバーカード、ICT等の利活用の最新動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義、演習等により、自治体DXの実現に向けた情報政策の効率的かつ円滑な推進に必要な専門的知識と実務遂行能力の向上を目指します。	1	50	8月28日(月)～9月1日(金)	5	第4回	情報政策に関する事務を担当する職員を対象とします。
	自治体財政運営講座	1	80	8月17日(木)～8月25日(金)	9	第4回	財政に関する事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。
財務・税務	地方公会計制度 <総務省と共催>	1	50	7月31日(月)～8月4日(金)	5	第3回	地方公会計の業務に従事している職員で、研修の全日程を受講できる方を対象とします。
	資金調達・運用・財政分析の集中講座 <地方公共団体金融機構と共催>	1	40	9月20日(水)～9月22日(金)	3	第5回	資金調達又は資金運用を担当する職員を対象とします。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員 (人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
住民税課税事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	3	100	① 8月28日(月) ～ 9月 7日(木)	11	第4回	住民税課税事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。
			100	② 9月26日(火) ～ 10月 6日(金)	11	第5回	
			100	③ 11月 7日(火) ～ 11月17日(金)	11	第7回	【JIAM 実施日程】 7月18日～7月28日
固定資産税課税事務 (土地) ＜JIAM 共通実施科目＞	資産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（土地）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	100	8月17日(木) ～ 8月25日(金)	9	第4回	固定資産税課税事務（土地）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月13日～6月21日
固定資産税課税事務 (家屋) ＜JIAM 共通実施科目＞	資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（家屋）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	2	100	6月27日(火) ～ 7月 7日(金)	11	第2回	固定資産税課税事務（家屋）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 8月22日～9月 1日
市町村税徴収事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	3	100	① 9月26日(火) ～ 10月 6日(金)	11	第5回	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。
使用料等の債権回収 ＜JIAM 共通実施科目＞	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入金の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収について必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	100	② 11月 7日(火) ～ 11月17日(金)	11	第7回	
			100	③ 1月30日(火) ～ 2月 9日(金)	11	第9回	【JIAM 実施日程】 6月13日～6月23日
			50	7月31日(月) ～ 8月 4日(金)	5	第3回	【JIAM 実施日程】 10月2日～10月6日
契約実務	地方自治法、民法等における契約に係る定め、契約書の作成に係る実務等に関する講義、演習等により、契約実務における必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	50	6月12日(月) ～ 6月16日(金)	5	第2回	
上下水道事業の経営管理	上下水道事業に係る法制度や経営戦略の策定・改定、公営企業会計、料金改定の考え方等に関する講義、演習等により、上下水道事業を健全に経営していくに当たって必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	70	9月 4日(月) ～ 9月 8日(金)	5	第4回	
公共施設の総合管理	公共施設を取り巻く現状と課題、公共施設マネジメント（施設の統廃合、個別施設計画の策定等）、公共施設マネジメントにおける公民連携等に関する講義、演習等により、将来にわたる公共施設を適切に管理運営していくに当たって必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	80	9月11日(月) ～ 9月15日(金)	5	第5回	

財務・税務

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
高齢者福祉の推進	介護保険制度、地域包括ケア等に関する講義、演習等により、高齢者福祉についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	11月30日(木) ~ 12月 8日(金)	9	第7回	
	地域保健と医療制度の現状と課題、住民の健康づくりの推進、地域保健と地域医療の連携等に関する講義、演習等により、地域保健及び住民の健康増進についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	6月 5日(月) ~ 6月 9日(金)	5	第2回	
福祉	障がい者福祉の現状と課題、障がい者に対する様々な支援等に関する講義、演習等により、障がい者福祉についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	40	11月30日(木) ~ 12月 8日(金)	9	第7回	
	生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護の実務のポイント、生活困窮者の自立支援等に関する講義、演習等により、生活保護及び自立支援対策についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	2	70 ① 70 ②	8月28日(月) ~ 9月 1日(金) 10月23日(月) ~ 10月27日(金)	5 5	第4回 第6回	
福祉	子育てをしやすい社会環境を形成するため、子育て支援における市町村や地域コミュニティの役割、多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応、子育て支援に関連する諸課題等、市町村に求められている子育て支援について学びます。	1	60	6月19日(月) ~ 6月23日(金)	5	第2回	
	児童虐待の未然防止、早期の発見及び対応において市町村に求められる役割、児童を虐待から保護する法制度、関係機関との連携等に関する講義、演習等により、児童虐待防止対策についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	1	60	1月22日(月) ~ 1月26日(金)	5	第8回	
まちづくり	住民協働の意義、行政とボランティア団体、NPO、自治会等との連携及び合意形成に係る手法、これらの組織の活動を支える仕組み等に関する講義、演習等により、地域の課題が複雑化・多様化する中ででの住民協働による地域づくりについて学びます。	1	50	6月 5日(月) ~ 6月 9日(金)	5	第2回	
	住民との合意形成のため市町村職員に必要とされる、実践的なファシリテーションのスキルについて、基礎や事例を学ぶとともに、ワークショップの演習を通じて体験的に身に付け、合意形成能力の向上を目指します。	1	40	10月 2日(月) ~ 10月 6日(金)	5	第5回	住民協働推進を担当する職員のほか、住民との合意形成を必要とする分野(企画、財政、都市計画等)を担当する職員を対象とします。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
まちづくり	人権を尊重した地域社会の形成	1	40	5月29日(月) ~ 6月 2日(金)	5	第 2 回	
	既存の建物等を活用した地域の再生	1	40	11月 7日(火) ~ 11月15日(水)	9	第 7 回	
	人口減少時代の都市計画	1	30	6月27日(火) ~ 7月 5日(水)	9	第 2 回	
	空き家対策の推進	1	30	5月15日(月) ~ 5月19日(金)	5	第 2 回	
	公共交通とまちづくり	1	40	10月16日(月) ~ 10月20日(金)	5	第 6 回	
	全国地域づくり人材塾 ＜総務省と共催＞	1	80	9月20日(水) ~ 9月22日(金)	3	第 5 回	地域づくりに取り組む市町村職員、NPO関係者及び地域おこし協力隊員等で、研修の全日程を受講できる方を対象とします。
	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者研修会 ＜総務省と共催＞	1	150	5月10日(水) ~ 5月12日(金)	3	第 1 回	地域おこし協力隊員及び集落支援員を対象とします。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
まちづくり	地域運営組織の形成と運営	1	30	7月24日(月)～7月28日(金)	5	第3回	「地域運営組織」とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織をいいます。
経済・観光	地域産業の振興	1	60	6月12日(月)～6月16日(金)	5	第2回	
	観光戦略の実践	1	60	1月15日(月)～1月19日(金)	5	第8回	
環境	持続可能な地域づくりと環境保全	1	50	6月12日(月)～6月16日(金)	5	第2回	
	廃棄物の処理とリサイクルの推進	1	50	10月16日(月)～10月20日(金)	5	第6回	
スポーツ・文化	スポーツ行政の推進	1	40	2月26日(月)～3月1日(金)	5	第9回	
	文化芸術の活用による地域社会の活力の創造	1	40	1月15日(月)～1月19日(金)	5	第8回	

【市町村アカデミー】

※ (新) :新設科目

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
防災・危機管理	災害に強い地域づくりと危機管理	2	70	① 11月30日(木) ~ 12月 8日(金)	9	第7回	
			70	② 2月14日(水) ~ 2月22日(木)	9	第9回	
行政委員会等	選挙事務 <JIAM 共通実施科目> 監査事務	1	70	2月14日(水) ~ 2月22日(火)	9	第9回	【JIAM 実施日程】 11月14日~11月22日
			80	1月30日(火) ~ 2月 7日(木)	9	第9回	
議会事務	地方議会の現状と今後の展望、本会議及び委員会の運営における実務のポイント、議会広報等についての講義、演習等により、議会事務局職員として必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	2	70	① 7月24日(月) ~ 7月28日(金)	5	第3回	
			70	② 10月23日(月) ~ 10月27日(金)	5	第6回	

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 定員を超える申込があった場合において、同一団体からの受講者の数を制限すること等があります。

※3 申込期限区分は、30 ページに記載のとおり。

※4 研修の日程等は、都合により変更となる場合があります。また、上記以外にも必要に応じて、新たに研修を追加、実施する場合があります。

【市町村アカデミー】

※(新)：新設科目

(2) 特別課程 (対象者：市町村長、副市町村長、市町村会議員、監査委員等)

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員(人)	研修期間	日数	申込期限区分	科目受講上の留意事項
市町村長	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～・地域経営塾 ＜①は(一財)地域創造と共催＞	2	80	① 4月27日(木)～4月28日(金) ② 7月20日(木)～7月21日(金)	2	第1回 第3回	市町村長(副市町村長を含む。)を対象とします。秘書課等を通じて申し込んでください。
	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～・地域経営塾 ＜総務省と共催＞	1	80	1月11日(木)～1月12日(金)	2	第8回	同上
市町村会議員	市町村の行財政運営をめぐぐる重要課題や議会を取り巻く課題と対応の方向、社会構造の変化を見据えて我が国の政治、経済の動向等について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。	3	120	① 5月 8日(月)～5月 9日(火) ② 11月 1日(水)～11月 2日(木) ③ 1月 9日(火)～1月10日(水)	2	第1回 第7回 第8回	議事事務局を通じて申し込んでください。なお、1団体からの申込人数は、原則として9人以下でお願いします。
	監査委員を対象に、財政運営をめぐぐる重要課題や監査機能の充実強化による新たなガバナンスの在り方等について、当分野で活躍されている講師による講演を行います。	1	100	4月20日(木)～4月21日(金)	2	第1回	監査(委員)事務局を通じて申し込んでください。
	管理職特別セミナー ～自治体経営の課題～ ＜市町村長特別セミナーに参加＞	2	30	① 4月27日(木)～4月28日(金) ② 7月20日(木)～7月21日(金)	2	第1回 第3回	管理職職員(部長長級)を対象とします。
管理職	急速な人口減少・少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に的確に対応し、目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の主要な政策課題とその対応方策について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。	1	30	1月11日(木)～1月12日(金)	2	第8回	同上

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 申込人数が定員に達したときは、申込期限前であっても募集を締め切る場合があります。ただし、管理職特別セミナーについては、専門実務課程の例(前ページの欄外※2参照)によります。

※3 申込期限区分は、【令和5年度研修計画】30ページに記載のとおり。

※4 研修の日程等は、都合により変更となる場合があります。また、上記以外にも必要に応じて、新たに研修を追加、実施する場合があります。

【市町村アカデミー】
※ (新) : 新設科目

(3) 巡回アカデミー

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員 (人)	研修期間	日数	申込期限 区分	科目受講上の留意事項
巡回アカデミー	市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象に、広域研修機関(都道府県市町村職員協会、都道府県等が設置する市町村職員研修を行う機関)と連携の上、当該広域研修機関が所在する地域において、同アカデミーの研修を3日間程度に凝縮した形の研修を実施します。	2	50 50	未定	3 日程 程度	未定	



国際文化アカデミー

全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

研修体系

海外研修

海外の自治制度や、まちづくりの手法、あるいは海外戦略の展開手法を学び、グローバルな視点から地域の課題に向き合い、施策を企画立案できる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

国際文化研修

多様な文化や価値観への理解を深めるとともに、経済活動等のグローバル化を地域の活力へとつなげる施策の企画立案能力、実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 海外戦略等
- 多文化共生・ダイバーシティ
- 消防職員向け研修
- 海外の地方自治体等職員向け研修

公共政策 技法研修

個別分野を超えて全ての公共政策に共通する政策過程（プロセス）に着目し、企画立案、実施、評価等の意義や相互のつながり、各手法等について学び、政策形成能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

政策・実務研修

特定の政策課題を解決するための企画立案能力や実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 災害対応・危機管理
- 人材育成・人事
- 行政経営・公営企業
- 法務・選挙・監査
- 税務等
- 財政・財務
- 企画・まちづくり
- 産業振興
- 福祉

幹部職員等研修

市町村の部課長及び中堅幹部職員等を対象として、自治体経営や組織運営に関する最新動向や課題を取り上げ、実践的なマネジメント能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

市町村長・議員等研修

市町村長、市町村議会議員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。

- 市町村長特別セミナー『地域経営塾』
- トップマネジメントセミナー
- 議員特別セミナー
- 議員研修
- 議会事務局職員研修

研修の概要

【国際文化アカデミー】

(1) 海外研修

研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）	予定人数
<p>多様な主体を活かす地域経営 ～全米の最も住みたい街から学ぶ～ (国内+海外) 【改訂】</p>	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、米国に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、住民が主体となって進めている施策など特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい) ■行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われている米国各地のまちづくりの取組について学ぶとともに、行政の役割、地域経営手法について理解を深める。 ■自治体経営、都市計画、交通、環境、観光等における米国の事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修) ・アメリカの地方自治とNPO ・訪問都市の住民自治制度、都市計画、交通政策、観光政策 ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修) アメリカ合衆国（ワシントン州シアトル及びオレゴン州ポートランドを予定） ※令和4年度：シアトル、ポートランド 視察先の例：シアトル市役所（都市計画、IT戦略、住民自治）、 ポートランド市役所（都市計画）、ポートランド市観光協会、 市議会、ポートランド州立大学（住民自治）、NPO他</p>	<p>8月23日(火)～ 9月5日(月)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】</p> <p><14日間></p>	<p>20</p>
<p>欧州から学ぶ持続可能なまちづくり (国内+海外) 【改訂】</p>	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、ヨーロッパに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、環境政策や地域再生など持続可能なまちづくりを目指して、特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい) ■ヨーロッパの各都市で行われている環境、交通、都市計画等の施策や取組の動向、考え方について理解を深める。 ■ヨーロッパの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修) ・持続可能なまちづくり（総論） ・訪問国の都市政策、環境政策、交通政策 ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修) ドイツ、デンマーク及びスウェーデン（3～4都市程度） ※令和4年度： ドイツ：ハンブルク（環境、都市政策）、リューネブルク（都市政策）、 プレーメン（都市政策）他 デンマーク：コペンハーゲン（都市政策、環境、公共交通）、ロラン（環境）他</p>	<p>9月3日(土)～ 9月16日(金)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】</p> <p><14日間></p>	<p>20</p>
<p>自治体の海外戦略 ～活力あるアジアとの地域間交流促進～ (国内+海外)</p>	<p>3日間の国内研修において、事前学習を行った後、アジアの主要都市に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、現地の行政機関や関係団体、文化交流団体等の取組について実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい) ■現地の人々との意見交換等を通じて、日本と訪問国との経済・文化交流等における現状と課題について理解を深め、今後の地域間交流促進の契機とするとともに国際感覚の養成を図る。 ■アジア諸国との経済・文化交流の状況を踏まえ、所属団体の地域経済活性化につながる政策の立案と実行ができる能力の向上を図る。</p> <p>(国内研修) ・訪問国の政治、行政、経済事情 ・訪問国との文化交流、経済交流の状況 ・海外市場におけるマーケティング ・海外研修事前調査 など</p> <p>(海外研修) シンガポール ※令和4年度：シンガポール及びインドネシア 視察先の例：都市再開発庁、JNTO、JETRO、その他IT政策、販路拡大策、 多文化共生施策等に関する団体 他</p> <p>※一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しております。</p>	<p>8月17日(水)～ 8月27日(土)</p> <p>【国内3日間、 海外8日間】</p> <p><11日間></p>	<p>20</p>

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

(2) 国際文化研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
海外戦略等	海外の事例から学ぶ都市政策 ～デンマークを中心に～ 【改訂】	海外では、それぞれの歴史・文化の保存、自然の再生等により、その地域のアイデンティティを高めていくことで、存在感のあるまちとなっている事例が多くみられます。 この研修では、デンマークの事例を中心に、再生エネルギーの活用、生涯学習の機会の提供、公共空間の活用、住民参加によるまちづくり、スマートシティの推進等、新たな切り口から都市のブランド戦略について、中長期的な視点で考えます。	5月29日(月) - 5月31日(水) 3日間	30	
	グリーンリカバリーと地域の産業政策 ～地球温暖化対策と再生可能エネルギーの活用～ 【改訂】	地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、よりよい未来を目指す「グリーンリカバリー」が世界中で広がりを見せています。この考え方を取り入れながら、地域資源を活かした政策展開を進めることにより、環境を保全しつつ経済と環境の好循環をつくり、新たな雇用の創出や地域の産業振興につなげていくことが重要です。 この研修では、ドイツなど海外の事例を参考に、グリーンリカバリーの基本的な考え方を理解するとともに、地域の資源を活用しながら地域の産業振興へとつなげる方策を考えます。	6月12日(月) - 6月14日(水) 3日間	30	
	世界情勢からわがまちの未来をつくる ～トップマネジャーの方のために～	市区町村長・副市長及び部長級職員、議員等を対象とします。 短期(1泊2日)の研修期間で、変化する世界情勢を的確に捉えたうえで、外国人材の受入れと地域社会における共生の実現、地域の文化振興、海外事例にみるSDGsの推進など、国際社会全体に関わる課題への対応方法等、グローバル化を戦略的に施策に取り込み地域の活性化に繋げる方法について、幅広い観点から考えます。	10月16日(月) - 10月17日(火) 2日間	30	
	SDGsと地域づくりの新たな視点	2016年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)については、2030年の目標達成期限に向け、国においては内閣府による「自治体SDGsモデル事業」等の選定が始まり、自治体においてもSDGsの考え方を取り入れながら政策展開につなげていくこととする動きが広がっています。 この研修では、SDGsについて基本的な知識を習得するとともに、自治体事例から地域の課題解決に向けた実践の中で、課題や目標の設定、施策の立案にSDGsをどのように活用していくのか、具体的な手法を学んでいきます。	11月27日(月) - 11月29日(火) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごと開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月・令和5年、11月～3月・令和6年)	予定 人数	備 考
多文化共生・ダイバーシティ	自治体外国人施策の義務 ～第一線で対応する方のた めに～	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等で、初めて外国人施策を担当することとなった方を対象とします。 平成30年の入管法改正を踏まえ、多文化共生の現状と課題、外国人住民を取り巻く制度や施策、異文化コミュニケーションや外国人住民への窓口対応のポイント等について学び、地域で多文化共生をすすめるために必要な知識とスキルを学びます。	6月 5日(月) - 6月 7日(水) 3日間	30	・多文化共生の現状と課題 ・外国人住民への窓口対応のポイント ト ・自治体の外国人施策 ・異文化コミュニケーション ・やさしい日本語 ・質疑応答 など
	【中級編】 多文化共生の実践コース (インターバル研修)	多文化共生に関わる1年以上の実務経験を有する自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国人住民に関わる諸課題や地域における外国人の活躍について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、地域の関係機関・部局等とのコーディネート能力及び多文化共生の推進や外国人住民と共に行動する地域活性化等に関する施策・事業の企画立案能力の向上を図ります。 研修効果を高めるため、研修を前期と後期に分けて、インターバル期間を設け、後期には地域の実情に沿った多文化共生を推進するための計画を策定するという実践的な研修です。	前期 7月 5日(水) - 7月 7日(金) 3日間 後期 9月13日(水) - 9月15日(金) 3日間	40	・一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部(TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。 ・「多文化共生の実践コース」修了者は、別途一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生マネージャー」として認定されます。 「多文化共生マネージャー」の認定については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部(TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。
	多様性社会を生きる「次世代」の育成 ～外国につながる子を持つ子どもたちへの学習支援～	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国につながる子を持つ子どもたちを取り巻く現状についての講義や事例紹介を通じ、多様性社会において、外国につながる子を持つ子どもたちへの学習支援や保護者等への支援のあり方について、現場における課題を共有し、問題解決に繋がる実践的な支援の方法を考えます。	7月24日(月) - 7月28日(金) 5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部(TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定人数	備考
多文化共生・ダイバーシティ	外国人相談窓口の運営	平成30年の入管法改正による外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策のひとつとして、自治体の相談機能の充実が急務となっており、この研修では、関連機関との連携・役割分担、人材育成の方法等、外国人相談窓口の設置及びより良い運営方法の工夫について学びます。また、自治体や関係団体の具体的な取組事例から、運営上の課題や今後のあり方について情報を共有し、解決策を考えると、実際の相談業務において必要となる知識や傾聴等のスキルについても学びます。	8月 2日(月) - 8月 4日(水) 3日間	40	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
	【初級編】 多文化共生の地域づくり コース 【実施回数2回】	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。地域における多文化共生に関する基礎知識を習得するとともに、地域における多文化共生の課題を分野別に学びます。また、自治体やその関係団体が施策を展開する際に、多文化共生に配慮できるような理解を深めます。「多文化共生地域づくりサポーター」として認定します。	第1回 8月21日(月) - 8月25日(金) 5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
		自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 災害時における外国人への支援セミナー	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 地震や水害、新型コロナウイルス等の感染症発生時における外国人住民を取り巻く状況を踏まえ、支援のための仕組みづくりなどについて理解を深めます。また、災害時において、外国人住民を含めた多様な主体との連携や、地域防災のあり方について考えます。	第2回 1月15日(月) - 1月19日(金) 5日間	30
外国人材への支援セミナー	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 地震や水害、新型コロナウイルス等の感染症発生時における外国人住民を取り巻く状況を踏まえ、支援のための仕組みづくりなどについて理解を深めます。また、災害時において、外国人住民を含めた多様な主体との連携や、地域防災のあり方について考えます。	9月25日(月) - 9月27日(水) 3日間	70	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。	
シニアマネジャー研修 ～多様な人材と働き方のマネジメント～【改訂】	[[[5] 幹部職員等研修をご覧ください。(71 ページ)]	10月18日(水) - 10月20日(金) 3日間	30		

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごと開始日の早い順に並べています。

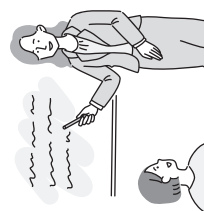
区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
多文化共生・ダイバーシティ	障がいのある人への自立支援	<p>【(4) 政策・実務研修の「福祉」区分をご覧ください。(60ページ)】</p> <p>自治体職員、地域国際化協会及び市町村国際交流協会職員、公立病院、保健医療専門職員等を対象とします。</p> <p>外国人住民や外国人観光客が増加する中、異なる言語や文化をもつ外国人に対し、適正な医療を提供するための環境整備が求められています。この研修では、外国人が安心して医療を受けられるようにするための環境整備について、国の動向や地域での取組、病院での対応、新型コロナウイルス等の感染症対策等に関し、講義や現場での取組事例から学ぶとともに、ワークショップにより情報の共有化を図ります。</p>	11月13日(月) - 11月17日(金) 5日間	50	<p>一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。</p> <p>助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部（TEL03-5213-1725）までお問い合わせください。</p> <p>なお、自治体職員への助成については、研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。</p>
	外国人が安心して医療を受けられるための環境整備		2月26日(月) - 2月27日(火) 2日間	30	
消防職員向け研修	消防職員コース ～非常時における外国人とのコミュニケーション～	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の危機管理 ・異文化理解 ・地域の国際化と多文化共生 ・自治体の事例紹介（外国人への情報提供等） ・スピーチコミュニケーション ・外国人観光客への対応 ・施設立案演習 ・語学研修 <p>共通：英語 選択：中国語又はポルトガル語 など</p> <p>消防職員（自治体の防災担当職員含む）を対象とします。</p> <p>非常時において外国人を救援救助する活動が迅速・的確に行えるよう、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、そのために必要な知識や方法等について学びます。</p>	5月10日(水) - 5月26日(金) 17日間	30	<p>次の書類を、各期限までに提出してください。 （詳細は、【令和5年度研修計画】77ページをご覧ください。）</p> <p>①年間派遣計画書の提出 年間派遣計画書（様式）</p> <p>【提出期限：令和5年2月8日(火)】</p> <p>②要請の申込み 【申込期限：令和5年4月5日(火)】</p> <p>語学研修にあたっては、語学レベルに応じた少人数のクラス編成により研修を行います。また、語学力の問題は問いません。</p>
	国際消防救助隊セミナー	海外での大規模災害における国際消防救助隊の活動の充実を図るため、国際標準である救助に関する知識、技術について学びます。	2月19日(月) - 2月21日(水) 3日間	80	<p>総務省消防庁との共催を予定しております。</p> <p>対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。</p>

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
その他	協力交流研修員研修コース	協力交流研修員として来日した外国の地方自治体等の職員を対象に、日本語、日本の地方自治制度、日本文化の理解等に関する研修を行います。	5月24日(水) - 6月22日(木) 30日間	30	
	JETプログラム翻訳・通訳講座の集合研修(中国語・韓国語・ポルトガル語) 【改訂】	自治体において語学指導や国際交流事業に従事しているJETプログラム参加者を対象に、翻訳・通訳技法の研修を行います。	9月 4日(月) - 9月 8日(金) 5日間	60	
	JETプログラム国際交流員(CIR)中間研修 [実施回数2回]	JETプログラムのCIR(国際交流員)及び自治体職員を対象に、地域における国際交流、職場での円滑なコミュニケーション等に関する講義や、地域におけるCIRの活動事例の報告、意見交換などを行い、業務に必要な知識・技術の習得を図ります。	第1回 12月13日(水) - 12月15日(金) 3日間 第2回 3月 4日(月) - 3月 6日(月) 3日間	200 200	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しております。対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。
	JETプログラム翻訳・通訳講座の集合研修(英語)	自治体において語学指導や国際交流事業に従事しているJETプログラム参加者を対象に、翻訳・通訳技法の研修を行います。	2月 5日(月) - 2月 9日(金) 5日間	175	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

(3) 公共政策技法研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定)		予定人数	備考
			(4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)			
公共政策技法研修	自治体職員のためのデータ分析の基本 ～分析から政策展開へ～ 【実施回数2回】	自治体職員が地域の現状を知り、未来を予測し、適切に施策を立案していくためには、統計的な思考を身につけ、データを分析・活用できるようにすることが必要です。 この研修では、仮説とデータを組み合わせ、地域の課題を検討するために必要なデータの収集方法と注視点、統計を読み解く際のポイント、施策への展開等、ビッグデータ等の分析・活用の基本を学び、エビデンスに基づく施策立案等の実践ができるようになることを目指します。	6月26日(月) - 6月28日(水)	3日間	30	
	自治体職員のための行動経済学 ～ナッジを中心として～	「行動経済学」の理論の一つとして、ナッジが目まぐるしく活用されています。ナッジを活用することで、住民自らの意思により、望ましい行動を選択することに繋がります。自治体でも様々な分野で活用が進んでいます。この研修では、行動経済学(ナッジ)の基本的な考え方を理解し、自治体等の取組事例等を参考に、地域の課題解決に向けて、ナッジをどのように活用していくのか、具体的な手法を学んでいきます。	7月19日(水) - 7月21日(金)	3日間	30	
	相談業務担当職員のためのコミュニケーション技法 ～マイクロカウンセリングを中心に～ 【新規】	自治体では多くの部局、様々な場面で住民への相談支援に関する業務が重要になっています。 この研修では、相談業務担当職員の役割や心構え、マイクロカウンセリング技法を中心とした傾聴の実践方法、相談者(もとより担当職員の心理的負担の軽減方法等)について学ぶことにより、相談業務におけるカウンセリングの基本を身に着けます。 * 「マイクロカウンセリング技法」 アメリカの心理学者アイヴィによって開発された初心者向けの心理カウンセリング技法。	9月19日(火) - 9月21日(木)	3日間	30	
	デザイン思考を活用した新たな行政課題の解決方法 【新規】	社会が成熟していく中で、従来行ってきた考え方や手法では、住民のニーズの変化などに対応できなくなっている現状があります。 この研修では、DXとも相性が良く、ユーザー視点に立ってサービスやプロダクトの本質的な課題・ニーズを発見し課題を解決するための思考法として、主に大学や企業で導入されている「デザイン思考」について、その基礎を学ぶとともに、「リビングラボ」など地域での実践事例を参考に、活用メリットや導入プロセスについて考えます。	10月11日(水) - 10月13日(金)	3日間	30	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

(4) 政策・実務研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
災害対応・危機管理	消防職員コース ～非常時における外国人とのコミュニケーション～	〔2〕国際文化研修の「消防職員向け研修」区分をご覧ください。(57ページ)	5月10日(水) - 5月26日(金) 17日 間	30	年間派遣計画書の提出が必要です。 詳細は【令和5年度研修計画】77ページをご覧ください。
	地域住民の防災力向上 ～平時からの取組～	地震や記録的豪雨など災害発生に備えた対策は、自治体の最重要課題ですが、ひとたび災害が発生すると行政(公助)ができることには限界があり、住民にとっっては、まず自分自身の身の安全を守る「自助」、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の取組が非常に重要です。 この研修では参加体験型の演習や講義、具体的な事例等を通じて平時からの地域住民の防災力向上について考えます。	5月10日(水) - 5月12日(金) 3日間	40	
	災害発生時の市町村の対応 【実施回数2回】	市町村の職員は、自らが被災している中でも市町村長の指揮のもと、経験したことがない異常な状況下で、様々な情報収集・分析、避難指示や住民への広達、多様な機関などとの連携、被災者への支援、支援物資の受け入れ・配布など、短時間のうちにより多くのことに的確に対応し、早期の復旧・復興に繋げていくことが求められます。 この研修では、被災団体の体験談、災害対策本部の運営や受援体制整備、被災者への支援方策など市町村の災害対応実務について実践的に考えます。	第1回 5月22日(月) - 5月26日(金) 5日間	40	
			第2回 1月29日(月) - 2月 2日(金) 5日間	40	
管理職のためのクライシス・コミュニケーション ～危機に直面したときの適切な情報発信～【改訂】	〔5〕幹部職員等研修をご覧ください。(71ページ)	8月 7日(月) - 8月 9日(水) 3日間	30		
災害時における外国人への支援セミナー	〔2〕国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。(55～57ページ)	9月25日(月) - 9月27日(水) 3日間	70	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しています。 詳細は56ページをご覧ください。	
避難行動要支援者対策 ～災害弱者をつくらない～	高齢者、障がい者、傷病者や外国人など、災害時の避難行動や避難所での生活が困難であると考えられる方々への効果的な支援策などについて、制度や現状と課題を踏まえ、平時の取組から災害発生後までの切れ目ない支援について考えます。	11月 6日(月) - 11月 8日(水) 3日間	30		

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
人材育成・人事	人事担当課長のための人材育成セミナー【新規】	人口減少・少子高齢化、様々な分野での担い手不足、価値観の変化・多様化など地方公共団体とりまく社会情勢が大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化、定年制の延長など、職員の確保や育成、活力ある組織の維持向上など、人事担当課の役割がたいへん高まっています。 この研修では、人事担当課の管理職向けに職員の育成の取組や現在の人事上の課題について、講義や意見交換を通じて学び、ともに考えます。	7月 6日(木) - 7月 7日(金) 2日間	50	
	次世代を担う若手職員育成研修 (インターバル研修)【改訂】	高齢者人口がピークを迎える2040年頃に自治体の様々な分野でリーダーとして活躍することが期待される概ね35歳までの若手職員を対象とします。この研修では、地方分権改革の流れを踏まえ、少子・高齢化に伴い今後顕在化する自治体の諸課題について幅広い視点から学ぶとともに、未来のリーダーに必要な基礎的な能力の向上も図ります。演習では、2040年頃の自らの地域についてデータを活用しながら現状を分析した上で展望し、これからの施策のあり方等について議論・検討を行います。 研修効果を高めるため、インターバル期間を設け議論・検討を深め、後期にはその成果を発表することにより、それぞれの地域の実情を踏まえ2040年頃にどのような地域を目指すのか、そのために有効な諸施策について、全国から集まる受講者とともに考えます。	前期 7月11日(火) - 7月14日(水) 4日間 後期 10月24日(火) 1日間	30	後期はオンラインで実施します。
	これからの自治体人材マネジメント	生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が続く中、自治体においては、人材の確保、育成、活用など長期的、総合的な人材マネジメントの考え方が重要です。限られた人員で円滑に自治体を経営するためにはどのような戦略が有効か、将来を見据えた職員採用や人材育成など明確なビジョンを備えた人材マネジメントについて考えます。	8月 7日(月) - 8月 9日(水) 3日間	30	
	定年延長とシニア人材の活用推進 ～エンゲージメントを高めて組織力の向上を図る～ 【改訂】	令和3年6月に地方公務員法が改正され、今年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられます。今後、職員構造が変化していく中、全ての職員が十分に能力を發揮し、活躍できる職場づくりが重要です。この研修では、シニア人材をはじめとする限られた人材を活用しつつ、職員の組織や仕事へのエンゲージメントを高め、職員が持つ能力を最大限に引き出し、發揮させることにより、組織力の向上を図るための方策について考えます。	8月28日(月) - 8月30日(水) 3日間	30	
自治体におけるDXの推進 【実施回数2回】	これからDXの推進に取り組もうとする自治体の職員を主な対象とします。自治体においては、行政サービスのデジタル化に迅速に対応し、サービスの質や住民の利便性の向上に繋げていくとともに、デジタル化に合わせて制度や組織のあり方をも変革していくことが求められます。この研修では、DX推進の必要性や国の最新の動向、自治体におけるDX推進に必要な体制整備や具体的に進めていくための基礎的な知識や考え方について学びます。	第1回 4月24日(月) - 4月26日(水) 3日間 第2回 9月11日(月) - 9月13日(水) 3日間	30 30		

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
	これからのパーワーマネジメントを考える ～官民連携による魅力ある公園づくり～【タイトル変更】	自治体が設置した公園の管理については、特に近年困難な諸問題を抱えており、職員への対応は年々難しくなっています。 この研修では、公園に関する制度の講義をはじめ、ParkPFIをはじめとする住民・企業との協働・共創の推進、まちづくりの拠点としての公園の利活用について、持ち寄り事例やグループワークを通じて共有し、公園管理の総合的知識を習得しながら公園の適切な管理・利活用（パーワーマネジメント）を考えます。	5月31日(水) - 6月2日(金) 3日間	30	
	デジタル人材育成研修 ～ベンダーとの円滑なコミュニケーションを目指して～ 【新規】	実務経験1年以上の情報システム担当者を対象とします。 政府は、令和7年度までに基幹系17業務システムの標準化・共通化を進めるとともに、ガバメント・クラウドへ移行することとしており、自治体においても標準化された業務システムの調達やクラウドへの移行など、これまでのシステム管理業務とは異なる対応が求められています。 この研修では、自治体DXの全体像を把握するとともに、システム調達や運用・保守業務など情報システム担当者に求められる必要な知識を習得することを目的とします。	5月31日(水) - 6月2日(金) 3日間	30	
	地方公営企業経営の基本 ～財務会計と新規手法～	地方公営企業法を適用または任意適用している地方公営企業等の担当職員（初任者～中堅職員）を対象とします。 地方公営企業をめぐる最近の動向と併せて、地方公営企業の基本となる制度の概要及び財務会計制度、さらには、経営戦略の策定などの講義・演習により、地方公営企業に関する基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	6月7日(水) - 6月9日(金) 3日間	100	地方公共団体金融機構との共催を予定 しています。
	自治体における SNS の活用	SNS は、情報発信ツールとして多くの自治体が利用している一方、その特性を活かした運用にまでは至っていないのが現状です。 多様化するコミュニケーション手法を積極的に利用していくことが今後ますます必要となる中、SNS の種類やそれぞれの特徴、自治体抱える SNS 活用における課題等を理解したうえで、どのように活用すれば住民の満足度の向上につながるかを考えます。	7月3日(月) - 7月5日(水) 3日間	30	
	次世代を担う若手職員育成 研修（インターバル研修） 【改訂】	【(4)政策・実務研修の「人材育成・人事」区分をご覧ください。（61ページ）】	前期 7月11日(火) - 7月14日(金) 後期 10月24日(火) 4日間 1日間	30	後期はオンラインで実施します。
	自治体職員のための行動経済学 ～ナッジを中心として～	【(3) 公共政策技法研修をご覧ください。（59ページ）】	7月19日(水) - 7月21日(金) 3日間	30	
	公営住宅実務	公営住宅は、民間住宅と異なり福祉目的を有することから、担当者にはより多くのスキルが求められます。 この研修では、法的問題や実際の対応に関する講義、実践的な課題演習を通じ、公営住宅実務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図るとともに、これからの公営住宅のあり方を考えます。	8月2日(水) - 8月4日(金) 3日間	30	
	自治体の広報 ～住民に読まれ、親しまれる 広報を目指して～	【自治体の広報には、住民が必要とする情報をより分かりやすく伝えることが求められます。 この研修では、広報誌等多様な媒体の活用を含め、より分かりやすく伝えるための手法やポイント等について学び、自治体広報としての情報伝達力の向上を目指します。】	10月25日(水) - 10月27日(金) 3日間	30	

行政経営・公営企業

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
法務・選挙・監査	法令実務 A（基礎） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について実務経験が1年未満の職員を対象とします。 行政法その他の法に関する基礎的知識、基本的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、基礎的な法務能力を身に付けます。	6月 5日(月) - 6月 9日(金) 5日間	50	申込期間は、4月3日(月)～4月21日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 5月15日(月) - 5月19日(金) 7月10日(月) - 7月14日(金) 1月15日(月) - 1月19日(金)
	法令実務 B（応用） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A（基礎）の修了者を対象とします。 行政法その他の法に関する専門的知識、実践的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、市町村における政策実現のための応用的な法務能力を身に付けます。	9月26日(火) - 10月 6日(金) 11日間	50	申込期間は、4月3日(月)～6月30日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 6月27日(火) - 7月 7日(金)
	会計検査実務のポイント	国の補助金等による事業や会計事務を担当する職員を対象とします。 国の補助金等を受けて市町村等で実施する事業に関する会計検査について、工事と工事以外の事業に分けたうえで、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から、そのポイントを学びます。	10月 5日(木) - 10月 6日(金) 2日間	30	
	訴訟等実務	訴訟等に関わる基礎的知識を有する職員を対象とします。 この研修では、調書や、答弁書の作成などの実践的な課題演習を通じ、自治体をめぐる様々な訴訟等に対応できる実務遂行能力の向上を図ります。	11月 6日(月) - 11月10日(金) 5日間	30	
	選挙事務 ＜JAMP 共通実施＞（注）	選挙制度をめぐるとの諸問題、選挙執行の実務、政治活動と選挙運動等に関する講義、演習等により、選挙事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	11月14日(火) - 11月22日(水) 9日間	50	申込期間は、4月3日(月)～8月31日(木)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 2月14日(水) - 2月22日(木)
	自治体の内部統制と監査機能	令和2年に全面施行された改正地方自治法により、市町村においても内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が求められています。 この研修では、自治体の内部統制の基本的な考え方や仕組みなどについて理解するとともに、監査機能のあり方について学び、内部統制の制度構築と監査機能の充実・強化に的確に対応できる実務能力の向上を図ります。	11月15日(水) - 11月17日(金) 3日間	40	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定人数	備考
税務等	固定資産税課税事務(土地) ＜JAMP共通実施＞(注)	固定資産税課税事務（土地）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 資産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（土地）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	6月13日(火) - 6月21日(火) 9日間	50	申込み期間は、4月3日(月)～4月21日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 8月17日(木) - 8月25日(金)
	市町村税徴収事務 ＜JAMP共通実施＞(注)	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	6月13日(火) - 6月23日(金) 11日間	50	申込み期間は、4月3日(月)～4月21日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 9月26日(火) - 10月6日(金) 11月7日(火) - 11月17日(金) 1月30日(火) - 2月9日(金)
	住民税課税事務 ＜JAMP共通実施＞(注)	住民税課税事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	7月18日(火) - 7月28日(金) 11日間	50	申込み期間は、4月3日(月)～4月21日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 8月28日(月) - 9月7日(木) 9月26日(月) - 10月6日(金) 11月7日(月) - 11月17日(金)
	固定資産税課税事務(家屋) ＜JAMP共通実施＞(注)	固定資産税課税事務（家屋）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（家屋）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	8月22日(火) - 9月1日(金) 11日間	50	申込み期間は、4月3日(月)～6月30日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 6月27日(火) - 7月7日(金) 10月10日(火) - 10月20日(金)
	使用料等の債権回収 ＜JAMP共通実施＞(注)	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収について必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	10月2日(月) - 10月6日(金) 5日間	70	申込み期間は、4月3日(月)～6月30日(金)です。 詳細は【令和5年度研修計画】76ページをご覧ください。 【JAMP実施日程】 7月31日(月) - 8月4日(金)
	滞納整理の実践と徴収マネジメント	主に、市町村税徴収事務について、1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 滞納整理に関する講義・演習、受講者の持ち寄り事例による意見交換等を実施し、徴収マネジメントや徴収困難な事案への対処方法等、より高度な専門知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	11月6日(月) - 11月10日(金) 5日間	50	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
財政・財務	自治体マネジメントのための 地方公会 計実務	地方公会計の業務に従事している職員を主な対象とします。 地方財政における公会計の目的や位置づけ、仕訳の仕方などの基礎的な知識の習得をはじめ、財務書類等の作成及び分析手法、分析結果を踏まえた公共施設のマネジメントなど諸課題への対応に関する講義、先進団体における実例などを通じて、地方公共団体における自治体経営に依る能力の向上を図ります。	4月17日(月) - 4月20日(木) 4日間	50	総務省との共催を予定しています。
	資金調達・運用・財政分析 の集中講座 【タイトル変更】	自治体の資金調達や資金運用に携わる職員を対象とします。 地方債制度、金融市場の仕組み、金利、債券、経済と銀行の枠組み、リスクマネジメント、財政分析等に関する講義、グループ討議等により、資金調達に依る多様な選択肢の中から、自らの団体にとって最適なものを選び出す手法を探るとともに、資金運用についての基礎から専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を目指します。	7月12日(水) - 7月14日(金) 3日間	40	地方公共団体金融機構との共催を予定 しています。
	自治体財政運営の理論と実際 ～自治体財政診断のノウハウ～	財政に関する実務経験1年以上の職員を対象とします。 健全な財政運営を行うためには、財政状況を的確に分析し、地方債の発行管理を行うことが必要であり、そのためには、将来的な償還能力やストック面も含めて、財政診断ができる能力が不可欠です。 この研修では、自治体の財政運営について、理論だけでなく、自らの自治体の財政を的確に分析・診断するノウハウを学びます。	8月2日(水) - 8月4日(金) 3日間	40	
	自治体の自律的な財政運営 ～制度と最新の動向～	地方財政制度や地方交付税等の諸課題に関する講義・演習等により、財政における国と地方の関係をはじめ、地方財政・税制等における最新の動向を読み解き、自律的で健全な財政運営に取り組んでいくための能力の向上を図ります。	9月6日(水) - 9月8日(金) 3日間	40	
企画まごころ	地域おこし協力隊員及び集 落支援員の初任者を対象と した研修会	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象とします。 地域おこし協力隊の地域協力活動や集落支援員の集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	4月12日(水) - 4月14日(金) 3日間	150	
	全国地域づくり人材塾	地域活性化のために、様々な知識・経験を持った人が、その知識・経験とアイデアを活かしながら、それぞれ活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されている状況が大切です。 この研修では、地域で活躍している実践者などからの講義や直接対話を通じて、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材（人材）を育成します。	5月15日(月) - 5月17日(水) 3日間	50	総務省との共催を予定しています。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
	海外の事例から学ぶ都市政策 ～デนมार्クを中心に～ 【改訂】	〔(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(54ページ)〕	5月29日(月) - 5月31日(金) 3日間	30	
	自治体職員のためのデータ 分析の基本 ～分析から政策展開へ～ 【実施回数2回】	〔(3) 公共政策技法研修をご覧ください。(59ページ)〕	第1回 6月26日(月) - 6月28日(金) 3日間 第2回 2月13日(火) - 2月15日(木) 3日間	30 30	
	イベントと地域の活性化 【新規】	スポーツ、音楽を題材とする地域密着型フェスティバルなどのイベントを核とした地域活性化の推進により、地域のさらなる発展と新たな魅力の創出に繋がる相乗効果が期待されます。この研修では、地方自治体の視点に立ち、イベントを契機に地域の個性を活かしたプロモーション活動の展開や、活力の向上に繋がる方策について、講義や演習などを通じて学びます。	6月28日(水) - 6月30日(金) 3日間	30	総務省との共催を予定しています。
	人口減少を前提とした未来 志向の都市計画 ～住みやすいまちのデザイン～ 【タイトル変更】	少子化による急速な人口減少と高齢化が進む中、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようまなまづくりが必要で、自治体をめぐるまなづくりの現状と課題を把握し、地域の実情に応じた持続可能なまちをつくるための都市計画とはどういうものなのか、先進事例も交えて考えます。	7月26日(水) - 7月28日(金) 3日間	30	
	多文化共生の地域づくり コース 【実施回数2回】	〔(2) 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。(55～57ページ)〕	第1回 8月21日(月) - 8月25日(金) 5日間 第2回 1月15日(月) - 1月19日(金) 5日間	30 30	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しています。 詳細は、55～57ページをご覧ください。
	市町村の森林政策	平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、市町村では、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進の観点からも林業の成長産業化や森林資源の適切な管理が求められます。 この研修では、森林管理における市町村の役割の理解、先進事例などを通じた具体的な取組事例などをともに、森林の公益的機能の維持増進のために必要な森林管理のあり方などについて考えます。	8月30日(水) - 9月1日(金) 3日間	40	
	スポーツと地域の活性化	ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントの開催が続く中、スポーツを活用した地域・経済活性化への期待が高まっています。自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業等）、住民が一体となった取組、スポーツ大会やイベントの実施などを学び、地域資源を活かしたスポーツによるまなづくりに、地域の活性化につなげる方策を考えます。	9月4日(月) - 9月6日(水) 3日間	30	

企画・まなづくりに

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
	若者世代が参画する地域づくり 【新規】	選挙権が18歳、令和4年4月からは成人年齢も18歳に引き下げられました。学習指導要領では令和3年度に中学校の「公民」が改訂、令和4年度に高等学校の「公民」が新設され、現代社会の諸課題について中高校生が探究活動を展開し、社会への関心を育むことが期待されています。こうした中、複数の自治体ではすでに「若者会議」などを開催し、地域と若者の関わりを深める取組を進めています。この研修では、地域に対する若者世代の意識を醸成し、施策やまちづくりに繋げる取組について、講義や事例を通じて考えます。	9月13日(水) - 9月15日(金) 3日間	30	
	住民との協働によるまちづくり ～まちづくりコーディネーターの役割と技術の習得～	地域の多様なニーズや課題に対応するためには、行政と住民が協働してまちづくりを推進していくことが重要です。この研修では、協働の意義や課題を学ぶとともに、実地研修「まちあるき」を通して、まちづくりを行うためのスキルを実践的に学び、コーディネーターとしての知識や技術の習得を目指します。	9月25日(月) - 9月29日(金) 5日間	40	
	関係人口の創出・拡大	人口減少社会を迎え、移住や観光だけでなく、その地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」に着目し、地域外からの交流の人口を増やす取組が重要となつていきます。この研修では、「関係人口」の創出・拡大により、地域づくりの担い手不足などの課題解決に取り組んでいる自治体等の先進事例を学ぶとともに、関係人口の創出・拡大方策について考えます。	9月27日(水) - 9月29日(金) 3日間	30	総務省との共催を予定しています。
	地域からゼロカーボンを考える ～GXの推進を目指して～ 【タイトル変更】	気候変動への対策が世界全体の大きな課題となつていきます。2050年までに脱炭素社会を実現するためには、住民、事業者、行政などあらゆる主体が一体となり社会全体でGXの推進を目指した取組が不可欠です。特に脱炭素化に向けた再生可能エネルギー等新たな地域資源の活用は、地域経済の循環にもつながり、地域の持続可能性を高める取組として期待されています。この研修では、GXに取り組む自治体への支援内容をはじめ、地域資源を活かした再生可能エネルギー等の活用や課題などについて学びます。	10月10日(火) - 10月12日(木) 3日間	30	
	デザイン思考を活用した新たな行政課題の解決方法 【新規】	〔(3) 公共政策技法研修をご覧ください。(59ページ)〕	10月11日(水) - 10月13日(金) 3日間	30	
	高齢者が活躍できる地域づくり ～生きがいとしての社会参加～ 【新規】	日本では人口減少や少子高齢化の進行により、労働市場や地域社会における深刻な担い手不足に陥ることが見込まれます。2040年頃には高齢者人口がピークを迎えると推計されており、超高齢社会の到来が迫る中、シニア世代が意欲と能力に応じ、様々な社会活動の担い手として活躍することが期待されます。この研修では、高齢者の就労や社会活動の参加について講義や事例紹介を通じて考えます。	10月16日(月) - 10月18日(水) 3日間	30	

企画・まちづくり

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
企画・まちづくり	地域公共交通の維持と確保 に向けて	人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況です。 この研修では、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源や最新技術などの活用も検討しながら地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持、確保するための地域公共交通の仕組みづくりについて考えます。	11月29日(水) - 12月 1日(金) 3日間	30	
	地域おこし協力隊ステップ アップ研修	着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている地域おこし協力隊員を対象とします。 これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理します。また、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけていただくために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	2月 1日(木) - 2月 2日(金) 2日間	60	総務省との共催を予定しています。
	図書館とまちづくり	地域が必要とされているのはどんな図書館なのか、図書館が担う新たな役割に関する講義やまちの特徴を活かした図書館の事例などをと、図書館とまちづくりの関係、その変遷や可能性について考えます。	2月14日(水) - 2月16日(金) 3日間	30	
	空き家対策 ～自治体の対応法～	適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。 私有財産である空き家等に対して、法的観点も踏まえ、市町村が実際にどのように対応していくべきなのか、先進事例も交えて考えます。	2月26日(月) - 2月28日(水) 3日間	30	
産業振興	グリーンリカバリーと地域の 産業政策 ～地球温暖化対策と再生可 能エネルギーの活用～ 【改訂】	〔(2) 国際文化研修の「海外視察等」区分をご覧ください。(54ページ)〕	6月12日(月) - 6月14日(水) 3日間	30	
	自治体職員のためのデータ 分析の基本 ～分析から政策展開へ～ 【実施回数2回】	〔(3) 公共政策技法研修をご覧ください。(59ページ)〕	第1回 6月26日(月) - 6月28日(水) 3日間 第2回 2月13日(火) - 2月15日(木) 3日間	30 30	
	自治体の中小企業支援	【地域経済の維持・活性化のためには、活力ある企業の存在が重要です。 この研修では、地域産業を支える中小企業の重要性や、それを取り巻く環境を理解した上で、経営改善、販路・売上拡大や事業承継、新たな地域経済の担い手による起業・創業等について、事例や演習を交えて考えます。	11月13日(月) - 11月15日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごと開始日の早い順に並べています。

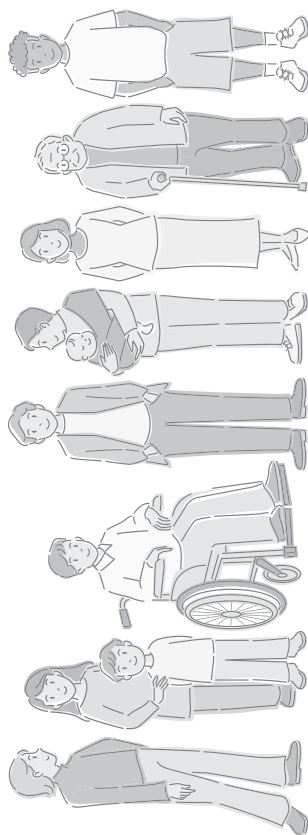
区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
産業 振興	地域ブランドの育成と保護	地域には従来から存在する様々な産品があります。地域ならではの資源を改めて見直し、地域ブランドとして育成、発信するためのノウハウとその保護について理解を深め、地域の活性化につながる地域ブランド戦略を実践的に学びます。	12月 4日(月) - 12月 5日(金) 2日間	30	
	これからの農業を考える	農業をめぐる環境が大きく変わる中で、農業を稼げる産業とすることは、地域の活力を維持・活性化するためにも不可欠です。 この研修では、農業の更なる成長に必要な異業種連携による資源・技術・知見等の活用、スマート農業の推進等について、講義や先進事例を通して学び、これからの農業について考えます。	12月 6日(水) - 12月 8日(金) 3日間	40	
	地域が稼ぐ観光戦略 ～選ばれ続ける地域を目指して～	自治体の観光政策の中には、媒体の露出量や集客数を増やすことに重点が置かれ、地域経済にとってメリットが少ないケースもみられます。 この研修では、地域を豊かにし、持続可能な観光事業を実現するため、「稼ぐ」ということに着目した戦略的な仕組みづくりについて考えます。	1月29日(月) - 1月31日(水) 3日間	30	
福祉	これからの子育て支援 ～安心して子育てができる まちを目指して～	少子化対策、子育て支援業務に携わる市町村職員(保育士・幼稚園教諭含む)を対象とします。 本格的な少子化・人口減少社会の到来を迎え、自治体は子育てをめぐる様々な課題に直面しています。 この研修では、地域における子育て支援の現状や課題を把握し、先進事例等を通じて、まちぐるみで取り組む子ども・子育て支援について考えます。	6月28日(水) - 6月30日(金) 3日間	30	
	保育士・幼稚園教諭のための 保育行政	主に保育士及び幼稚園教諭を対象とします。 自治体が進める子育て支援の現状や最新の動向、今後の方向性等について学び、幼児教育・保育に関わる人材育成やこれからの保育園・幼稚園のあり方を考えます。	7月24日(月) - 7月26日(水) 3日間	70	
	介護保険業務 ～制度と運用～	介護保険制度は時代の要請に応じて改正を重ねながら運用されています。 この研修では、その成り立ちと制度の趣意を改めて学んだ上で、制度全般についての理解を深めるとともに、先進事例や演習等により、地域の実情や時代のニーズに応じた施策を企画立案できる能力の養成を図ります。	10月23日(月) - 10月27日(金) 5日間	50	
	障がいのある人への自立支援	障がいのある人が個人としての尊厳を保ちながら安心して日常生活を送れる社会の実現が求められます。 この研修では、障がいのある人をめぐる法制度の動向や、社会状況を理解しながら、障がいのある人の自立を支えるための相談支援や地域生活支援事業のあり方、体制整備、地域協働の進め方等について学びます。	11月13日(月) - 11月17日(金) 5日間	50	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
福祉	住民の健康を考える ～健康寿命を延ばすために～	日本人の平均寿命は、男女とも80歳を超えています。その一方で、健康寿命は70歳程度とされています。その間の約10年間は、医療・介護等のサービスが必要な場合が多く、超高齢社会においては、健康寿命の延伸が喫緊の課題です。老いてもいきいきと自分らしく暮らせるよう、健康寿命を延ばすためにどのような施策が有効なのか考えます。	11月27日(月) - 11月29日(水) 3日間	30	
	児童虐待への対応	児童虐待の防止は地域全体で取り組むべき重要な課題です。早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立に向けた支援等に至るまで切れ目のない支援が求められます。 この研修では、児童虐待の社会的背景や現状と課題、関係機関との連携など先進事例等を通じて学び、その対応策を企画立案・実践できる能力の向上を図ります。	1月15日(月) - 1月19日(金) 5日間	50	
	生活困窮者の自立支援	最後のセーフティネットである生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援が重視されています。 この研修では、市町村に求められる包括的な支援体制のあり方や効果的な事業の進め方などを学び、地域の実情に応じた具体的な支援について考えることにより、生活困窮者の自立支援に必要なとなる施策を企画立案できる能力の養成を図ります。	1月24日(水) - 1月26日(金) 3日間	40	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

(5) 幹部職員等研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
幹部職員等研修	人事担当課長のための人材育成セミナー【新規】	〔(4)政策実務研修の「人材育成・人事」区分をご覧ください。(61ページ)〕 女性職員が職場のリーダーとして、より意欲的に職務に取り組み、かつ業務の成果を挙げていくために、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶとともに、職場の活性化や部下の育成等、リーダーに必要なとされるマネジメント能力の向上を目指します。また、演習では、女性リーダーとしての悩みや課題等について、全国から集まる受講者同士で議論していただきます。	7月 6日(木) - 7月 7日(金) 2日間	50	
	女性リーダーのためのマネジメント研修 【実施回数1回→2回】	主として、課長級～部長級の職員を対象とします。 自然災害や感染症等の危機発生時において、的確に情報を発信していくとともに、住民等に必要なる行動をとるよう促し、被害を最小限に抑えていくことが重要です。 この研修では、危機管理における管理職の役割、日頃からの行政と住民等とのリスココミュニケーションのあり方、説明のポイントやICTを活用した情報発信の方法などについて理解を深め、管理職に求められる実践的な危機管理能力の向上を目指します。また、演習では、ミニ模擬記者会見を体験します。 *「クライシス・コミュニケーション」 マスコミへの情報開示を中心とした、事件・事故・災害発生時のコミュニケーション活動	7月10日(月) - 7月14日(金) 5日間 12月 4日(月) - 12月 8日(木) 5日間	50 50	
	管理職のためのクライシス・コミュニケーション ～危機に直面したときの適切な情報発信～【改訂】	〔(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(54ページ)〕	8月 7日(月) - 8月 9日(火) 3日間	30	
世界情勢からわがまちの未来をつくる ～トップマネジャーの方のために～	主として、課長級～部長級の職員を対象とします。 自治体の幹部職員が、住民の信託に応え、効率的に業務を進め、仕事で成果を挙げていくために、これからの自治体経営のあり方と管理職の役割、多様な人材を生かした組織の活性化、働き方改革の中で変化しつつある組織マネジメントの手法、部下指導のためのコーチングやアンガーマネジメントなどのコミュニケーション等について、講義や事例紹介、ワークショップを通して学び、マネジメント能力の向上を図ります。	10月16日(月) - 10月17日(火) 2日間	30		
シニアマネジャー研修 ～多様な人材と働き方のマネジメント～【改訂】		10月18日(水) - 11月20日(金) 3日間	30		

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

(6)市町村・議員等研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (4月～12月:令和5年、1月～3月:令和6年)	予定 人数	備 考
市町村長・議員等研修	市町村長特別セミナー 「地域経営塾」	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員を対象とします。 短期(1泊2日)の研修期間で、「地域経営」に関連する様々な分野を取り上げ、創造性豊かな地域づくりなどにおける市町村の役割について考えます。 また、(一財)地域創造との共催により、文化・芸術を通じた地域づくりに関する講演等を併せて実施します。	11月 1日(水) - 11月 2日(木) 2日間	40	総務省、内閣府地方創生推進室、一般財団法人地域創造との共催を予定しています。
	トップマネジメントセミナー	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員、議員を対象とします。 短期(1泊2日)の研修期間で、災害や感染症などへの対応に関する講義を通して、市町村における危機管理について考えます。	10月 2日(月) - 10月 3日(火) 2日間	60	
	市町村議会議員特別セミナー [実施回数 3回]	短期(1泊2日)の研修期間で、地方行政・地域活性化・福祉など、最近の課題となっているテーマに関する集中講義を行い、今後の地方行政のあり方や議員に求められる役割について考えます。	第1回 7月31日(月) - 8月 1日(火) 2日間 第2回 10月30日(月) - 10月31日(火) 2日間 第3回 1月22日(月) - 1月23日(火) 2日間	200 200 200	オンラインでの受講についても募集します。
	市町村議会議員研修 [5日間コース]	1期目の議員を対象とします。 地方自治の仕組みや議会の役割など、議員として理解しておくべき基本的事項に加え、政策法務や自治体財政について基礎から学びます。	5月 8日(月) - 5月12日(金) 5日間	50	全国市議会議長会、全国町村議会議長会との共催を予定しています。
	社会保障・社会福祉	社会保障・社会福祉の分野について最新の動きを取り上げ、制度や問題について理解を深めながら、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考えます。	7月 3日(月) - 7月 5日(水) 3日間	60	
	1年目議員のために 【新規】 【実施回数2回】	1年目の議員を対象とします。 議員としての大切なルールを確認し、議員として理解しておくべき基本的事項に加え、政策法務や自治体財政について基礎から学びます。	第1回 7月18日(火) - 7月20日(木) 3日間 第2回 11月 8日(水) - 11月10日(金) 3日間	60 60	
	地方議員のための 政策法務 ～政策実現のための 条例提案に向けて～	多様な住民のニーズに対応するため、議員が政策を提案し、条例を立案する能力が求められています。 この研修では、政策法務に関する基礎的な知識について学ぶとともに、条例立案練習を実施し、政策提案に必要な能力を養います。	8月 8日(火) - 8月10日(木) 3日間	60	
	人口減少社会における 議会の役割	高齢者人口が増える2040年頃までに、少子高齢化社会が招くインフラの老朽化、労働力不足や担い手不足などにより、多くの深刻な問題の顕著化が懸念されています。 これらの状況を理解するとともに、人口減少下における地方自治体、地方議会として期待されている役割や今から取り組むべき課題などを考えます。	10月10日(火) - 10月12日(木) 3日間	60	全国市議会議長会、全国町村議会議長会との共催を予定しています。
	地方財政制度の基 本と自治体財政	地方財政制度や自治体の財政運営に関する基本について学び、現在の地方財政を取り巻く状況を理解したうえで、それぞれの自治体の財政状況等について考えます。	10月18日(水) - 10月20日(金) 3日間	60	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごと開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）		予定 人数	備 考
			(4月～12月・令和5年、1月～3月・令和6年)			
市町村長・議員等研修	防災と議員の役割 【実施回数2回】	地震や集中豪雨等による災害による被災の心構えや地域での連携の重要性について学びます。講義に加え演習等の双方向型研修を実施し、現在の防災対策に関連する諸課題について考えます。	第 1 回	4月27日(木) - 4月28日(金)	2日間	60
			第 2 回	11月20日(月) - 11月21日(火)	2日間	60
	住民とのコミュニケーション ～対話と発信力の向上～	住民のニーズが多様化する中、議員には、住民の声を聞き、住民の代表としてそれらをおいぬ顔に施策に反映させることや、施策等を住民に分かちやすく伝えることが求められます。この研修では、講義や演習を通して、対話や発信力を中心にコミュニケーション能力のさらなる向上を目指します。	5月18日(木) - 5月19日(金)	2日間	60	
	自治体決算の基本 と実践 ～行政評価を活用 した決算審査～	自治体決算の基本的事項と決算審査について学びます。決算審査の意義や重要性を認識し、決算書類の審査のポイントや財政指標による財政分析、行政評価を活用した決算審査の手法について学び、適切な決算審査ができる能力の向上を目指します。	5月22日(月) - 5月23日(火)	2日間	60	
	自治体予算を考える	自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項について学び、それぞれの自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力の向上を目指します。	8月17日(木) - 8月18日(金)	2日間	60	
	議会改革を考える ～先進事例に学ぶ住 民参加・情報公開～	議会改革を進めるための基礎的な事項等について学びます。講義に加え先進事例や演習を通して、議会改革について理解し、それぞれの自治体の議会改革について考えます。	10月23日(月) - 10月24日(火)	2日間	60	
	自治体財政の見方 ～健全化判断比率 を中心に～	財政健全化法の概要や健全化判断比率等の各財政指標についての講義に加え、演習等の双方向型研修を実施し、財政指標分析の手法について学びます。	1月10日(水) - 1月11日(木)	2日間	60	
	世界情勢からわがまちの未 来をつくる ～トップマネージャーの方のた めに～	〔(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。(54ページ)〕	10月16日(月) - 10月17日(火)	2日間	30	
	市町村議会事務局職員研修	市町村の議会事務局職員を対象とします。議会の改革・運営等に必要となる基本的な知識や、条例立案等に必要となる専門的知識を習得するとともに、これからの地方議会のあり方について理解を深め、実務遂行能力の向上を図ります。	10月11日(水) - 10月13日(金)	3日間	40	全国市議会議長会、全国町村議会議長会の後援を予定しています。

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ゆたしく通信



沖縄の各町村から、
地域の魅力をお伝えします。

嘉手納町

～「マイクロツーリズム」で自然体験できる町、嘉手納～



「マイクロツーリズム」とは、株式会社星野リゾートの代表である星野佳路氏が提唱した、自宅から1～2時間の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行のことです。嘉手納町には、自然豊かな比謝川が流れ、川沿いの緑にはガジュマルやマングローブなど亜熱帯ならではの美しい自然を見られます。また、川の中には様々な種類の生き物が生息しており、20種類以上の生き物が見ることが出来ます。

カヌーやカヤック等のアクティビティも充実しているので、ぜひ嘉手納町にお立ち寄りになって、マングローブなどの自然と触れ合い体験をしてみてください。



中城村

～ 中城城跡 日本最強の城に選出! ～



平成29年に中城城跡の城壁修復工事で解体した城壁の内側に古い城壁が確認されました。古い城壁の基礎の発掘調査によって石垣築造の時期が14世紀中葉～後半であることが判り、県外の城と比べ約200年も早く石垣を築造してきたことなど、県内グスクの中でも貴重な成果をあげたことが評価され、令和4年12月30日にNHKで放送された「日本最強の城スペシャル12」で最強の城として選出されました。

現在、城壁積み直し工事完了までの期間、古い城壁の一部を観覧することができます。



平成29年に確認された古い城壁



令和3年に確認された古い城壁※平成29年に確認された古い城壁の続き

～地域の身近な暮らしの中に、新しい出会いを求めて～

栗国村

～季節限定「筆ん崎」でギンガメアジトルネード！～



毎年、4月から7月頃までの間、栗国島の筆ん崎付近の海中に数千匹ものギンガメアジの大群が押し寄せ、グルグルと渦巻きながらトルネード状に群がる光景は圧巻です。ギンガメアジがトルネードを形成する行動理由については、敵に襲われないようにするためや、効率よく呼吸するためなど言われますが、詳しくは解明されてはいません。1年のうちで、この期間にしか目にするのできかないギンガメトルネード。ダイビング中に一度は出会ってみたい圧倒される迫力と神秘に満ちています。



Topics

～4月から6月に行われる沖縄伝統行事～



【浜下り(ハマウリ)】

時期:旧暦3月3日
場所:県内各地

女性の節句とも言われ海水で身を清め健康を祈願。「三月御重(ご馳走)」や潮干狩りを楽しむ。

【四日の日(ユッカヌヒー)】

時期:旧暦5月4日
場所:県内各地

豊漁と海の安全を祈願する爬竜船競漕(ハーリー)を行う。子供達の健やかな成長を願いおもちゃを買い与える慣わしも



【清明祭(シーミー)】

時期:旧暦3月
場所:県内各地

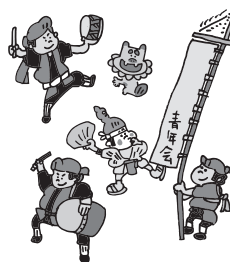
祖先供養の行事。墓に向きご馳走をお供えて墓参りをする。



【豊年祭(プーリイ)】

時期:旧暦6月
場所:八重山地方

穀物の収穫を感謝し、翌年の豊作を祈願する。旗頭、鉦鼓隊・巻踊りの奉納、綱引きなど



要 請

【令和4年11月】

沖縄県町村会が行った要請は、次のとおりです。

令和5年度沖縄振興特定事業推進費の増額について

貴職におかれましては、平素より沖縄振興に関し多大なる御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄の直面する課題に対して迅速且つ柔軟に対応するため、市町村等が実施する事業に要する経費の一部を補助する「沖縄振興特定事業推進費」につきましては、沖縄振興一括交付金が年々減少傾向にある中、市町村それぞれの実情に応じた振興策をきめ細やかに実施するに当たって大変重要なものとなってきております。

市町村としても、政府が掲げる「強い沖縄経済」の実現ビジョンの具体化に向け、本補助金をより一層活用し、民間企業との連携も視野に入れながら、観光産業を始めとする各種産業の高付加価値化や雇用の創出につながる取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

他方で、同補助金については、昨今活用案件が増えてきており、来年度以降に既存事業が本格化するにつれ、概算要求の額のままでは新たな事業の企画・実施が困難になるなど、取組の推進にブレーキがかかる恐れがあるものと、各市町村において懸念が広がっております。

つきましては、「強い沖縄経済」の実現ビジョンの具体化に資する市町村の取組を積極的に後押ししていただく観点からも、令和5年度の沖縄振興特定事業推進費を増額いただきますようお願い申し上げます。

◆要請日：令和4年11月29日（火）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 岡田 直樹





【令和5年1月】

燃料費高騰等に伴う電気料金の上昇に係る 沖縄県の構造的不利性を踏まえた対策について

平素より、電気の安定的かつ適正な供給の確保及び再生可能エネルギーの導入拡大など、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の実現に向け、御尽力と御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

本県は、電力系統が本土から独立しているため、災害に備えて独自で高い供給予備力を確保する必要があり、電力の最大需要に対する供給予備力の割合は、令和4年夏季最大需要時で本土の約11%に対し、本県は約28%と高くなっております。

また、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に37の有人離島及び10の独立した電力系統を抱えており、沖縄電力の販売電力量に占める離島割合は約10%となっており、同割合が全国で2番目の九州電力の約1%と比べ大きな差があります。

更に、本県は県内全域が台風常襲地域となっているため、復旧に係る人員の確保や電線等の設備投資等に多額の経費を必要とする状況にあります。

このようなことから、本県の電気料金は高くならざるを得ない構造的不利性を有しており、令和3年度では本土に比べて2割程度高くなっております。

また、本県は、大規模水力発電の導入ができないこと、台風常襲地域のため風力発電の導入が困難であること及び系統ごとに系統用蓄電池の整備が必要なことなど、再エネの導入拡大について本土と比べ不利な状況にあり、令和2年度における化石燃料の電源比率は、全国平均の約76%に対し本県は約92%となっております。

こうした本県の特殊事情を踏まえ、沖縄振興特別措置法に基づく国の支援も受け、「電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置」等の取組により、電気料金の上昇を抑制して県民生活や産業活動を支えてきたところです。

しかしながら、ウクライナ情勢や円安等による急激な燃料費等の高騰に伴い、本県の電気料金は規制料金上限まで達している状況の中、沖縄電力株式会社が国に申請中の料金値上げが本年4月から実施された場合、本県の料金は全国で最も高くなり、全国との格差が更に拡大する見通しです。国において支援策を実施いただいておりますが、一人当たりの県民所得が全国最下位という状況の中、電気料金の値上げは、コロナ禍で疲弊した本県の社会経済の各方面に更なる負担を強いるものです。

一方、本県は、新技術の実証実験等を行う「テストベッド・アイランド」の形成等を通じ、再エネをはじめとするクリーンなエネルギーの導入拡大に取り組み、国の目指す2050年脱炭素社会の実現に貢献する方針を「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げ、各種施策を展開しております。今後、国や民間企業が行う、島しょ地域における再エネ等普及拡大にかかる実証事業フィールドとして活用いただけるよう、取組を強化する所存です。

つきましては、本県における県民生活や産業活動の重要な基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するとともに、脱炭素社会の実現に向けた中長期的な取組を推進するため、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 本県の特殊事情及び県民所得が全国最下位という状況を踏まえ、電気料金の値上げ改定が見込まれる本年4月より、国の一律支援（電気・ガス価格激変緩和対策事業）に加え、
 - ア 低圧及び高圧受電契約に対する更なる支援策を講ずること。
 - イ 国の一律支援の対象に含まれていない特別高圧受電契約事業者に対する支援策を講ずること。
- 2 本県の特殊事情を踏まえ、系統用蓄電池の整備など再エネ等の導入拡大を促す環境の創出に向け、中長期的に取組を支援すること。

◆要請日：令和5年1月27日（金）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 岡田 直樹
経済産業大臣 西村 康稔
県選出国会議員等

要 請

【令和 5 年 2 月】

普通調整交付金の乖離に係る沖縄県国保への財政支援について

沖縄県の国民健康保険事業につきましては、これまで本県の特殊事情に配慮した御支援をいただき、感謝申し上げます。

平成 30 年度の国保制度改革に伴う公費拡充等により、本県市町村国保の財政状況は改善傾向にありましたが、令和 3 年度に法定外繰入が増加に転じ、その後も増えることが見込まれております。

また、制度改革後、国が推計している普通調整交付金について、確定係数と実交付額に大きな乖離が見られ、このことが本県国保の財政運営を不安定にする要因のひとつとなっております。

令和 4 年度においては、普通調整交付金の確定係数が約 179 億円と国から示されたのに対し、交付見込額（補正後確定係数）が約 152 億円と、約 27 億円もの乖離が生じております。令和 3 年度も同様の乖離があり、財政安定化基金を取り崩したことにより、本体分の基金残高が約 16 億円に減っており、収入不足を埋めるため、今年度末で基金が枯渇する見込みです。

これに伴い、基金による財源調整機能が働かない状況となり、市町村に対する保険給付費等交付金（普通交付金）の交付に支障を来すとともに、今後の国保事業費納付金が増大し、市町村国保の財政が悪化するおそれがあります。

つきましては、下記のとおり要望しますので、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 令和 4 年度を含め、平成 30 年度以降の普通調整交付金について、確定係数と実交付額の差額を補てんすること。
- 2 平成 30 年度以降、5 年間に亘り大きな乖離が続いていることから、確定係数の計算式を開示するとともに、乖離する理由を明らかにすること。
- 3 上記 1 の措置を制度化し、交付基準に追加すること。
- 4 財政安定化基金について国費で積み増しを行うこと。

◆要請日：令和 5 年 2 月 8 日（水）

◆要請先：厚生労働大臣 加藤 勝信

国民健康保険税領収済通知書公
国民健康保険税領収済通知書公
国民健康保険税領収済通知書公



【令和 5 年 2 月】

沖縄自動車道における独自料金及び割引制度の継続について

沖縄の振興につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鉄道がなく交通渋滞が大都市並みに著しい沖縄県においては、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、沖縄本島の南北をつなぐ県民及び観光客の移動や物流における定時・速達性を確保する道路として、本県における陸上交通体系のなかで、重要な役割を担っております。

沖縄自動車道においては、これまで特別調整費等国庫補助の活用や、平成 26 年度からは西日本高速道路株式会社の御尽力のもと、全車を対象とした通行料金の特別割引等の効果により、平成 11 年度の交通量約 1,680 万台から令和元年度には約 3,800 万台へと増加し、県経済の活性化はもとより、北部地域の振興にも大きく寄与しております。

沖縄県としましては、県民等の高速移動手段として定着してきた沖縄自動車道について、引き続き特別割引を維持することにより、人流及び物流の円滑化を図り、北部地域の振興及び新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた本県経済の早期回復はもとより、更なる発展・成長へとつなげていきたいと考えております。

また、沖縄県では、一般道から沖縄自動車道への利用転換が進むなか、県民等による ETC の利用促進を図るため、西日本高速道路株式会社と連携し、更なる ETC 普及促進のための取り組みを一層進めていくなど、沖縄自動車道の利便性向上に資する取り組みを強化しているところです。

つきましては、鉄道がない沖縄県において、沖縄自動車道が唯一の高速移動手段であること、また、本土の高規格幹線道路網からは独立していることなどの特殊事情に御配慮頂き、県経済の更なる発展・成長に御協力くださるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段の御高配をお願い申し上げます。

記

- 1 沖縄自動車道の利用料金について、全国とは異なる独自料金の延長により、現行の料金水準を複数年継続すること。
- 2 平日朝夕割引及び深夜割引についても、沖縄自動車道に継続して適用すること。なお、全国的な見直しが行われる場合には、見直し後の割引を沖縄自動車道にも適用すること。

◆要請日：令和 5 年 2 月 15 日（水）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

国土交通大臣

沖縄振興調査会 会長代行

沖縄振興調査会 幹事長代理

岡田 直樹

斉藤 鉄夫

西銘 恒三郎

島尻 安伊子

会務の動き

令和4年12月～令和5年2月

◆沖縄県町村会

- 12月 7日 沖縄県市町村会事務局連絡会議（～8日）【中部市町村会館】
12日 九州地区町村会政務・総務事務研究会【佐賀県市町会館】
- 1月 6日 令和5年商工会合同新年会及び受賞祝賀会【ラグナガーデンホテル】
10日 南部地区新年懇親会【市町村自治会館】
11日 「沖縄振興特定推進事業費」に関する研修会【市町村自治会館】
12日 令和4年度市町村長研修会【ロワジュールホテル】
12日 令和5年年始会【ロワジュールホテル】
23日 令和4年度町村長視察研修（～25日）【熊本県】
26日 （一財）全国自治協会評議員会【東京都】
26日 全国町村会理事会・都道府県会長会・全国町村職員生活協同組合総代会【東京都】
26日 沖縄県離島町村職員採用共同試験第6回実施委員会【市町村自治会館】
27日 九州地区町村会長会臨時事務局長会議【東京都】
28日 第48回沖縄県保育研究大会（祝辞）【沖縄コンベンションセンター】
30日 沖縄振興会議【沖縄空手会館】
30日 沖縄振興市町村協議会【沖縄空手会館】
- 2月 2日 沖縄県全島緑化県民運動推進会議幹事会【web会議】
3日 令和4年度「地域医療従事者」表彰選考委員会【市町村自治会館】
3日 沖縄県町村会令和4年度第3回理事会【市町村自治会館】
8日 普通調整交付金の乖離に係る沖縄県国保への財政支援について要請【東京都】
10日 沖縄県農政審議会さとうきび・糖業生産振興対策部会【沖縄県立図書館】
10日 沖縄県市町村自治会館管理組合の管理者の選任に関する協議【市町村自治会館】
10日 令和4年度第2回沖縄県保健師等人材確保推進委員会【県庁会議室】
10日 沖縄県さとうきび対策本部令和4年度監査【JA会館】
13日 沖縄県町村議会議長会第52回定期総会【市町村自治会館】
15日 沖縄自動車道における独自料金及び割引制度の継続について要請【東京都】
16日 令和4年度「地域医療従事者」表彰式【市町村自治会館】
16日 第199回沖縄県町村会定期総会【市町村自治会館】
20日 令和5年度（第1回）沖縄県さとうきび対策本部委員会【JA会館】

◆一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

- 1月13日 第57回研修旅行（～15日）【沖縄本島中北部】
- 2月3日 令和4年度第3回理事会【市町村自治会館】
- 24日 第20回定時総会【パシフィックホテル沖縄】
- 24日 第22回講演会【パシフィックホテル沖縄】

◆沖縄県離島振興協議会

- 12月23日 離島振興予算対策本部設置・要請活動【東京都】
- 1月10日 「離島フェア2022」マスコミ訪問【沖縄タイムス、琉球新報、琉球朝日放送、ラジオ沖縄】
- 11日 「離島フェア2022」テレビ収録【ていりるホール】
- 18日 RAC要請【東京都】
- 19日 「離島フェア2022」開会式（～2／24）【イーアス沖縄豊崎】
- 2月2日 第156回沖縄県離島振興協議会理事会【市町村自治会館】
- 15日 令和4年度全国離島振興協議会第3回理事会【東京都】
- 16日 第142回沖縄県離島振興協議会定期総会【市町村自治会館】

◆沖縄県過疎地域振興協議会

- 2月2日 第97回沖縄県過疎地域振興協議会理事会【市町村自治会館】
- 16日 第98回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会【市町村自治会館】

◆沖縄県市町村総合事務組合

- 12月8日 令和4年度九州地区退職手当事務研修会【福岡県】
- 22日 令和4年第3回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会【自治会館2階201～203会議室】
- 1月27日 全国退職手当組合協議会代表者会議【東京都】
- 2月17日 令和4年度沖縄県市町村総合事務組合出納検査【町村会会議室】
- 27日 令和5年第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会【自治会館2階201～203会議室】

◆沖縄県町村土地開発公社

- 2月3日 第149回沖縄県町村土地開発公社幹事会【市町村自治会館】
- 16日 第148回沖縄県町村土地開発公社理事会【市町村自治会館】

町村長選挙の結果

～ ご当選おめでとうございます～



おん な そんちよう
恩納村長
なが はま よし み
長 浜 善 巳

(3期目)

〈任期 令和5年1月24日～令和9年1月23日〉



か で なちようちよう
嘉手納町長
とう やま ひろし
當 山 宏

(4期目)

〈任期 令和5年2月18日～令和9年2月17日〉



市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
市 部								
那 覇 市	知 念 覚 チ ネン サトル	59	8.11.15	1	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市	松 川 正 則 マツ ガワ マサ ノリ	69	8. 9.30	2	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
石 垣 市	中 山 義 隆 ナカ ヤマ ヨシ タカ	55	8. 3.19	4	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市字真栄里 672 番地
浦 添 市	松 本 哲 治 マツ モト テツ シ	55	7. 2.11	3	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号
名 護 市	渡 具 知 武 豊 トウ グ チ タケ トヨ	61	8. 2. 7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号
糸 満 市	當 銘 真 栄 トウ メ シン エイ	56	6. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
沖 繩 市	桑 江 朝 千 夫 クワ エ サ チ オ	68	8. 5.11	3	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖繩市仲宗根 26 番 1 号
豊見城市	徳 元 次 人 トク モト ツグ ト	41	8.11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1
うるま市	中 村 正 人 ナカ ムラ マサ ト	58	7. 5.14	1	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
宮古島市	座 喜 味 一 幸 ザ キ ミ カズ ユキ	73	7. 1.24	1	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良字西里 1140 番地
南 城 市	古 謝 景 春 コ ジャ ケイ シュン	68	8. 2.11	5 ^{*1} (4)	(098)917-5378	(098)917-5424	901-0695	南城市佐敷字新里 1870 番地
国 頭 郡								
国 頭 村	知 花 靖 チ バナ ヤスシ	63	6. 4. 6	1	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地
大宜味村	友 寄 景 善 トモ ヨシ ケイ ぜん	68	8.10. 6	1	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地
東 村	當 山 全 伸 トウ ヤマ マサ ノブ	74	5. 4.26	1	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良 804 番地
今帰仁村	久 田 浩 也 ク ダ ヒロ ナリ	55	6. 8.22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地
本部町	平 良 武 康 タイ ラ タケ ヤス	73	8. 9.20	2	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩納村	長 浜 善 巳 ナガ ハマ ヨシ ミ	57	9. 1.23	3	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地
宜野座村	當 眞 淳 トウ マ アツシ	51	6.12.29	3	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地
金武町	仲 間 ナカ マ ハジメ	68	8. 4.16	3	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	名 城 政 英 ナ シロ マサ ヒデ	67	8. 7. 2	1	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前 38 番地

[就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。]

*1 南城市長 旧知念村長として 1 期就任 (H18.1.1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生)

※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ (市制施行)

※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生

※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

※ H17.10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生

※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

〔 2023 (令和5) 年3月31日 現在 〕

市町村名	市町村長	年齢	任期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
中 頭 郡								
読 谷 村	石 嶺 傳 實 イシ ミネ デン ジツ	67	8. 2.28	4	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地
嘉手納町	當 山 宏 トウ ヤマ ヒロシ	70	9. 2.17	4	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北 谷 町	渡 久 地 政 志 ト グ チ マサシ	43	7.12.11	1	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町桑江一丁目 1 番 1 号
北中城村	比 嘉 孝 則 ヒ ガ カ ノリ	68	6.12.21	1	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地の 2
中 城 村	浜 田 京 介 ハマ ダ ケイ スケ	60	6. 7. 3	4	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間 585 番地 1
西 原 町	崎 原 盛 秀 サキハラ セイ シュウ	65	6.10. 5	1	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1
島 尻 郡								
与那原町	照 屋 勉 テル ヤ ツトム	60	8. 5. 1	2	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地
南風原町	赤 嶺 正 之 アカ ミネ マサ ユキ	71	8. 5. 8	2	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城 686 番地
渡嘉敷村	新 里 武 広 シン サト タケ ヒロ	58	8.11.19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
座間味村	宮 里 哲 ミヤ サト サトル	55	7. 5.31	4	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味 109 番地
粟 国 村	高 良 修 一 タカ ラ シュウ イチ	67	6. 7.31	1	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	粟国村字東 483 番地
渡名喜村	比 嘉 朗 ヒ ガ アキラ	66	7.10.14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村 1917 番地の 3
南大東村	新 垣 利 治 アラ カキ トシ ハル	58	8. 6.30	1	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南 144 番地 1
北大東村	宮 城 光 正 ミヤ キ ミツ マサ	68	5.12. 3	6	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野 218 番地
伊平屋村	名 嘉 律 夫 ナ カ リツ オ	61	7. 9.12	1	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地
伊是名村	奥 間 守 オク マ マモル	68	8. 9.20	1	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地
久米島町	桃 原 秀 雄 トウ バル ヒデ オ	63	8. 5.11	1	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地
八重瀬町	新 垣 安 弘 アラ カキ ヤス ヒロ	67	8. 2.11	2	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地
宮 古 郡								
多良間村	伊 良 皆 光 夫 イ ラ ミナ ミツ オ	67	7. 7. 7	3	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地の 2
八重山郡								
竹 富 町	前 泊 正 人 マエ ドマリ マサ ト	45	8. 4.16	1	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1
与那国町	糸 数 健 一 イト カズ ケン イチ	69	7. 8.27	1	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国 129 番地

※ 41 市町村 (11 市 11 町 19 村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償

対物賠償

限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】

「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日をきめて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL : <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

株式会社 千里

(ちさと)

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館西館内

0120-731-087 FAX 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せて FAX ください。また、送信の際は FAX 番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？



みんなてグッジョブ運動
(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)って
どういうもの？

県民が一丸となって、
就業意識の向上を目指し
取り組む県民運動です。



●目 標：沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。

●計画期間：平成19年度～

●基本コンセプト：

みんなが生きがいを持って働く
自立した豊かな社会の実現



自治おきなわ 2023年4月号 (No.468)

2023年4月1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町 116 番地 37 (自治会館 5 階)

TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654

編集
責任者 金城 礼子

印刷所 有限会社 アイドマ印刷
TEL(098)833-1122
